平成２９年度
岐阜市包括外部監査報告書

平成３０年２月
岐阜市包括外部監査人
諏訪　直樹

《　目　次　》

第１　監査の概要 1
１．外部監査の種類 1
２．監査の対象とした事件名 1
３．事件の選定理由 1
４．監査の対象期間 2
５．監査従事者 2
６．監査を実施した期間 2
７．外部監査人の独立性（利害関係） 2
８．監査の対象機関 2
９．監査の着眼点 2
１０．監査の方法 3
１１．監査意見 3

第２　監査対象の事業概要 4
１．国の保育事業への取り組み 4
２.子ども・子育て支援新制度について 8
（１）概要 8
（２）「子ども・子育て支援新制度」の対象となる施設・事業 10
（３）保育の必要性の認定について 11
（４）施設・事業利用のイメージ 12
（５）仕事・子育て両立支援　（平成２８年度創設） 13
３．市の保育事業について 13
４．「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」について 16
（１）位置づけ 16
（２）次世代育成支援対策行動計画との連携 17
（３）子ども・子育て支援に関するアンケート調査 18
（４）アンケート結果を踏まえた課題の抽出 20
（５）方針と計画 22
５．市の認可保育所等 29
（１）認可保育所の施設 29
①市立認可保育所 29

②民間認可保育所 30
（２）認定こども園 30
（３）認可外保育施設 32
６．認可保育所の運営について 34
（１）設備運営基準 34
（２）認可保育所等の入所条件（保育を必要とする事由） 36
（３）認可保育所等の申し込み手続き.................................. 37
（４）入所選考 39
（５）利用者の施設負担額（平成２８年度） 41
７．地域型保育 44
（１）地域型保育給付とは 44
（２）小規模保育施設 45
８．地域子ども子育て支援事業 46
（１）概要 46
（２）子育て支援センター 48
（３）一時預かり事業 49
９．子ども未来部の組織及び業務分掌.. 53
（１）組織体制 53
（２）事務分掌 54
（３）歳出・歳入の状況 55
（４）予算及び実績の状況 56

第３　保育所の運営状況について.. 65
１．概要 65
２．着眼点並びに監査手続 66
３．監査の結果 66

第４　私立保育園等に対する補助金交付状況について 68
１．概要 68
（１）私立保育園 68
（２）私立小規模保育事業及び事業所内保育事業........................... 74
２．着眼点並びに監査手続 76

３．監査の結果 77

第５　保育所（園）施設整備の現状と対応について 80
１．概要 80
２．着眼点並びに監査手続 82
３．監査の結果 82

第６　保育所（園）の施設及び児童の安全管理は適切にされているか 90
１．概要 90
（１）子ども保育課における指導 90
（２）岐阜市福祉部指導監査課からの指摘事項 91
（３）視察結果 93
（４）私立保育園の指導監査による改善状況について 94
２．着眼点並びに監査手続 95
３．監査の結果 95

第７　保育所（園）の契約事務は適切になされているか 98
１．　概要 98
（１）契約の種類 98
（２）契約形態 100
（３）契約事務手続きの流れ 108
（４）保育所給食用賄材料契約から納入の流れ 108
２．着眼点並びに監査手続 110
３．監査の結果 110

第８ 保育所（園）の入所選考手続 112
１．概要 112
２．着眼点並びに監査手続 118
３．監査の結果 119

第９　保育料の決定手続 123
１．概要 123

２．着眼点並びに監査手続 134
３．監査の結果 134

第１０　保育所（園）の職員状況は適切か 136
１．概要 136
（１）職員配置 136
（２）職員の就業管理状況 141
（３）職員給食費 142
（４）視察結果 142
２．着眼点並びに監査手続 148
３．監査の結果 148

第１１　保育所（園）の職員研修は適切に実施されているか 152
１．概要 152
（１）研修区分 152
（２）リーダー研修 152
（３）中堅研修 153
（４）初任研修 154
（５）新任研修 155
（６）看護師研修 155
（７）市立保育所副所長、私立保育園副園長又は主任研修 156
２．着眼点並びに監査手続 157
３．監査の結果 158

第１２　保育事業の多機能化への取組み状況について 161
１．概要 161
２．着眼点並びに監査手続 167
３．監査の結果 169

第１３　保育料の収納事務及び滞納保育料の管理は適切か 179
１．概要 179
（１）保育料の収納事務が適切になされているか 179

（２）子ども保育課の滞納管理..180
（３）収納率改善に向けた取り組み....................................181
（４）不納欠損処分 182
（５）高額滞納者に対する対応..183
２．着眼点並びに監査手続 185
３．監査の結果 185

第１４ 行財政改革における市立保育所に対する取組み状況について 188
１．概要 188
２．着眼点並びに監査手続 189
３．監査の結果 189

第１５ 指摘及び意見一覧表..198

事件（テーマ）：「岐阜市の保育事業について」

第１　監査の概要

１．外部監査の種類

地方自治法第２５２条の３７第１項に基づく包括外部監査

２．監査の対象とした事件名

岐阜市の保育事業について

３．事件の選定理由

我が国では少子化の進展により、２００５年を境に死亡数が出生数を上回る人口減少時代を迎えており、将来的には、生産年齢人口の減少に加え、急速な高齢化により現役世代の負担はますます重いものとなる。

しかしながら、国民が結婚や出産を望んでいないわけではなく、希望どおりに結婚・出産ができるようになれば、他の先進国並みの１．７５程度の出生率を確保できると考えられる。

また、少子化対策を進めると同時に、人口減少のなかで経済成長を実現するためには、女性、高齢者等の潜在労働力を活かすことが不可欠である。女性の就業率が上がれば、少子化が進むという意見もあるが、先進国の多くは、女性就業率の高い国が出生率も高い傾向にある。産みやすく、働きやすい社会をつくることにより、女性の活躍と少子化対策の両立は可能であることから、政府の政策は希望のある日本の将来像を描く上で非常に重要となってくる。

このような状況を踏まえ、安倍政権では、待機児童対策として「子育て安心プラン」を、女性の活躍をサポートするべく「すべての女性が輝く社会づくり本部」を立ち上げ、「仕事と家庭の両立支援」と「女性の活躍推進」とを両輪として政策を進めている。直近では、男女を問わず育児休業取得をさらに促進するため、育児休業給付の給付割合を引き上げる法改正を行った。また、時限立法である次世代育成支援対策推進法について、１０年間の延長と制度の充実を図る法改正を行った。

このような状況において、保育事業について、本年度の監査の対象の事件として選定し、今後の事務の改善に資するような現場に関する指摘

または意見を提言することは、必要かつ有用な包括外部監査になるものと判断した。

以上の理由より、監査の対象とする事件は保育事業とすることとした。

４．監査の対象期間

平成２８年度に執行したものとし、ただし、必要があると認めたものについては、過年度及び平成２９年度分も対象とした。

５．監査従事者

包括外部監査人

諏訪　直樹（公認会計士）

包括外部監査人補助者

安田　益生（公認会計士）

山田　晋也（公認会計士）

乾　美恵子（弁護士）

６．監査を実施した期間

平成２９年6月１２日から平成３０年２月９日まで

７．外部監査人の独立性（利害関係）

岐阜市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との関係には、地方自治法２５２条の２９の規定により記載すべき利害関係はない。

８．監査の対象機関

保育事業に係る事務を所管する部署、当該事務に関連する部署等

９．監査の着眼点

保育事業に関わる事務について、関係法令、条例及び諸規定に準拠して行われているか、また、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げなければならないとする観点（地方自治法第２条第１４項）から、運営がいわゆる3E（経済性、効率性、効果的）にかなうものかどうかを

を確認するために、主に以下の項目を対象に監査を実施した。

・保育施設及び施設内の資産の管理状況について
・所管課において、保育所（園）の収支状況が把握されているか
・保育料の決定手続について
・保育料の出納事務並びに滞納管理について
・保育所（園）の入所選考手続が適切に行われているか
・保育事業の多機能化への取り組み状況について
・行政改革における市立保育所の取組状況について

１０．監査の方法

（１）監査実施対象について、関係法令、条例及び諸規定等の確認
（２）所管部署の担当者に対するヒアリング
（３）行政計画、予算の執行状況の調査、確認
（４）関係帳簿及び証拠書類との突合、内部管理資料、契約書等の文書の閲覧

１１．監査意見

指摘	意見	合計
６件	２２件	２８件

本報告書において指摘または意見という場合、以下のように区分している。

指摘：法令、条例、規定等の形式的な違反、裁量権の逸脱などの実質的違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準じるもの。

意見：是正を必ずしも要するものではないが、事業の執行について参考にすべき事項として監査人が市に対して提言するもの。

第２　監査対象の事業概要

１．国の保育事業への取り組み

（１）国の少子化対策及び保育事業の変遷

１９９０年の「1.57（合計特殊出生率）ショック」を契機に国は少子化対策を続けているところである。

一方で女性の社会進出や経済情勢の悪化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加などによる保育ニーズの増大と多様化、過疎地域における少子化の影響による保育機能の低下などに直面して、保育サービスは大きな変革を迫られている。

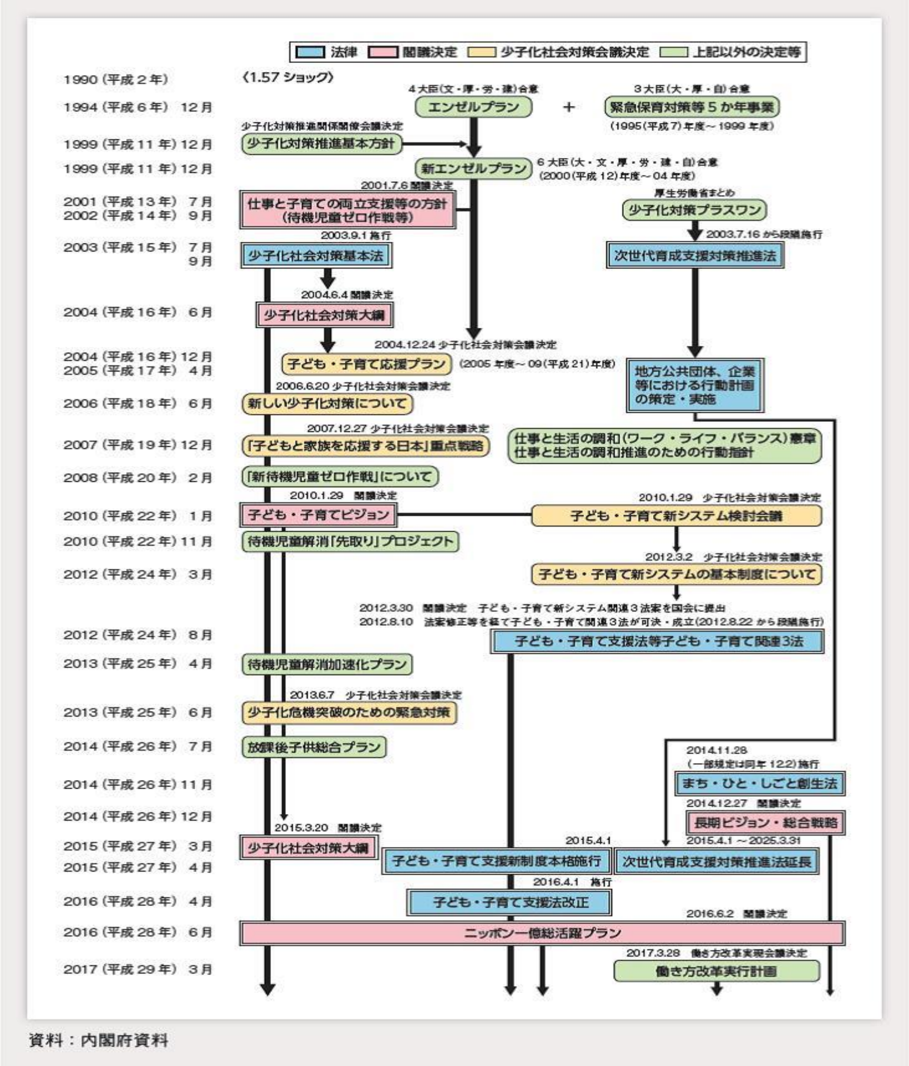

（内閣府ホームページより抜粋）

●現行制度までの経過

１９９０年の「1.57ショック」（合計特殊出生率が1.57と「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった１９６６年の合計特殊出生率1.58を下回ったこと）を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを強く認識し、対策の検討を始めた。

１９９４年に最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（「エンゼルプラン」）が関係省庁の合意で策定された。エンゼルプランでは、少子化の要因として晩婚化の進行と夫婦出生力低下の兆しを挙げ、これらの背景には女性の職場進出、子育てと仕事の両立困難、育児の心理的・肉体的負担増大、住宅事情、子育てコストの増大などがあると指摘した。そして、保育サービスの充実を中心とする７項目について具体的対応策を列挙し、特に、保育サービスの拡充は「緊急保育対策等５か年事業」に基づき重点的に実施した。

その後、少子化問題への国民的議論が喚起されたとはいえ、出生率の低下は止まらなかった。１９９９年には、改正版ともいうべき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（「新エンゼルプラン」）が関係省庁の合意で策定された。新エンゼルプランは、エンゼルプランと緊急保育対策等５か年事業を見直したもので、エンゼルプランと比べて固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土の是正という点をかなり大きく扱うこととなった。

●少子化社会対策基本法

新エンゼルプランの後、２００１年７月には、働き方改革重視の視点から「仕事と子育ての両立支援等の方針」が閣議決定され、「待機児童ゼロ作戦」が開始されるなど、政府は次々と対応策を講じてきたが、この間も出生率の低下は止まらなかった。そこで、政府一体となり少子化対策を推進するため、少子化対策関連の立法化を初めて進めることとなった。

２００３年７月に成立した「少子化社会対策基本法」は、今後の少子化の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国・地方公共団体・事業主及び国民の責務を定めている。同法は、国の責務のひとつとして大綱のとりまとめを課していることから、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が策定された。同大綱を受け

て、新エンゼルプランに代わる新たな実施計画として「少子化社会対策大綱の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」が策定された。子ども・子育て応援プランは、少子化の流れを変えるための「４つの重点課題」と「２８の具体的行動」を提示し、計画の実施期間である２００５～２００９年の５年間に講ずる施策や数値目標、実現した場合の将来の社会の姿（おおむね１０年後）を示すなどした。

●次世代育成支援対策推進法

「少子化社会対策基本法」と同時に成立した「次世代育成支援対策推進法」は、地方公共団体や企業（常時雇用労働者１０１人以上）が、次世代育成支援のための取組を促進するよう、行動計画の策定を義務付けた法律である。１０年間の時限立法である同法は、特に男性を含めた働き方の見直し等の観点から事業主が子育て支援を進めるよう促している。

なお、同法は２０１４年４月に一部改正され、法律の有効期限を２０２５年３月まで１０年間延長するとともに、子育て支援の実施状況が優良な事業主について厚生労働大臣が認定する新制度（特例認定制度）を創設するなど、次世代育成支援対策の更なる推進・強化が図られている。

●子ども・若者育成支援推進法

少子化対策の一つに若者の自立支援、特にニートや引きこもり等の社会的自立が困難な子どもや若者への取組が大きな問題となっている。２０１０年４月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」では、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進が図られている。とりわけニートやひきこもり等に対して、関係機関が現場レベルにおいてより一層連携して支援する地域協議会の仕組みが定められたことが特色である。

●子ども・子育て支援法

２０１０年１月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。同ビジョンでは、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランに次いで、２０１０～２０１４年度の５年間を対象とした４番目の少子化対策プランとして、子ども手当等の経済的支援も含めた包括的な子育て支援策が打ち出された。さらに政

府は「子ども・子育てビジョン」の確実な実現に向けて「子ども・子育て新システム」を構築することとし、少子化社会対策会議およびその下位会議で制度設計を行った。そうした検討なども踏まえながら、社会保障・税一体改革の一環として、２０１２年８月に子ども・子育て支援法など関連３法が成立することとなった。

同法では、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を行うこと（「施設型給付」）、小規模保育等（家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）への給付を行うこと（「地域型保育給付」）、認定こども園制度を改善すること、さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実することを定めており、従来の少子化対策関連法以上に対策の量的拡充や多様化、予算措置を行っていることが特徴である。サービスの実施主体は市町村であり、市町村は地域のニーズに基づく計画策定、給付・事業を行うこととしている。また、市町村においても「子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされた。＜１９９４（平成６）年１２月＞エンゼルプラン（１９９５（平成７）年度～１９９９（平成１１）年度）

１９９０（平成２）年の「1.57ショック」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め今後１０年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（文部、厚生、労働、建設の４大臣合意）が策定された。

●国と地方自治体の役割分担

国は、法制度の創設・改正、全国統一的な指針や基準の作成、必要な予算の確保等、制度の枠組みと基盤づくりを行っている。施策の実施は、都道府県や、住民に最も身近な地方自治体である市町村が、地域や住民のニーズに応じながら担当し、児童手当等をはじめとした家庭・個人への直接給付、妊娠・出産支援、母子保健・小児医療体制の充実、地域の子育て支援、保育サービスの充実、放課後対策、子育てのための住宅整備、働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの促進など、子育て支援施策の多くが、地方自治体、特に市町村を中心に実施されている。

（内閣府ホームページより引用）

２.子ども・子育て支援新制度について

（１）概要

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成２４年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいい、平成２７年４月より本格施行されている。

同制度のポイントは以下のとおりである。

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設

＊地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」 ）の充実

④市町村が実施主体

・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤社会全体による費用負担

・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する０．７兆円程度を含めて１兆円超程度の追加財源が必要）

⑥政府の推進体制

・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置（平成２７年４月１日））

⑦子ども・子育て会議の設置

・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置

・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

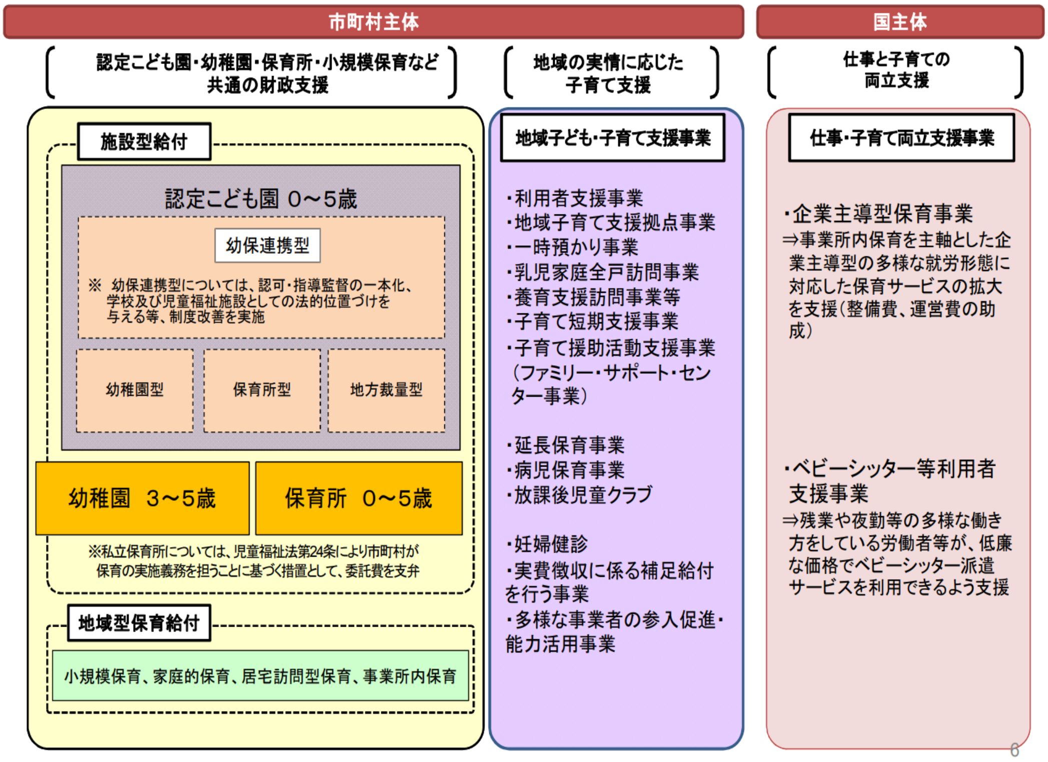

【子ども・子育て支援新制度概要】

（２）「子ども・子育て支援新制度」の対象となる施設・事業

①教育・保育施設

以下の４つの施設の、整備や普及の推進、新たな認可等により、教育・保育の提供体制の確保を図ることとされている。

	区分	対象児童	利用時間	利用できる保護者
A	幼稚園	３－５歳児を対象とし、幼児期の教育を行う学校	昼過ぎ頃までの教育時間のほか、教育時間の前後や、夏休み等に預かり保育を実施。	制限なし
B	保育所	０－５歳児を対象とし、就労等のため家庭で保育をできない保護者に代わって保育する施設	夕方までの保育のほか、所（園）により延長保育を実施	共働き世帯等、家庭で保育ができない保護者
C	認定こども園	０－５歳児を対象とし、保護者が働いていなくても利用できる教育と保育を一体的に行う施設	・保育が必要ない子どもには昼過ぎごろまでの教育のほか、預かり保育等を実施 ・保育が必要な子どもには、教育のほか、夕方までの保育や延長保育を実施	０－２歳は共働き世帯等、家庭で保育ができない保護者 ３－５歳は制限なし
D	地域型保育	０－２歳を対象とし、少人数単位で家庭的な雰囲気できめ細かな保育を実施	【４つの事業のタイプ】 ・家庭的保育（５人以下を対象） ・小規模保育（６人－１９人を対象） ・事業所内保育（企業内の保育施設での地域の子どもの保育） ・居宅訪問型保育（障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合などに、子どもの自宅内での保育）	

②地域子ども・子育て支援事業

教育・保育のほかにも、すべての子育て家庭のため、以下の事業により地域の子育て支援の充実を図ることとされている。

利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせ、幼稚園や保育所（園）等の施設や、地域の子育て支援等から必要な支援を選択して利用できるように、空き情報の提供や、利用の相談・調整を行う。
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後に小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供する。新制度では、対象が小学校６年生まで拡大されている。
地域子育て支援センター事業	地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所である。
上述のほか、以下の地域子ども・子育て支援事業を実施する。	
・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・延長保育事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ・ファミリー・サポート・センター事業 ・すくすく赤ちゃん子育て支援事業（乳児全戸訪問事業)、妊婦健康診査事業など	

（３）保育の必要性の認定について

①支給認定区分

新制度では、幼稚園（新制度に移行した園)、保育所（園)、認定こども園や地域型保育の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要がある。

認定は３つの区分となっており、認定に応じて利用が可能な施設や事業が異なる（子育て支援法第１９条)。

認定区分	対象となる子ども	保育の必要性	対象施設・事業
１号認定	満３歳以上の就学前の子ども（２号認定除く）	なし	幼稚園・認定こども園
２号認定	満３歳以上で家庭での保育が困難な子ども	あり	保育所（園）・認定こども園
３号認定	満３歳未満で家庭での保育が困難な子ども	あり	保育所（園）・認定こども園・地域型保育

②保育を必要とする事由

保育所（園）等で保育を希望する場合の保育の必要性の認定（２号認定、３号認定）にあたっては、以下の事由に該当することが必要となる。

・就労（月６０時間以上）
・出産
・保護者の疾病、障がい
・同居親族の介護・看護
・災害復旧
・求職活動
・就学（月６０時間以上）
・児童虐待やＤＶのおそれがあること
・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

（４）施設・事業利用のイメージ

子どもの年齢や保護者の就労状況に対応した保育や子育て支援を提供する。

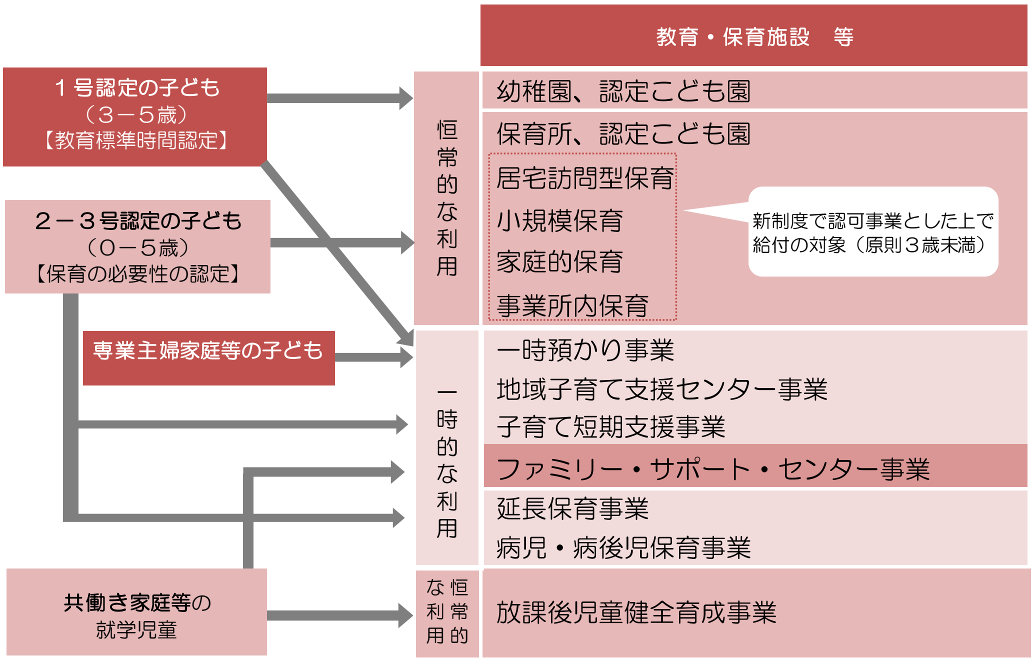

（５）仕事・子育て両立支援　（平成２８年度創設）

従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活動等を推進する企業を国が支援する。

①企業主導型保育事業

従業員のための保育施設の設置・運営の費用を助成。

※ 週２日程度の就労や夜間、休日勤務など、従業員の多様な働き方にも対応している。

②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を受けることができる。

３．市の保育事業について

（１）市の保育事業を取巻く環境

①人口及び未就学児数の推移

過去５年間の推移をみると市の人口は、41万人台であるが、毎年わずかながら減少傾向にある。また、未就学児（０～５歳児）についても同様に毎年減少状況にあることがわかる。

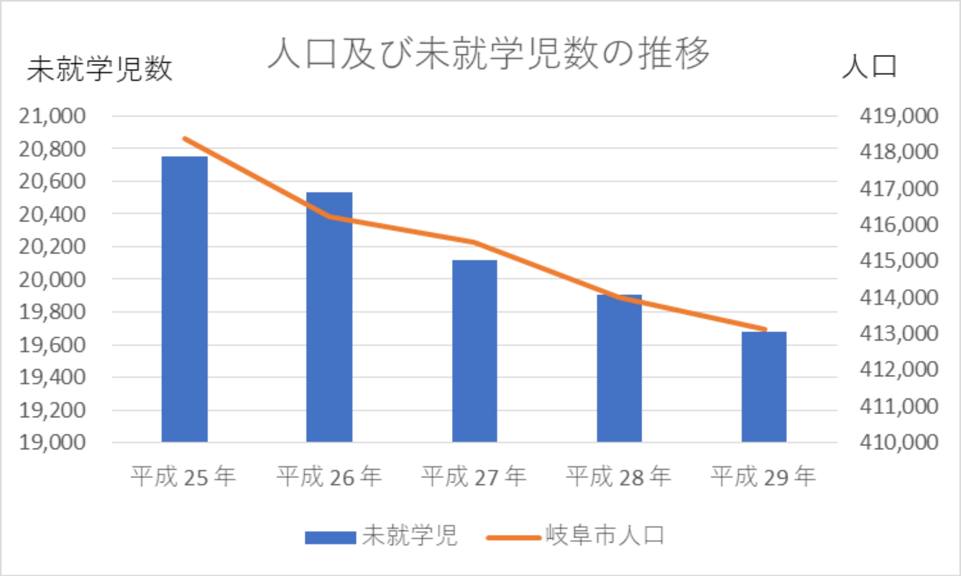

（単位：人）

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
未就学児	20,754	20,535	20,119	19,902	19,680
岐阜市人口	418,390	416,239	415,520	413,995	413,111

人口は毎年１月１日現在、未就学児数は毎年４月１日現在

（岐阜市市民課提供データより引用）

（未就学児の年齢別状況）　　（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
０歳児	3,272	3,195	3,068	3,186	3,130
１歳児	3,321	3,347	3,292	3,148	3,307
２歳児	3,505	3,350	3,374	3,321	3,155
３歳児	3,474	3,523	3,355	3,364	3,358
４歳児	3,661	3,479	3,540	3,353	3,372
５歳児	3,521	3,641	3,490	3,530	3,358
合計	20,754	20,535	20,119	19,902	19,680

人口は毎年１月１日現在、未就学児数は毎年４月１日現在

（岐阜市市民課提供データより引用）

②世帯数及び世帯員数の推移

世帯数は増加傾向であるのに対し、1世帯当たりの人員は減少傾向にある。

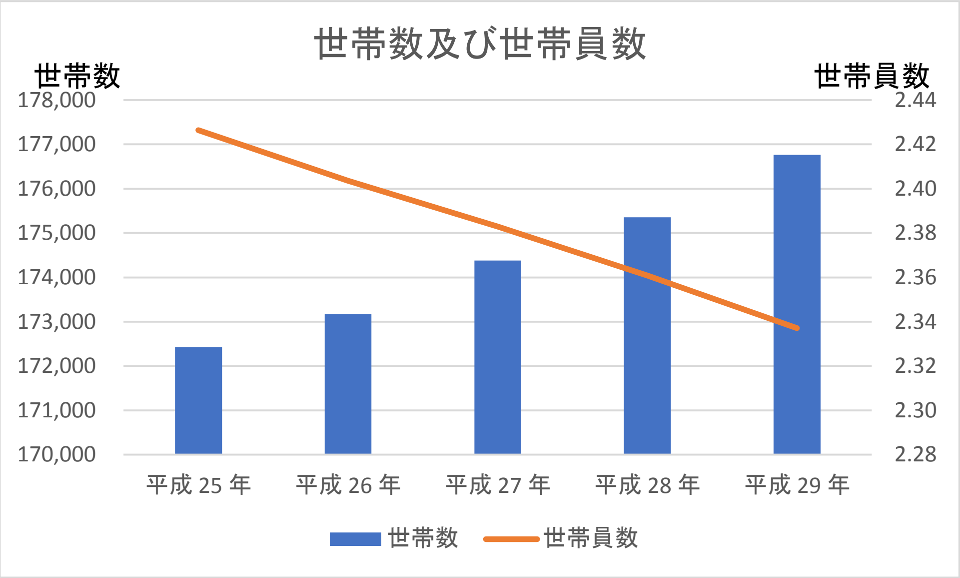

（人数）

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
世帯数	172, 430	173, 172	174, 377	175, 357	176, 762
世帯員数	2. 43	2. 40	2. 38	2. 36	2. 34

毎年４月１日現在

（岐阜市市民課提供データより引用）

③待機児童問題について

共働き世代の増加による待機児童問題については政府も解消に向けた取り組みを続けているところである。

厚生労働省は、入所申込を行ったにもかかわらず入所していない児童から、他に入所可能な保育所（園）がある場合及び自治体の単独施策（認可外保育施設や保育ママ等）によって対応している場合を除いた児童を待機児童と定義し、その数を毎年公表している。

平成２９年４月１日現在の全国の待機児童数は26,081人で前年比2,528人の増加となっている。

なお、岐阜市において待機児童数はゼロである。

４．「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」について

（１）位置づけ

岐阜市においては平成１７年度から「岐阜市次世代育成支援対策行動計画“輝き”子ども未来図　ぎふ」を策定し、「小さな手と手をつつむ大きな手　ぬくもりのあふれるまち」を基本理念として掲げ、子ども自身がみんなに愛されながら育ち、次代を担うひとりの市民としてこのまちに生まれ育ってよかったと幸せが実感できるまちを目指し、様々な施策に取り組んでいる。

一方、国においても、平成１５年に「次世代育成支援対策推進法」の制定や、これに基づく地方自治体や事業者による「行動計画」の策定が進められ、平成１６年には「少子化社会対策大綱」を策定し、施策の効果的推進を図るため、「子ども・子育て応援プラン」の策定等、さまざまな対策に取り組んでいる。

しかし、少子化は依然進行しており、就労人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会経済への深刻な影響が懸念されてきているところである。

また、社会環境が変化する中、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての負担や不安、孤立感を多くの子育て家庭が感じていること等の問題が生じている。

こうした問題に対応するため、国においては平成２４年８月に幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連３法」が制定され、この法律に基づき平成２７年度から「子ども・子育て支援新制度」を実施し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図ることとされている。

また、時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が集中・計画的な対策の推進・強化のため、法の有効期限が平成３７年３月３１日まで延長されることとなったことを踏まえ、より一層の子ども・子育て支援を推進するため、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を

定める「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を策定している（平成２７年３月策定。対象期間平成２７年度～平成３１年度の５年）。

岐阜市では本計画の策定にあたって、幅広い関係者の参画による施策の展開や内容を審議するため、市民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「岐阜市子育て支援会議」を設置し、さらに３つの部会（教育・保育部会、子育て支援部会、少子化部会）を設置している。

また、子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されることを目的に、岐阜市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、平成２７年１月２０日から２月２０日まで、市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、双方の意見の集約を図り策定している。

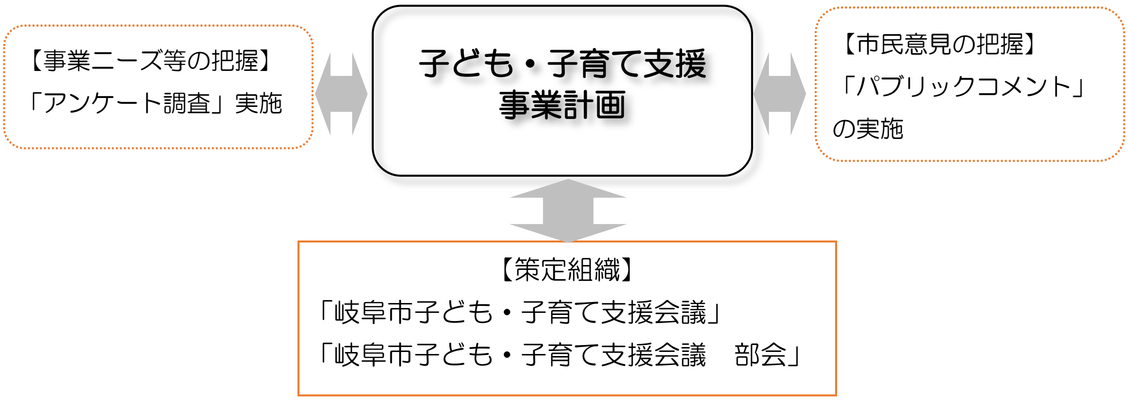

（２）次世代育成支援対策行動計画との連携

次世代育成支援対策行動計画は、「次世代育成支援対策推進法第８条」に基づく市町村行動計画であり、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を目的とし、その方向性や施策を示すものである。

市では、平成１７年度より岐阜市次世代育成支援対策行動計画を策定し、様々な次世代育成支援対策の取組みを進めてきたが、その中核となる保育サービスや各種の子育て支援事業の推進については、「子ども・子育て支援事業計画」に引き継がれることとなった。

市では、これまでの成果と課題を整理し、仕事と家庭の両立支援や若年世代の結婚支援等といった少子化対策をより一層推進する

ため、平成２８年度から新たな「岐阜市次世代育成支援対策行動計画」を策定している。

この２つの計画が相まって、子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策を推進するため、両計画に定める内容については、以下のとおり整理している。

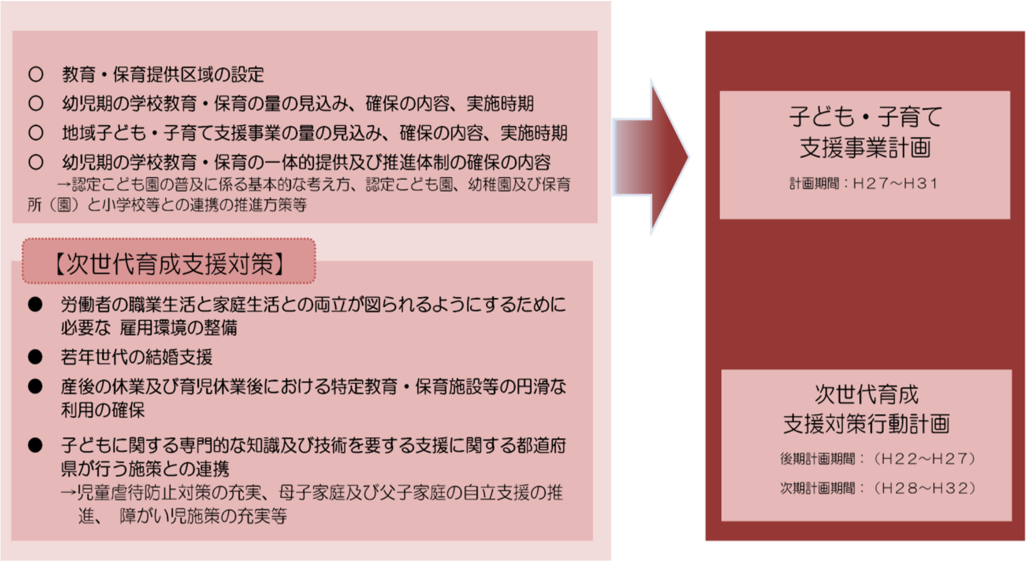

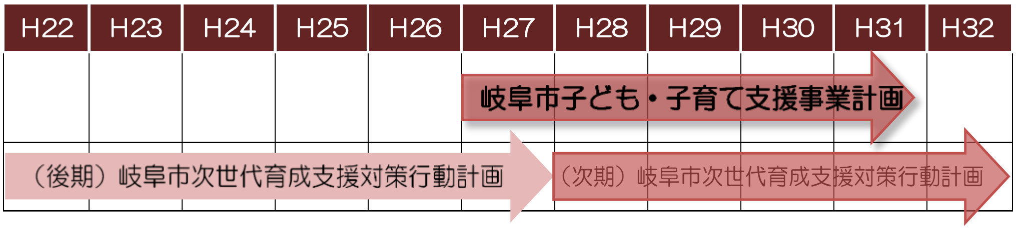

（３）子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本計画の策定にあたっては、市民の子育て支援に係るニーズを把握するため、就学前児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、また、放課後児童クラブについては、平成２７年度に小学校に入学する児童の保護者を対象にした「放課後児童クラブ利用希望調査」も実施している。

	子ども・子育て支援に関する アンケート調査	放課後児童クラブ利用希望調査

対象	市内在住の就学前児童がいる世帯	平成２７年度新入学児童がいる世帯
対象数	１０，０００人	３，６３９人
抽出方法	無作為抽出	平成２７年度新入学児童全員
調査方法	郵送法	児童の健康診断時に配付
有効回答数	４，８２８人	１，０４５人（希望者のみ回答）
有効回収率	４８．３％	２８．７％

（調査内容）

・世帯及び子どもの状況
・子どもの育ちをめぐる環境について
・保護者の就労状況について
・「認定こども園」について
・子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
・地域の子育て事業の利用状況について
・土日祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について
・病気の際の対処について
・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
・小学校就学後の希望等について
・職場の両立支援制度について
・子育てに対する意識について

（４）アンケート結果を踏まえた課題の抽出

①子育て家庭を取り巻く環境

●本市の人口は、近年は４１万人台を推移しているが、６５歳以上人口の割合は増加傾向にある。
　一方、０～１４歳人口の割合は減少傾向にあり、また出生率は近年減少傾向にあり、依然として少子化が進行している。
●子どもの数の減少、多世代家族の減少、ひとり親家庭の増加等により、家族の規模が縮小している。
●働く母親・働く希望を持つ母親が増え、共働き世帯が増加傾向にある。
●共働き世帯が増加傾向の中、依然として子育ては母親に負担がかかっている状況である。

生活環境等の変化により、子どもを産み、育てることに対する精神的・身体的負担のかかる母親に対し、妊娠・出産期からの一貫した支援体制の充実。＜基本方針②＞

②乳幼児期の教育・保育の提供体制

●近年の社会環境の変化を受け、働く母親・働く希望を持つ母親が増えている。そのため、保護者の就労時間帯の子どもの預かりに対するニーズが増加し、特に３歳未満児の保育ニーズが増加傾向にある。
●現在は未就労で今後就労を希望する保護者のうち、一番下の子どもが大きくなったら就労したいと考える母親が 44.7%となっている。特に母親については、希望する就労形態が「パートタイム、アルバイト等」（70.6%）が最も高く、「週３日～５日」がそれぞれ約３割、１日あたりでは５時間以下が約７割（76.9%）となっている。

３歳未満の子どもを持つ母親も安心して働くことができ、また多様な就労形態にも対応した保育環境の充実。＜基本方針①＞

③地域における子育て支援の体制

●家庭で育児をしていても、保護者の病気やけが、育児疲れによるレスパイト（休息、息抜き）など、一時的に子どもを預ける必要が生じる場合がある。しかし、日常的に子どもを預かってもらえる親族や友人がいる人は約３人に１人（36.8%）にとどまっており、緊急時でさえも預けられる親族や知人がいない人が約１０人に１人（8.8%）となっている。
●子育てに自信がもてなくなることがある人は約５人に４人（83.9%）、子育てが嫌になることがある人は約５人に３人（60.3%）となっている。
●小学校就学後、子どもに放課後過ごさせたい場所として放課後児童クラブで過ごさせたい人は約４人に１人（28.7%）、６年生まで放課後児童クラブで過ごさせたい人は約４人に１人（24.6%）となっている。

●一時的に子どもを預けることができる場、市民同士の相互援助による助け合いの場、個別ニーズに応じて、必要な施設を円滑に利用・相談できる場の充実＜基本方針②＞
●放課後児童クラブの対象学年及び預かり時間の拡充。＜基本方針②＞

（５）方針と計画

基本方針①　乳幼児期の教育・保育の提供体制の推進

●保護者が幼稚園や保育所（園）に入所（園）を申込みする際の選定理由や優先順位を踏まえ、保護者の利便性を考慮した教育・保育提供区域を設定する。

●待機児童ゼロを継続するため、教育・保育提供区域内の需給の状況に応じ、保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、認定こども園の普及、小規模保育事業などの保育事業の拡充により、保護者のニーズに対応した供給確保を図る。

基本方針②　地域での子育て支援の推進

●幼稚園、保育所（園）等の施設のみでなく、すべての子育て家庭を支援するため、在宅で子育てを行う人も利用ができる「一時預かり事業」や「ファミリー・サポート・センター事業」、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援センター事業」、保育所（園）などの空き情報の提供や利用相談・調整などが受けられる「利用者支援事業」等、地域の子育て支援を推進する。

●放課後児童健全育成事業については、対象学年が４年生以上の高学年まで拡大されたことに伴い、今後の利用の増加が見込まれます。計画最終年度である平成３１年度までに、全ての児童クラブにおいて供給不足が発生することのないよう供給確保を図る。

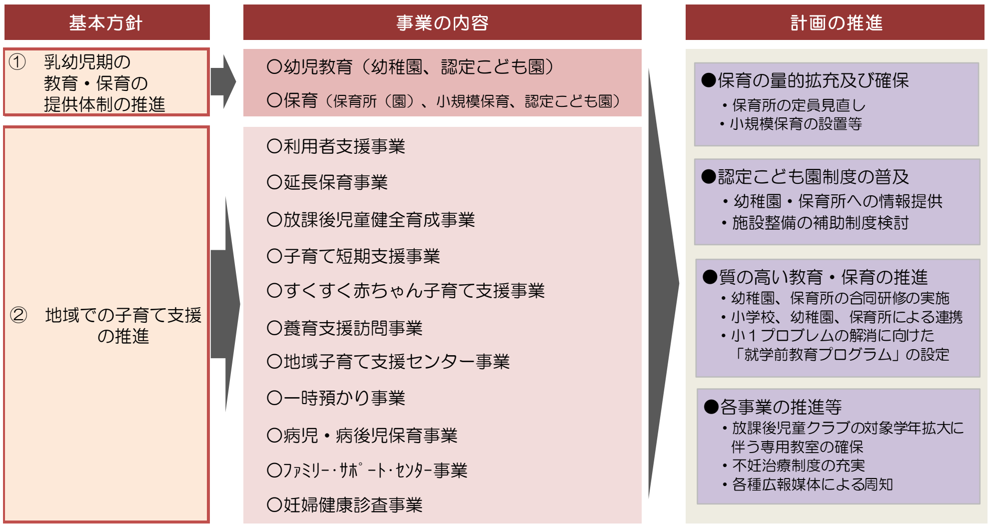

②教育・保育提供区域について

保護者が幼稚園や保育所（園）に入所（園）する際の選定理由や優先順位は、共に「自宅から近いため」が最も多くなっているが、その他の理由として、幼稚園では「教育内容がいい、通園バスによる送迎がある」ことにより選定した理由が多く、保育所（園）では「０－２歳の預かりがある、職場から近い」ことにより選定した理由が多くなっている。市では、こうした特徴を踏まえ、保護者の利便性を考慮し、以下のように教育・保育提供区域を設定している。

■選定理由や特徴

	保育所（園）	幼稚園
通園範囲	居住地区及び隣接地区への通園が約 80％	居住地区及び隣接地区への通園が約 70％
入所(園)時の選定理由	第１位：自宅から近い　約 70％ 第２位：0－2 歳児の預かりがある　約 26％ 第３位：職場から近い　約 23％	第１位：自宅から近い　約 64％ 第２位：教育内容がいい　約 36％ 第３位：通園バスによる送迎がある　約 29％
特徴	・「自宅から近い」、「0－2 歳児の預かりがある」に対するニーズが高く、自宅近くでの保育が可能となる区域を設定する必要がある。	・「自宅から近い」が多い一方で、教育内容や通園バスによる送迎により選ばれる傾向が高く、全市的に通園がなされている。

■教育・保育提供区域の設定

	保　育 （認定こども園、保育所（園）、地域型保育）	教　育 （認定こども園、幼稚園）
提供区域	５区域（中央部、南西部、南東部、北西部、北東部）	市全域

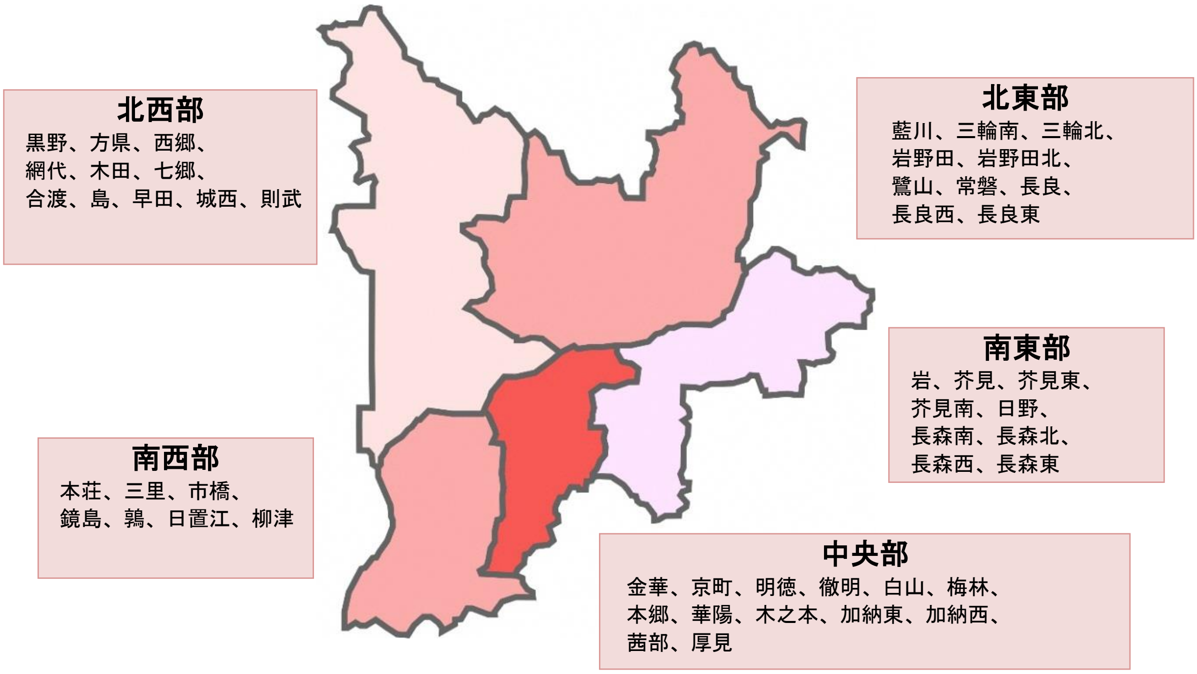

③施設や事業の量の見込みの算定

「岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を活用し、国より示された標準的な算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況及び就労への希望、施設・事業の利用意向に加え、保護者が第１希望として入所を希望する保育ニーズ及び保護者の就労への希望が実現する可能性を勘案し、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込みを算出している。

就労希望を反映後の家庭類型別に、
「幼稚園を利用したい」、「保育所（園）を利用したい」等の「施設や事業の利用意向率」を算出。

量の見込み　＝　「推計児童数」×「利用意向率」

※２号認定、３号認定に関しては、市の独自基準として、保護者が最も利用したい・利用しやすい場所（区域）におけるニーズを反映させるため、保護者が入所（園）を申し込む際に第１希望として入所を希望する保育ニーズを反映。また、就労を希望する保護者の就労が実現する可能性等を考慮し算出している。

＜保護者の就労形態などに応じた家庭類型に分類＞

父親＼母親（ひとり親 タイプA）		1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中	3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中 120時間以上	3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中 120時間未満下限時間以上	3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中 下限時間未満	5.現在は就労していない 6.就労したことがない
1．フルタイム就労 2．育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC´		
3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満下限時間以上	タイプC´			タイプE´	
	下限時間未満					
5.現在は就労していない 6.就労したことがない			タイプD			タイプF

＜家庭類型と認定区分の関係＞

家庭類型	０－２歳	３－５歳
タイプＡ　＜ひとり親家庭＞	３号	２号
タイプＢ　＜フルタイム×フルタイム＞	３号	２号
タイプＣ　＜フルタイム×パートタイム＞ （パートタイム：月 120h 以上＋60h～120h の一部）	３号	２号
タイプＣ’＜フルタイム×パートタイム＞ （パートタイム：月 60h 未満＋60h～120h の一部）	（認定なし）	１号
タイプＤ　＜専業主婦（夫）＞	（認定なし）	１号
タイプＥ　＜パートタイム×パートタイム＞ （双方が月 120h 以上＋60h～120h の一部）	３号	２号
タイプＥ’＜パートタイム×パートタイム＞ （いずれかが月 60h 未満＋60h～120h の一部）	（認定なし）	１号
タイプＦ　＜無業×無業＞	（認定なし）	１号

※　２号認定のうち、幼稚園を利用する家庭は「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」として別に算出している。

※　パートタイムの就労時間が月 60 時間～120 時間の家庭で、保育所（園）を利用する家庭はタイプＣ、Ｅに、幼稚園を利用する家庭は「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」としてタイプＣ’、Ｅ’に分類して算出している。

※　３号認定は年齢区分（0 歳、1－2 歳）ごとに算出している。

２号認定、３号認定の量の見込みの算出にあたっては、アンケート調査結果における保護者の就労形態の分析及び現行の保育所（園）の入所基準等を踏まえ、保育の必要性の認定に係る就労の下限時間を、月６０時間（※）に設定し算出している。

【推計児童数】

過去の実績人口（例：平成２１年→平成２２年、平成２２年→平成２３年・・・）の動態から変化率を求め算出を行うコーホート変化率法に基づき将来人口を推計。推計では、未就学児数は今後減少していくことが予測され、計画初年度となる平成２７年では 20,051 人、計画最終年度である平成３１年には 18,258 人と予測している。

④量の確保方策および実施時期

ア：１号認定、２号認定（幼稚園利用）

通園バスによる送迎により、広域的な利用がなされており、２号認定に相当する児童の幼稚園の利用が、量の見込みの約２５％を占

めている。

児童年齢		０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	０～５歳合計
市全域	平成27年	3, 084	3, 249	3, 350	3, 339	3, 527	3, 502	20, 051
	平成28年	3, 002	3, 145	3, 262	3, 355	3, 355	3, 539	19, 658
	平成29年	2, 929	3, 061	3, 157	3, 267	3, 371	3, 367	19, 152
	平成30年	2, 863	2, 986	3, 073	3, 161	3, 283	3, 383	18, 749
	平成31年	2, 794	2, 919	2, 998	3, 076	3, 176	3, 295	18, 258

【量の見込み・方策】

		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		1号	2号（幼稚園）	1号	2号（幼稚園）	1号	2号（幼稚園）	1号	2号（幼稚園）	1号	2号（幼稚園）
①量の見込み		4,745	1,642	4,691	1,622	4,579	1,583	4,496	1,556	4,369	1,511
		6,387		6,313		6,162		6,052		5,880	
②確保方策		7,169		7,158		7,158		7,106		7,106	
内訳	新制度に移行する幼稚園	264		264		264		167		167	
	認定こども園	112		112		112		389		389	
	移行しない幼稚園	6,793		6,782		6,782		6,550		6,550	
過不足（②－①）		782		845		996		1,054		1,226	

※　幼稚園については、今後、市の確認を受け新制度に移行するか、現行制度のまま継続するかを各園で判断。

今後の取り組み

●平成２７年度に幼稚園３園が新制度に移行、幼稚園１園が認定こども園へ移行、平成３０年度に保育園２園が認定こども園へ移行する見込み。
●上記の量の見込みに加え、他市町から約７００人の児童の本市幼稚園への利用が見込まれるが、現状の供給体制により、対応が可能である。

イ：２号認定（保育認定）、３号認定

意向調査結果では、満３歳未満の子どもを持つ保護者の就労希望等による潜在的な保育ニーズが確認され、区域によっては保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、地域型保育施設の設置により供給確保が必要な状況となっている。

【量の見込み・方策】

		27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳
①供給体制		3,249	332	1,625	3,334	358	1,856	3,334	373	1,894	3,334	373	1,894	3,334	373	1,894
②量の見込み（必要利用定員総数）		3,182	352	1,830	3,151	352	1,796	3,076	350	1,755	3,024	349	1,721	2,937	344	1,693
過不足①－②		67	▲20	▲205	183	6	60	258	23	139	310	24	173	397	29	201
確保の内容	A 保育所（園）定員見直し	27	1	121	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	B保育所（園）増築・改修	16	13	11	－	3	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	C認定こども園	42	－	24	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	D地域型保育	－	12	75	－	12	26	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	③合計(A+B+C+D)	85	26	231	0	15	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④特定教育・保育施設による供給体制	3,334	346	1,781	3,334	349	1,793	3,334	349	1,793	3,334	349	1,793	3,334	349	1,793
	⑤特定地域型保育施設による供給体制	－	12	75	－	24	101	－	24	101	－	24	101	－	24	101
	⑥確保後の供給体制（④＋⑤）	3,334	358	1,856	3,334	373	1,894	3,334	373	1,894	3,334	373	1,894	3,334	373	1,894
	過不足(⑥－②)	152	6	26	183	21	98	258	23	139	310	24	173	397	29	201
その他	E認可外保育	－	14	44	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	⑦合計（⑥＋E）	3,334	372	1,900	3,334	373	1,894	3,334	373	1,894	3,334	373	1,894	3,334	373	1,894
過不足⑦－②		152	20	70	183	21	98	258	23	139	310	24	173	397	29	201

ウ：３号認定の保育利用率の目標設定

本指針では、３号認定に該当する子どもについて、満３歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、満３歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」に係る各年度の目標値を定めることとされており、以下のとおり設定している。

$$\textbf{保育利用率＝}\frac{\textbf{３号認定子どもに係る保育の利用定員数}\text{（利用希望を踏まえ設定）}}{\textbf{満３歳未満の子どもの数全体}}$$

＜平成２７年度以降の保育利用率（目標値）＞

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①推計人口	9，681	9，409	9，147	8，922	8，711
②確保の内容	2，214	2，267	2，267	2，267	2，267
③保育利用率(目標値(①／②))	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%

（以上、岐阜市こども・子育て支援事業計画より引用）

５．市の認可保育所等

（１）認可保育所の施設

市には、以下のように市立認可保育所２０か所、民間認可保育所 ２１か所、合計４１箇所の認可保育所が設置されている（平成２９年４月１日現在）。

※市立認可保育所は都道府県知事への届出により、また民間認可保育所児童福祉法に基づく都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の認可に基づき設置された児童福祉施設である。

①市立認可保育所

(注)乳児(57日=生後57日から、4か月＝生後4か月から、6か月=生後6か月から）、
延長(○=19時までの延長保育（一部19時30分まで）、◎=20時までの延長保育)、一時(=一時預かり)

【公立認可保育所】

施設名	入所定員	所在地	保育年齢	乳児	延長	一時
京町保育所	230	岐阜市京町2丁目11番地	0～5	57日	◎	○
島保育所	60	岐阜市北島7丁目6番2号	1～5			
早田保育所	70	岐阜市早田東町6丁目35番地	1～5			
鷺山保育所	210	岐阜市下土居2丁目9番12号	0～5	57日	◎	○
合渡保育所	80	岐阜市寺田3丁目17番地	1～5			
長森南保育所	70	岐阜市蔵前4丁目3番15号	1～5			
長森北保育所	80	岐阜市野一色4丁目11番5号	1～5			
木田保育所	110	岐阜市木田495番地1	0～5	6か月		
あかね保育所	70	岐阜市茜部寺屋敷3丁目49番地	1～5			
西郷保育所	130	岐阜市中西郷5丁目51番地2	1～5			
市橋保育所	160	岐阜市今嶺2丁目10番16号	0～5	57日	◎	○
網代保育所 ※1	20	岐阜市秋沢2丁目170番地1	1～5			
岩野田保育所	110	岐阜市三田洞東1丁目18番5号	1～5			
三輪南保育所	105	岐阜市石原3丁目220番地1	1～5			
あいかわ保育所	70	岐阜市加野6丁目26番13号	0～5	6か月		
則武保育所	140	岐阜市則武中3丁目13番3号	1～5			
三輪北保育所	20	岐阜市北野東345番地	1～5			
黒野保育所	45	岐阜市古市場20番地1	0～2	57日		
柳津東保育所	120	岐阜市柳津町蓮池5丁目35番地	0～5	57日		
佐波保育所	180	岐阜市柳津町下佐波1丁目40番地	0～5	57日		
定員計	2,080					

※1 現在休園中。平成30年度開園に向け準備中。

（岐阜市ウェブサイトより引用）

②民間認可保育所

【民間認可保育所】

施設名	入所定員	所在地	保育年齢	乳児	延長	一時
聖徳保育園	290	岐阜市大門町1番地	0～5	57日	○	○
木之本保育園	70	岐阜市羽衣町1丁目17番地6	0～5	57日	○	○
鶉保育園	70	岐阜市中鶉4丁目111番地	0～5	6か月	○	○
みぞはた保育園	50	岐阜市溝旗町4丁目2番地	0～5	57日	○	○
茜部保育園	90	岐阜市茜部本郷3丁目116番地2	1～5		○	
さゆり保育園	90	岐阜市加納南広江町49番地	0～5	57日	○	○
領下保育園	120	岐阜市領下1464番地1	0～5	57日	○	
若葉保育園	90	岐阜市村里町7番地	0～5	6か月	○	○
桜保育園	80	岐阜市長良桜井町4丁目8番地	0～5	57日	○	
常磐保育園	150	岐阜市上土居814番地1	0～5	57日	◎	○
七郷保育園	155	岐阜市西改田字米野48番地	0～5	57日	○	○
鏡島保育園	150	岐阜市鏡島西1丁目3番82号	0～5	57日	◎	○
大洞保育園	140	岐阜市大洞桜台1丁目3番地	0～5	57日	○	○
梅林保育園	90	岐阜市中道北238番地1	0～5	57日	○	○
華陽保育園	120	岐阜市五坪1丁目14番1号	0～5	57日	◎	○
駒爪保育園	90	岐阜市東駒爪町17番地	0～5	57日	◎	○
本荘保育園	120	岐阜市錦町6丁目28番地	0～5	57日	○	○
なかよし岐阜南保育園	260	岐阜市切通4丁目6番5号	0～5	57日	○	○
日野保育園	90	岐阜市日野西3丁目3番10号	0～5	57日	○	○
三里保育園	145	岐阜市六条東1丁目13番12号	0～5	57日	○	○
岩保育園	100	岐阜市岩田東2丁目102番地	1～5		○	○
定員計	2,560					

（岐阜市ウェブサイトより引用）

（２）認定こども園

教育･保育を一体的に行う施設で､いわば幼稚園と保育所(園)の両方の良さを併せ持っている施設である。

以下の機能を備え､認定基準を満たす施設は､都道府県等から認定を受けることが出来る。

①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

②地域における子育て支援を行う機能
（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機関）

認定こども園に関する事務については､内閣府子ども･子育て本部で一元的に対応しており、学校教育法上に位置づけられている幼稚園について文部科学省､児童福祉法上に位置づけられている保育所（園）について厚生労働省と各種法体系の連携を図っている。

また､「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、地方自治体の関係機関の連携協力が義務付けられている。

【認定こども園の類型】

認定こども園には､地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として､認定こども園としての機能を果たすタイプ。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

【認定こども園の比較】

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚 園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	・保育教諭(幼稚園教諭＋保育士資格)	・満3歳以上→両免許･資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満→保育士資格が必要	・満3歳以上→両免許･資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし､2･3号子どもに対する保育に従事する場合は､保育士資格が必要	・満3歳以上→両免許･資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ・満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則･調理室の設置義務(満3歳以上は､外部搬入可)	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則･調理室の設置義務(満3歳以上は､外部搬入可) ※ただし､基準は参酌基準のため､各都道府県の条例等により､異なる場合がある。	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則･調理室の設置義務(満3歳以上は､外部搬入可)	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則･調理室の設置義務(満3歳以上は､外部搬入可) ※ただし､基準は参酌基準のため､各都道府県の条例等により､異なる場合がある。
開園日・ 開園時間	・11時間開園､土曜日が開園が原則(弾力運用可)	・地域の実情に応じて設定	・11時間開園､土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	・地域の実情に応じて設定

【認定こども園の利用手続きについて】
　新制度では教育･保育を利用する子どもについて３つの認定区分を設けている

【市内の認定こども園】

施設名	所在地
黒野こども園	岐阜市古市場 111 番地 28
認定こども園ながらこどもの森	岐阜市福田町 2 丁目 12 番地
沖ノ橋認定こども園	岐阜市沖ノ橋町 2 丁目 15 番地
加納西認定こども園	岐阜市加納神明町 4 丁目 12 番地
ひきえこども園	岐阜市日置江 5 丁目 27 番地
カトレヤこども園	岐阜市門屋字野崎 55 番地
清流認定こども園	岐阜市岩滝西 1 丁目 332 番地
認定こども園芽含幼稚園	岐阜市鷹見町 5 番地

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成 26 年３月）より
● 「認定こども園」の認知度は、「知らない」が 57.0%、「知っていた」は 42.1%となっている。
● 「認定こども園」で最も関心があるサービスは、「保護者の就労状況に関わらず利用が可能」が 40.1%と最も高く、次いで「教育・保育事業を一体的に行う機能」が 29.4%となっている。

■「認定こども園」の認知度

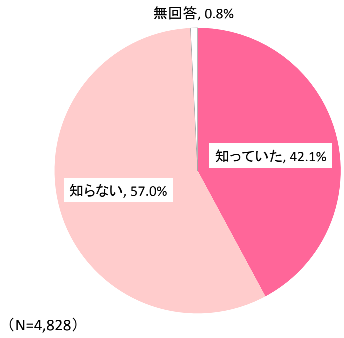

■「認定こども園」で最も関心があるサービス

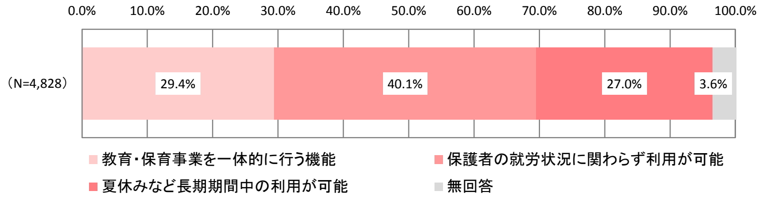

（３）認可外保育施設
　認可外保育施設は、児童福祉法第５９条の２に該当する民間の保育施設であり、設置は都道府県知事・指定都市市長・中核市市長への届出制である。岐阜市内の認可外保育施設は 以下の通りである。

（平成29年3月１日現在）

保育施設名	所在地	定員	保育年齢	開所時間	備　　考
ひまわり共同保育所	領下21	18	3歳～小学生	7:30～19:00	3歳以上児のみ（3歳未満児は小規模保育事業）
ちびっこハウス（夜）	徹明通5－22	60	0（3か月）～小学校就学前	16:00～AM3:00	
みなみ保育所（昼・夜）	長住町1-11	60	0（4か月）～小学生	7:30～AM2:00	
NAGOMI	長良福光1655-2	20	3歳～小学校就学前	7:30～19:00	3歳以上児のみ（3歳未満児は小規模保育事業）
かぐや第三幼稚園 パルパルらんど	粟野西1-10	12	満2歳児	9:00～18:00	
オブリージュ インターナショナル幼稚舎	下奈良2-4-8	68	1歳半～小学校就学前	8:00～18:00	
キッズファミリータクス（夜）	今小町5	25	0(生後57日)～学童(小6)	18:00～3:00	
クレマティス　トライリンガルインターナショナルスクールベビー＆キンダー	薮田南1-6-5	56	1歳4か月～小学校就学前	8:00～19:00	
キッズあるてあ	六条3-2-8	10	0(8か月)～小学校就学前	8:00～18:30	
学校法人芥見学園芥見幼稚園内保育園ひなたぼっこ	芥見南山3-1-27	18	1～2歳	9:00～16:00	

(岐阜市ウェブサイトより)

６．認可保育所の運営について

（１）設備運営基準

地域主権改革一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）の成立（平成２３年４月）により、保育所(園)をはじめとする児童福祉施設の最低基準は、地方自治体の条例で定められることとなり、厚生労働省は、児童福祉法第４５条第２項に基づく「児童福祉施設の設備及び運営の関する基準」を公表し、そこに示された設備・運営基準に基づき、各都道府県、政令指定都市、中核市は条例を制定した。その際、保育士配置基準、居室面積基準、人権に関わる基準が「従うべき基準」とされ、その他の設備等の基準は地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌基準」とされた。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">国</th><th>区分</th><th>岐阜市</th></tr>
<tr><td>条例名等</td><td colspan="2">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第62号）</td><td></td><td>岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td></tr>
<tr><td rowspan="9">設備の基準　（省令第32 条）</td><td rowspan="4">０、１歳児を入所させる保育所</td><td>乳児室（1.65㎡/人）</td><td rowspan="3">従うべき基準</td><td>3.3㎡/人</td></tr>
<tr><td>ほふく室（3.3㎡/人）</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>医務室、調理室、便所</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>保育に必要な用具</td><td>参酌基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２歳以上児を入所させる保育所</td><td>保育室又は遊戯室（1.98㎡/人）</td><td></td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）（3.3㎡/人）</td><td rowspan="3">従うべき基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>調理室、便所</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>保育に必要な用具</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育室等に関する耐火上の基準</td><td>参酌基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>設備の基準 の特例（省令 第32条の２）</td><td colspan="2">一定の要件を満たす場合、３歳以上児に対する食事の外部搬入可</td><td>参酌基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職員　（省令第33 条）</td><td colspan="2">保育士、嘱託医、調理員（※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。）</td><td rowspan="2">従うべき基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育士の配置（最低２人配置）
乳児３：１　1・２歳児６：１　３歳児20：１　４歳以上児30:1
（認定こども園である保育所の場合）
３歳児　短時間 35：１　長時間 20：１
４歳以上児　短時間 35：１　長時間 30：</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>保育時間（省令第34条）</td><td colspan="2">１日につき８時間を原則</td><td>参酌基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>保育の内容（省令第35条）</td><td colspan="2">養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う</td><td>従うべき基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>平等取扱の原則（省令第９条）等</td><td colspan="2">平等取扱の原則、虐待等の禁止等</td><td>従うべき基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>衛生管理　（省令第10条）等</td><td colspan="2">衛生管理、入所者・職員の健康診断等</td><td>参酌基準</td><td>国と同じ</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">上記以外で定めている基準</td><td>・暴力団の排除
・児童福祉施設と非常災害対策
・食事(地元食材の活用)
・苦情への対応
・事故発生の防止及び事故発生時の対応
・保育室等を３階以下に設置
・重要事項に関する規程に「苦情解決のための措置に関する事項」を追加</td></tr>
</table>

（２）認可保育所等の入所条件（保育を必要とする事由）

市の認可保育所の入所条件(保育を必要とする事由）は以下のようになっている。

保育を必要とする事由	必要書類
１.就労 （月６０時間以上）	・家族の状況証明書（就労用） ※雇用主の証明が必要（有効期限：証明日から３か月）
２.出産 ※入所期間は出産予定日の前後８週間程度	・家族の状況証明書（就労以外用） ・母子健康手帳 ※表紙と出産予定日記載のページの写し
３.保護者の疾病・障がい	・家族の状況証明書（就労以外用） ※意見書に医師の証明が必要 ・障害者手帳の写し
４.同居親族の介護・看護	・家族の状況証明書（就労以外用） ※意見書に医師の証明が必要 ・障害者手帳の写し
５.災害復旧	・罹災証明
６.求職活動 ※入所期間は３か月まで	・家族の状況証明書（就労以外用） ・ハローワークカードの写し
７.就学 （月６０時間以上）	・家族の状況証明書（就労以外用） ・在学証明書 ・時間割表
８.虐待やDVのおそれがある	・保護命令等
９.育休取得時にすでに保育施設に在籍していて、継続利用が必要である場合	・育児休業にかかる保育継続申込書 ※子どもの発達上環境の変化が好ましくないと思慮される（おおむね6か月以上保育施設を利用している）場合 ・育児休業証明書
１０.上記１～９までに類する状態であると市長が認めた場合	

「保育を必要とする事由」があると認められる場合、支給認定証を交付する。支給認定を受けることで、それぞれの区分に応じた範囲で、保育施設を利用することができる。

※１号認定については、保育を必要とする事由を要しない。

区分	施設の利用時間
１号認定 （満３歳以上）	教育標準時間 ・　１日４時間（４時間以上は、預かり保育になる。）
２号認定 （満３歳以上） ３号認定 （満３歳未満）	保育標準時間　（１日１１時間以内） ・ 就労の場合、「月１２０時間以上」の勤務を要する 。 ・ 基本時間　７時～１８時 ・ 基本時間を超える利用は延長保育となり、利用料が発生。 ・ 認定こども園・小規模保育施設においては、施設により基本時間が異なることがある。
	保育短時間　（１日８時間以内） ・ 就労の場合、「月６０時間以上」の勤務を要件とする。 ・ 基本時間　８時３０分～１６時３０分 ・ 基本時間を超える利用は延長保育となり、利用料が発生 ・ 認定こども園・小規模保育施設においては、施設により基本時間が異なることがある。

（３）認可保育所等の申し込み手続き

①新たに保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設等を利用する場合

１．施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書（2・3 号認定用）を記入
＜配布開始日＞
毎年 9 月 15 日頃
＜配布場所＞
・子ども保育課
・各保育所
・各認定こども園

⇒

２．第一希望の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設に申込書を提出
＜申し込み期間＞
毎年 10 月 1 日～10 月 31 日（土・日・祝日を除く）
午前 8:30～午後 5:00

⇒

３．市が申込書について支給認定証を発行（毎年 1 月～2 月頃郵送予定）

⇓

４．市が申込書について各保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設と調整を行い、入所決定書類を発行（毎年２月頃郵送予定）

⇐

５．保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設を利用可能

②途中入所（園）を希望する場合

入所（園）希望月の前月の１日から２０日まで（１月入所のみ１２月１５日まで）に施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書を第一希望の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設等へ提出（２０日が土日祝日の場合は、その前日まで）。入所（園）は原則として月の初日からとなるが産休復帰により入所を希望する場合は５７日目からの入所となる。

③新制度に移行した幼稚園・認定こども園（１号の申し込み）を利用する場合

１．内定者に対して園から支給認定申請書を配布	⇒	２．園に支給認定申請書を提出	⇒	３．園を通じて市から支給認定証が発行される	⇒	４．園を利用可能

※移行していない園については、支給認定の手続きは不要

（４）入所選考

入所希望者が保育所（園）・認定こども園（２号、３号）・小規模保育施設の定員を超えた場合は、子どもの入所事由によって、入所すべき緊急性の高い子どもから順次入所決定をすることとしている。第一希望に入所（園）できない場合は、第２・第３希望の施設に入所するか入所（園）まちとなる場合がある。ただし在園児、在園児に兄弟姉妹がいる子ども、市の政策により転所する子ども、虐待やDVの恐れがある子どもは選考の対象とせず優先入所としている。

	事由	ランク
1	利用を希望する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(以下「認可保育所等」という。)を児童の兄弟姉妹が利用している場合	A
2	家庭的保育事業等の卒園児が当該家庭的保育事業等の連携施設の利用を希望している場合	A
3	市の政策により児童が転園(所)させられる場合	A
4	児童の保護者が市内の認可保育所等で保育に従事する者(以下「保育者」という。)として月 140 時間以上就労する場合	A
5	施行規則第 1 条第 8 号に該当する場合	A
6	保育を利用する児童が障害を有する場合	B
7	児童の保護者が個人事業者(事業を行う個人をいう。)である場合	B
8	施行規則第 1 条第 1 号に該当する場合	B
9	施行規則第 1 条第 3 号に該当する場合	B
10	施行規則第 1 条第 4 号に該当する場合	B
11	施行規則第 1 条第 5 号に該当する場合	B
12	施行規則第 1 条第 7 号に該当する場合	B
13	施行規則第 1 条第 2 号に該当する場合	C
14	児童の保護者が農業を営んでいる場合	D
15	児童の保護者が家内労働者である場合	D
16	児童の属する世帯の生計を主として維持する者が失業している場合	E

備考

1　ランクは、A から順に優先順位が高いものとする。

2　同一の保護者について、該当する事由が 2 以上ある場合は、いずれか高いランクに該当する事由を適用する。

3　同一の児童について、保護者が複数人いる場合は、いずれか低いランクの事由に該当する保護者により申込者の優先順位を定めるものとする。

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="3">細目</th><th>点数</th></tr>
<tr><td rowspan="5">1　居宅外の就労又は就学</td><td colspan="3">月実労働時間が140時間以上</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="3">月実労働時間(就学時間を含む。以下この項において同じ。)が120時間以上140時間未満</td><td>90</td></tr>
<tr><td colspan="3">月実労働時間が100時間以上120時間未満</td><td>80</td></tr>
<tr><td colspan="3">月実労働時間が80時間以上100時間未満</td><td>70</td></tr>
<tr><td colspan="3">月実労働時間が60時間以上80時間未満</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="15">2　個人事業、家内労働又は農業に従事</td><td rowspan="10">個人事業</td><td rowspan="5">事業主</td><td>月実労働時間が140時間以上</td><td>100</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が120時間以上140時間未満</td><td>90</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が100時間以上120時間未満</td><td>80</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が80時間以上100時間未満</td><td>70</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が60時間以上80時間未満</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業主以外の者</td><td>月実労働時間が140時間以上</td><td>80</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が120時間以上140時間未満</td><td>70</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が100時間以上120時間未満</td><td>60</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が80時間以上100時間未満</td><td>50</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が60時間以上80時間未満</td><td>40</td></tr>
<tr><td rowspan="5">家内労働又は農業</td><td colspan="2">月実労働時間が140時間以上</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実労働時間が120時間以上140時間未満</td><td>90</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実労働時間が100時間以上120時間未満</td><td>80</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実労働時間が80時間以上100時間未満</td><td>70</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実労働時間が60時間以上80時間未満</td><td>60</td></tr>
<tr><td>3　妊娠又は出産</td><td colspan="3">出産の前後8週間程度</td><td>100</td></tr>
<tr><td rowspan="6">4　疾病、負傷又は障害者</td><td rowspan="2">入院</td><td colspan="2">長期入院(6か月以上)</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="2">短期入院(6か月未満)</td><td>80</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自宅療養</td><td colspan="2">常時臥床での療養を要する場合</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神性疾患により安静加療を要する場合</td><td>80</td></tr>
<tr><td colspan="2">通院加療により保育に支障がある場合</td><td>50</td></tr>
<tr><td colspan="3">身体障害者手帳(1級又は2級に限る。)、精神障害者保健福祉手帳(1級に限る。)又は療育手帳(A1又はA2に限る。)の交付を受けている場合</td><td>100</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5　病人等の介護</td><td colspan="3">病院等への付き添い介護に要する時間が毎日5時間以上である場合</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="3">自宅で介護している場合</td><td>30</td></tr>
<tr><td>6　災害復旧</td><td colspan="3">震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合</td><td>100</td></tr>
</table>

2　補正表(世帯、世帯員等に関する事由)

項目		補正点
1　ひとり親世帯又は生活保護世帯		+25
2　保護者が市内の認可保育所等で保育者として月 120 時間以上 140 時間未満就労する場合		+15
3　児童の兄弟姉妹が同時に保育の利用を希望する場合		+15
4　配偶者が単身赴任している場合		+5
5　多子世帯(児童が 3 人以上いる世帯をいう。)		+10
6　障害者がいる世帯	身体障害者手帳(1 級又は 2 級に限る。)	+15
	精神障害者保健福祉手帳(1 級に限る。)	
	療育手帳(A1 又は A2 に限る。)	
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳で、上記以外の障害の等級	+10
7　同居の親族に要介護者がいる世帯		+10
8　母親が育児休業を終了する場合	育児休業取得前に保育を利用しており、保育の利用を再度希望する場合	+15
	育児休業取得前に保育を利用しておらず、育児休業から復帰する日(予定日を含む。)から 1 年以内に保育の利用を希望する場合	+10
9　60 歳未満の同居の親族(父母を除く。)に保育できる者がいない世帯		+10

（５）利用者の施設負担額（平成２８年度）

① 利用者負担額のみなし適用

現在、母（父）子家庭に対する税法上の寡婦（夫）控除は、死別・離婚の場合のみ適用され、未婚者には適用されていないが、市では平成２７年４月分利用者負担額より利用者負担額算定のもととなる前年分の所得課税額及び前年度分の市民税負担額を寡婦（夫）控除があったものとして、利用者負担額の軽減を図っている。

②利用者負担額の多子軽減

同一世帯から２人以上の就学前子どもが同時に保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または自動発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、それらの子どもの年齢の高い順に数えて、２番目の子どもの利用者負担額は半額、３番目以降の子どもの利用者負担は無料としている。

なお、市民税所得割が57,700円未満（１号認定は77,101円未満）の２人親世帯は、子どもの年齢に関わらず、２番目の子どもの利用者負担額は半額、３番目以降の子どもの利用者負担額は無料とし、市民税所得割が77,101円未満のひとり親世帯は、２番目以降の子どもの利用者負担額は無料としている。

さらに、市民税所得割が97,000円未満である世帯において、18歳までの子どもが３人以上いる場合は、３番目以降の子どもの利用者負担額は無料としている。

上記に該当する世帯で、小学校就学後の子どもが、住所を別にしている場合は親子関係のわかる書類（母子手帳の写し、戸籍謄本等）を添付の上、申込書に別居の子の住所、氏名等を記載して提出する必要がある。

【平成２８年度における各号認定別利用者負担額】

１号認定子ども（１の表）

<table>
<tr><th colspan="3">支給認定保護者の階層区分</th><th rowspan="2">利用者負担額
(月額)</th></tr>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="2">定　義</th></tr>
<tr><td>第1階層</td><td colspan="2">生活保護世帯等</td><td>0円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第2階層</td><td rowspan="2">市町村民税非課税世帯</td><td>ひとり親世帯等の認定世帯</td><td>0円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第3階層</td><td rowspan="2">市民税所得割額が
77,100円以下</td><td>ひとり親世帯等の認定世帯</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>11,000円</td></tr>
<tr><td>第4階層</td><td colspan="2">市民税所得割額が77,101円以上211,200円以下の場合</td><td>15,900円</td></tr>
<tr><td>第5階層</td><td colspan="2">市民税所得割額が211,201円以上の場合</td><td>20,000円</td></tr>
</table>

２号認定子ども（２の表）

支給認定保護者の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定　義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
		3歳	4歳以上	3歳	4歳以上
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
第2階層	ひとり親世帯等の認定世帯	0円	0円	0円	0円
	市町村民税非課税世帯	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
第3階層	ひとり親世帯等の認定世帯	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
	市民税所得割額が48,600円未満	12,800円	12,800円	12,600円	12,600円
第4階層	ひとり親世帯等の認定世帯（市民税所得割額が77,100円以下の場合に限る）	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
	市民税所得割額が48,600円以上97,000円未満	21,000円	21,000円	20,700円	20,700円
第5階層	市民税所得割額が97,000円以上169,000円未満	29,500円	28,000円	29,100円	27,600円
第6階層	市民税所得割額が169,000円以上301,000円未満	33,700円	29,500円	33,200円	29,000円
第7階層	市民税所得割額が301,000円以上397,000円未満	34,700円	29,500円	34,200円	29,000円
第8階層	市民税所得割額が397,000円以上	35,700円	30,000円	35,100円	29,500円

３号認定子ども（３の表）

支給認定保護者の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定　義	保育標準時間認定	保育短時間認定
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	ひとり親世帯等の認定世帯	0円	0円
	市町村民税非課税世帯	5,000円	5,000円
第3階層	ひとり親世帯等の認定世帯	5,000円	5,000円
	市民税所得割額が48,600円未満	14,900円	14,700円
第4階層	ひとり親世帯等の認定世帯（市民税所得割額が77,100円以下の場合に限る）	5,000円	5,000円
	市民税所得割額が48,600円以上97,000円未満	23,000円	22,700円
第5階層	市民税所得割額が97,000円以上169,000円未満	32,000円	31,600円
第6階層	市民税所得割額が169,000円以上301,000円未満	48,000円	47,300円
第7階層	市民税所得割額が301,000円以上397,000円未満	53,300円	52,500円
第8階層	市民税所得割額が397,000円以上	62,000円	61,000円

７．地域型保育

（１）地域型保育給付とは

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

・小規模保育（利用定員６人以上１９人以下）
・家庭的保育（利用定員５人以下）
・居宅訪問型保育
・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

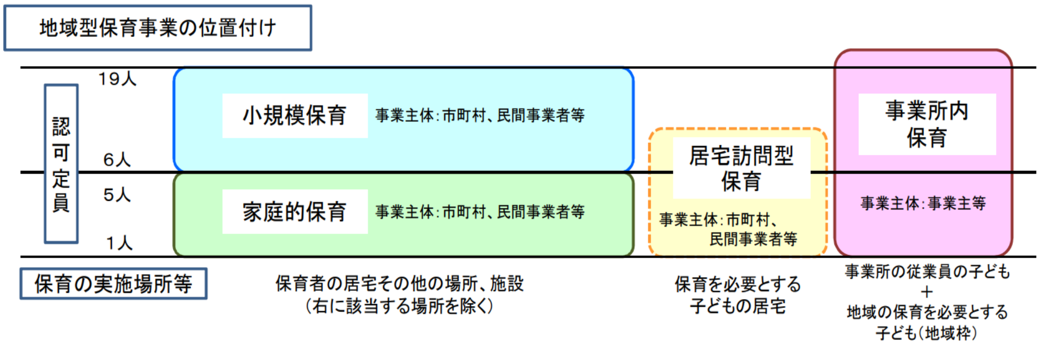

（２）小規模保育施設

認可保育所は定員６０名となっているのに対して小規模認可保育所の定員は６～１９人、対象年齢は０～２歳である。

【市の小規模保育施設】

施設名	所在地
ひまわり共同保育所	岐阜市領下 21 番地
ちびっこ島保育園	岐阜市島田 2 丁目 2 番 6 号
太陽の子幼稚舎	岐阜市水海道 4 丁目 25 番 5 号
かぐや第二保育園	岐阜市鷺山 1768 番地 174
こばとの森保育園	岐阜市島田西町 64 番地
NAGOMI キッズ	岐阜市長良福光 1655 番地 2
保育所ちびっこえんじぇるらんど	岐阜市宇佐南 4 丁目 2 番 4 号
保育所サニーランド長良園	岐阜市則武東 4 丁目 11 番 10 号
保育所ベビーキッズ本荘園	岐阜市吹上町 2 丁目 12 番地 2
駅前保育所みっけのおうち	岐阜市橋本町 2 丁目 52 番地岐阜シティ・タワー43　3 階
にっこり園	岐阜市柳津町蓮池 3－22 プレアビル柳津 2F
かぐや第一保育園	岐阜市大黒町 1 丁目 1 番地
岐阜幼稚園小規模保育所	岐阜市西野町 3 丁目 1 番地
ほんごうけやき通り保育園	岐阜市本郷町 2－13－3

８．地域子ども子育て支援事業

（１）概要

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。（子ども・子育て支援法第５９条）

国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ１／３（妊婦健診については交付税措置）

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

（２）子育て支援センター

子育て支援センターは、厚生労働省（当時 厚生省）の通達「特別保育事業の実施について」に基づく施設であって、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

市においても長年にわたって蓄積された子育てに関する知識や経験を持つ保育所（園）が子育てネットワークの中心になり、育児不安の解消や、子ども・親同士が交流できる場を提供することを目的として設置し、通園していない地域の親子に無料で、支援センター教室・園庭開放（遊び場の開放）、育児相談などを行っている。

【子育て支援センターの対象施設】

施設名	所在地	開放日	時間
黒野こども園	岐阜市古市場106-4	月曜日～金曜日	10時～16時
聖徳保育園	岐阜市大門町1番地		
市橋保育所	岐阜市今嶺2丁目10番16号		
京町保育所	岐阜市京町2丁目11番地		
鷺山保育所	岐阜市下土居2丁目9番12号		
くれまちす	岐阜市中鶉1-38	火曜日～木曜日	10時～15時

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成２６年３月）

●地域子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」が 92.0%、「利用している」が 6.5%となっている。

●今後の利用希望の意思は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 60.2%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 30.2%となっている。

■地域子育て支援センターの利用状況　　■今後の利用希望の意思

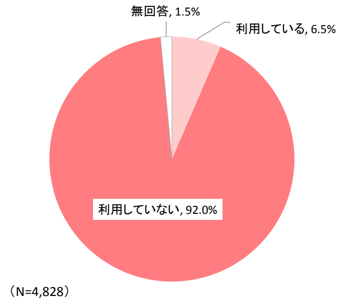

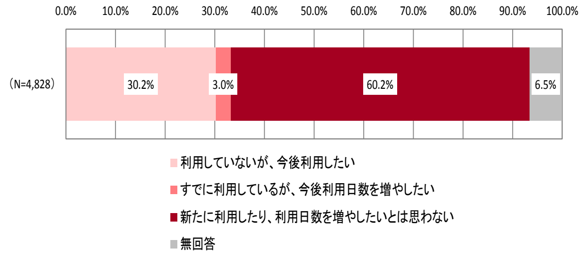

（３）一時預かり事業

一時預かりの事業は以下の主に４つの方法で実施されている。それぞれで一時預かりの実施される施設や利用できる子どもの条件が異なる。

①幼稚園・保育所（園）に通っていない子どものための「一般型」

子どもが保育所（園）、幼稚園、認定こども園等に通っていない場合に利用することのできる一時預かりのスタイルである。保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などが中心となって運営。子どもの世話を行う職員の２分の１は保育士の資格を有し

ており、残りの資格を有していない場合にも適切なケアを行うための研修を受講している。

②幼稚園に在籍する子どものための「幼稚園型」

平成２７年度に創設された新しい一時預かりのスタイルであり、主として、幼稚園等に在籍する満 3 歳以上の幼児が利用することができる。

普段の幼稚園の教育時間の前後、または春休みや夏休みなどの長期間の休業日に幼稚園等において一時的に預かってもらうことが可能である。

③ 保育施設の一般利用に空きがあるときに利用可能な「余裕活用型」

平成２４年に設立された一時預かりのスタイルである。利用している子どもの数が定員に達していない保育施設で保育が行われ、預かる子どもの人数は、定員の範囲内で行うようにと取り決められている。幼稚園や保育所（園)、そのほか家庭的保育事業所や小規模保育事業所において行われている。施設によって子どもの人数は異なるが、家庭的保育事業所は１~５名、小規模保育事業所においては６～１９名とごく少数となる。

④利用児童の居宅において実施する「居宅訪問型」

平成２７年度に創設された新しい一時預かりのスタイルであり、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合やひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合での利用を想定している。

<table>
<tr><td>実施施設</td><td colspan="4">京町保育所、市橋保育所、鷺山保育所、聖徳保育園、木之本保育園、鶉保育園、みぞはた保育園、さゆり保育園、若葉保育園、常磐保育園、七郷保育園、鏡島保育園、大洞保育園、梅林保育園、華陽保育園、駒爪保育園、本荘保育園、なかよし岐阜南保育園、日野保育園、三里保育園、岩保育園 、黒野こども園、認定こども園ながらこどもの森、沖ノ橋認定こども園、加納西認定こども園、ひきえ子ども園</td></tr>
<tr><td>実施日</td><td colspan="4">月曜日から土曜日までの教育・保育施設開所日</td></tr>
<tr><td>利用日数</td><td colspan="4">月に14日以内</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td colspan="4">平日　　8時30分～16時30分
土曜日　8時30分～12時
保護者の勤務の状況等に応じて時間の延長も行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用料</td><td>年齢区分</td><td>一日の利用料</td><td>給食費</td><td></td></tr>
<tr><td>3歳未満児</td><td>2,240円</td><td>360円</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>3歳以上児</td><td>1,490円</td><td>300円</td></tr>
</table>

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（平成 26 年３月）

●日中の定期的な保育や病気のため以外に、保護者の用事や通院等の目的で不定期に利用している事業は、「利用していない」が 81.9%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 6.8%、「一時預かり」が 4.3%となっている。

●不定期の教育・保育事業等の利用希望は、「利用する必要はない」が 54.8%、「利用したい」が 34.9%となっている。

■日中の定期的な保育や病気のため以外に、保護者の用事や通院等の目的で不定期に利用している事業

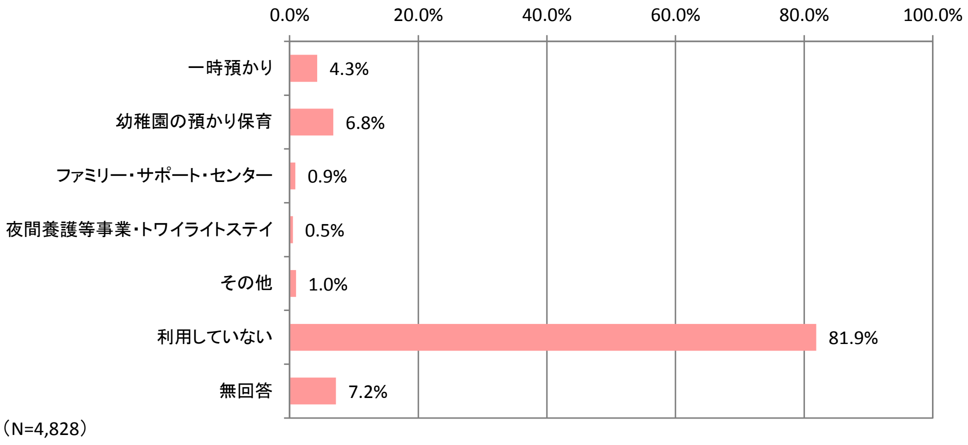

■不定期の教育・保育事業等の利用希望

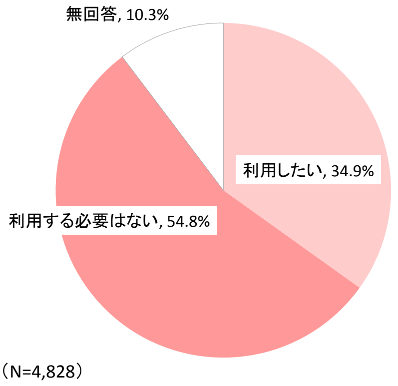

９．子ども未来部の組織及び業務分掌
（１）組織体制

（H29.4.1 現在）

- 子ども未来部
  - 定数 8　子ども政策課
    - 政策係
    - 庶務係
  - 定数 27　子ども･若者総合支援センター
    - 総務係
    - 乳幼児相談係
    - 乳幼児支援係
    - 親子支援係
    - 家庭児童相談係
    - 発達支援係
    - 教育支援係
    - 才能伸長・自立支援係
    - 幼児支援教室
    - 子ども・若者自立支援教室
  - 定数 13　子ども支援課
    - 支援係
    - 施設係
    - 給付係
    - 児童施設等（児童厚生施設等）
  - 定数 12　子ども保育課
    - 管理係
    - 入所係
    - 認可指導係
    - 定数 220　保育所

（2）事務分掌

子ども未来部は子ども政策課、子ども・若者総合支援センター、子ども支援課、子ども保育課の４つの課から構成され、主な事務分掌は以下のとおりである。

課名	係名	主な業務
子ども政策課	政策	子ども及び子育てに関する施策の企画・調査・及び調整、少子化対策、子どもの貧困対策、子どもの権利保障等に関すること
	庶務	部内総括事務、予算・決算、庶務全般
子ども・若者総合支援センター	総務	支援政策、施設管理、庶務等に関すること
	乳幼児相談	乳幼児の発達相談、発達検査、診察業務、保育所・幼稚園の巡回相談
	親子支援	在宅乳幼児のための親子教室・発達支援
	家庭児童相談	家庭児童相談、児童虐待の防止等
	才能伸張・自立支援	非行・いじめ・就学・就労の相談、個別支援プログラム等による支援
	教育支援	不登校に関する相談、生活・学習・集団適応支援、子ども・若者自立支援教室、保護者の会「ぼちぼちいこか」
	発達支援	学齢期の発達相談・支援、親の会「ゆったり　ゆったり」の開催、訪問発達相談、ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルトレーニング
子ども支援課	支援	女性保護、ひとり親家庭の自立支援、ＤＶ防止策、子育て短期支援、育英資金・母子父子寡婦福祉資金の貸付、給付型奨学金、子ども・子育てに関する事業案内、母子健康手帳の交付等
	施設	子どもの施設の運営管理（児童館、ドリームシアター岐阜、子ども遊び場）
	給付	児童手当、児童扶養手当、子ども医療費、ひとり親家庭医療費、小児慢性特定疾病・養育医療費・育成医療費の助成、不妊治療費助成、私立幼稚園の就園補助、妊婦検診審査の申請等
子ども保育課	管理	予算・決算、国庫補助金請求、支出全般、保育所職員配置、庶務全般
	入所	入所・保育料認定事務、施設型給付事務等
	認可・指導	保育所・小規模保育・認定こども園等の認可、指導、保育所（園）の給食業務、国庫補助請求

（岐阜市子ども未来部資料より引用）

（３）歳出・歳入の状況

子ども保育課の過去５年間の歳入・歳出は以下のとおりである。

【歳出】

（単位：千円）

勘定科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	1,967,549	1,932,662	1,942,301	1,925,614	1,910,560
報酬	308,176	302,387	312,969	321,616	323,348
給料	757,580	725,693	718,183	700,470	691,048
職員手当	352,375	341,035	345,318	360,189	372,073
共済費	330,038	313,805	318,389	305,010	287,435
賃金	219,380	249,742	247,442	238,329	236,656
報償費	478	513	544	384	869
旅費	1,116	1,242	1,119	1,056	937
需用費	210,353	214,454	222,142	224,931	234,283
役務費	14,750	13,352	14,096	13,722	12,564
委託料	33,360	31,580	35,871	30,434	36,924
使用料及び賃借料	10,507	8,898	8,049	4,436	3,809
工事請負費	17,307	11,927	59,153	113,629	81,536
備品購入費	10,517	4,424	16,046	5,171	5,503
負担金、補助金及び交付金	3,268,368	3,480,545	3,544,507	3,929,751	3,985,999
扶助費				110	148
補償、補填及び賠償金	23				230
合計	5,534,328	5,699,597	5,843,828	6,249,238	6,273,362

【歳入】

（単位：千円）

勘定科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国庫支出金	811,827	781,047	916,166	1,090,659	1,255,402
県支出金	54,721	180,476	137,876	683,680	684,221
分担金及び負担金	1,307,063	1,361,444	1,405,471	938,052	745,769
財産収入	207	211	204	205	209
諸収入	40,640	41,307	39,542	39,893	39,290
使用料及び手数料	32	32	32	475,477	461,147
繰入金	406	520	499	30,339	42,600
一般財源より充当	3,319,432	3,334,560	3,344,038	2,990,933	3,044,724
合計	5,534,328	5,699,597	5,843,828	6,249,238	6,273,362

歳出に対する不足部分を一般財源から充当している。

（４）予算及び実績の状況

①歳出の予算・実績の状況

平成 24 年度　（単位：円）

名称	予算額	決算額	執行率
保育所費			
報酬	370,544,000	308,176,374	83.2%
給料	761,267,000	757,580,206	99.5%
職員手当等	353,730,000	352,374,721	99.6%
特殊勤務手当	16,000	13,680	85.5%
超過勤務手当	16,336,000	15,985,129	97.9%
諸手当	337,378,000	336,375,912	99.7%
共済費	332,502,000	330,038,083	99.3%
賃金	260,507,000	219,379,780	84.2%
報償費	758,000	477,500	63.0%
旅費	1,669,000	1,116,248	66.9%
需用費	231,391,000	210,353,160	90.9%
消耗品費	23,452,000	23,440,197	99.9%
燃料費	6,099,000	5,253,278	86.1%
食糧費	37,000	3,685	10.0%
印刷製本費	1,838,000	702,502	38.2%
光熱水費	42,360,000	41,442,054	97.8%
修繕料	17,151,000	10,417,556	60.7%
賄材料費	140,042,000	128,682,126	91.9%
医薬材料費	412,000	411,762	99.9%
役務費	17,134,215	14,750,270	86.1%
通信運搬費	5,673,000	5,055,839	89.1%
広告料	540,000	315,735	58.5%
手数料	10,642,215	9,113,233	85.6%
保険料	279,000	265,463	95.1%
委託料	35,381,000	33,359,753	94.3%
使用料及び賃借料	11,310,000	10,507,221	92.9%
工事請負費	24,050,000	17,307,108	72.0%
備品購入費	13,528,000	10,517,125	77.7%
負担金、補助及び交付金	3,456,685,000	3,249,539,558	94.0%
補償、補填及び賠償金	22,785	22,785	100.0%
合計	5,870,479,000	5,515,499,892	94.0%

繰越分

	予算額	決算額	執行率

名称	(繰越額)		
保育所費			
負担金、補助及び交付金	19,545,000	18,828,000	96.3%
合計	19,545,000	18,828,000	96.3%

平成 25 年度　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

名称	予算額	決算額	執行率
保育所費			
報酬	363,810,000	302,386,973	83.1%
給料	729,606,000	725,693,266	99.5%
職員手当等	342,735,000	341,035,041	99.5%
特殊勤務手当	16,000	11,040	69.0%
超過勤務手当	16,337,000	16,049,664	98.2%
諸手当	326,382,000	324,974,337	99.6%
共済費	315,519,000	313,805,403	99.5%
賃金	263,902,000	249,742,460	94.6%
報償費	645,000	512,500	79.5%
旅費	1,621,000	1,241,602	76.6%
需用費	228,270,000	214,453,561	94.0%
消耗品費	23,299,000	23,297,314	100.0%
燃料費	5,493,000	5,398,322	98.3%
食糧費	7,000	2,342	33.5%
印刷製本費	1,793,000	876,764	48.9%
光熱水費	43,290,000	43,066,094	99.5%
修繕料	15,166,000	10,847,897	71.5%
賄材料費	138,794,000	130,536,830	94.1%
医薬材料費	428,000	427,998	100.0%
役務費	17,823,000	13,351,911	74.9%
通信運搬費	5,507,000	4,783,700	86.9%
広告料	540,000	416,535	77.1%
手数料	11,362,000	7,751,952	68.2%
保険料	414,000	399,724	96.6%
委託料	32,287,000	31,580,281	97.8%
使用料及び賃借料	8,938,000	8,898,052	99.6%
工事請負費	13,200,000	11,927,202	90.4%
備品購入費	7,507,000	4,423,645	58.9%
負担金、補助及び交付金	3,423,551,000	3,309,808,924	96.7%
合計	5,749,414,000	5,528,860,821	96.2%

繰越分

名称	予算額 (繰越額)	決算額	執行率
保育所費			
負担金、補助及び交付金	170,736,000	170,736,000	100.0%

合計	170,736,000	170,736,000	100.0%

平成 26 年度　（単位：円）

名称	予算額	決算額	執行率
保育所費			
報酬	368,134,000	312,968,127	85.0%
給料	725,394,000	718,183,122	99.0%
職員手当等	347,949,000	345,318,309	99.2%
特殊勤務手当	9,000	5,040	56.0%
超過勤務手当	16,793,000	15,905,231	94.7%
諸手当	331,147,000	329,408,038	99.5%
共済費	320,750,000	318,388,898	99.3%
賃金	269,599,000	247,442,448	91.8%
報償費	715,000	544,300	76.1%
旅費	1,613,000	1,118,797	69.4%
需用費	246,120,000	222,141,522	90.3%
消耗品費	26,421,000	24,204,918	91.6%
燃料費	6,264,000	5,062,588	80.8%
食糧費	7,000	2,455	35.1%
印刷製本費	5,074,000	1,987,634	39.2%
光熱水費	50,833,000	45,616,223	89.7%
修繕料	12,483,000	8,803,520	70.5%
賄材料費	144,597,000	136,023,184	94.1%
医薬材料費	441,000	441,000	100.0%
役務費	22,914,000	14,095,726	61.5%
通信運搬費	11,805,000	5,043,397	42.7%
広告料	555,000	549,288	99.0%
手数料	10,113,000	8,072,239	79.8%
保険料	441,000	430,802	97.7%
委託料	39,760,000	35,870,660	90.2%
使用料及び賃借料	8,096,000	8,048,962	99.4%
工事請負費	65,056,000	59,152,780	90.9%
備品購入費	17,457,000	16,046,417	91.9%
負担金、補助及び交付金	3,822,985,000	3,544,507,066	92.7%
合計	6,256,542,000	5,843,827,134	93.4%

平成 27 年度　　（単位：円）

名称	予算額	決算額	執行率
子ども保育費			
報酬	371,034,000	321,616,302	86.7%
給料	706,019,000	700,469,464	99.2%
職員手当等	361,434,000	360,188,974	99.7%
特殊勤務手当	9,000	4,320	48.0%
超過勤務手当	17,241,621	17,241,621	100.0%
諸手当	344,183,379	342,943,033	99.6%
共済費	309,421,000	305,010,091	98.6%
賃金	287,479,000	238,328,486	82.9%
報償費	715,000	384,300	53.7%
旅費	1,614,000	1,056,020	65.4%
需要費	242,351,000	224,931,347	92.8%
消耗品費	26,259,000	26,022,208	99.1%
燃料費	4,984,000	4,825,563	96.8%
食糧費	7,000	2,527	36.1%
印刷製本費	2,742,000	1,131,184	41.3%
光熱水費	54,431,000	45,184,393	83.0%
修繕料	13,842,000	10,267,798	74.2%
賄材料費	139,645,000	137,197,099	98.2%
医薬材料費	441,000	300,575	68.2%
役務費	17,802,000	13,722,032	77.1%
通信運搬費	7,021,000	5,043,820	71.8%
広告料	555,000	341,928	61.6%
手数料	9,743,000	7,906,821	81.2%
保険料	483,000	429,463	88.9%
委託料	36,826,000	30,433,615	82.6%
使用料及び賃借料	5,048,000	4,436,052	87.9%
工事請負費	127,011,000	113,629,122	89.5%
備品購入費	5,729,000	5,170,591	90.3%
負担金、補助及び交付金	4,067,085,000	3,766,084,511	92.6%
扶助費	847,000	110,174	13.0%
合計	6,540,415,000	6,085,571,081	93.0%

繰越分

名称	予算額 （繰越額）	決算額	執行率
子ども保育費			

負担金、補助及び交付金	163,666,000	163,666,000	100.0%
合計	163,666,000	163,666,000	100.0%

平成 28 年度　　　　（単位：円）

名称	予算額	決算額	執行率
子ども保育費			
報酬	374,051,000	323,347,725	86.4%
給料	694,804,000	691,048,291	99.5%
職員手当等	375,511,000	372,072,560	99.1%
特殊勤務手当	9,000	3,360	37.3%
超過勤務手当	23,011,000	20,625,224	89.6%
諸手当	352,491,000	351,443,976	99.7%
共済費	289,930,000	287,434,979	99.1%
賃金	299,155,000	236,656,358	79.1%
報償費	1,270,000	868,800	68.4%
旅費	1,636,000	936,965	57.3%
需用費	245,885,000	234,282,954	95.3%
消耗品費	29,985,000	29,892,786	99.7%
燃料費	4,994,000	4,866,567	97.4%
食糧費	14,000	7,610	54.4%
印刷製本費	1,740,000	1,297,015	74.5%
光熱水費	49,992,000	44,941,775	89.9%
修繕料	13,910,000	9,238,849	66.4%
賄材料費	144,809,000	143,597,411	99.2%
医薬材料費	441,000	440,941	100.0%
役務費	16,692,000	12,563,523	75.3%
通信運搬費	6,361,000	4,655,155	73.2%
広告料	555,000	443,448	79.9%
手数料	9,293,000	7,035,457	75.7%
保険料	483,000	429,463	88.9%
委託料	43,774,000	36,924,469	84.4%
使用料及び賃借料	4,587,000	3,809,322	83.0%
工事請負費	98,926,000	81,535,841	82.4%
備品購入費	6,144,000	5,502,852	89.6%
負担金、補助及び交付金	4,297,073,000	3,985,999,129	92.8%
扶助費	2,484,000	147,827	6.0%
補償、補填及び賠償金	230,000	230,000	100.0
合計	6,752,152,000	6,273,361,595	92.9%

②私立保育園等への補助金

子ども保育課の過去５年間の私立保育園等への補助金の予算・実績は以下のとおりである。

（円）

補助事業名	H24		
	予算額	決算額	執行率
私立保育園			
①長時間保育	240,458,463	233,670,806	97.2%
②障害児保育事業	74,788,560	78,760,340	105.3%
③低年齢児保育対策費	49,087,500	41,888,000	85.3%
④運営費	196,198,666	192,238,986	98.0%
⑤延長保育事業	47,297,450	47,905,600	101.3%
⑥一時預かり事業（一般型）	19,777,740	20,847,930	105.4%
⑦一時預かり事業（幼稚園型）	―	―	―
私立小規模保育事業			
①運営費	―	―	―
②延長保育事業	―	―	―

（円）

補助事業名	H25		
	予算額	決算額	執行率
私立保育園			
①長時間保育	266,383,593	238,164,560	89.4%
②障害児保育事業	92,752,800	79,799,040	86.0%
③低年齢児保育対策費	47,778,500	39,924,500	83.6%
④運営費	201,844,926	198,993,606	98.6%
⑤延長保育事業	52,229,600	45,209,800	86.6%
⑥一時預かり事業（一般型）	25,108,090	21,720,270	86.5%
⑦一時預かり事業（幼稚園型）	―	―	―
私立小規模保育事業			
①運営費	―	―	―
②延長保育事業	―	―	―

（円）

補助事業名	H26		
	予算額	決算額	執行率
私立保育園			
①長時間保育	273,286,629	247,166,249	90.4%
②障害児保育事業	92,753,040	78,851,400	85.0%
③低年齢児保育対策費	54,323,500	40,579,000	74.7%
④運営費	207,004,448	104,998,492	50.7%
⑤延長保育事業	53,188,800	45,102,050	84.8%
⑥一時預かり事業（一般型）	26,604,590	20,329,840	76.4%
⑦一時預かり事業（幼稚園型）	―	―	―
私立小規模保育事業			
①運営費	―	―	―
②延長保育事業	―	―	―

（円）

補助事業名	H27		
	予算額	決算額	執行率
私立保育園・認定こども園			
①延長保育接続（長時間保育）	156,710,947	163,338,089	104.2%
②障害児保育事業	95,590,080	84,857,410	88.8%
③低年齢児保育対策費	110,500,000	74,915,500	67.8%
④運営費	23,872,088	10,837,948	45.4%
⑤延長保育事業	39,189,000	32,672,300	83.4%
⑥一時預かり事業（一般型）	43,278,020	41,014,090	94.8%
⑦一時預かり事業（幼稚園型）	26,093,400	0	0.0%
私立小規模保育事業			
①運営費	―	482,564	―
②延長保育事業	―	300,000	―

（円）

補助事業名	H28		
	予算額	決算額	執行率
私立保育園・認定こども園			
①延長保育接続（長時間保育）	168,694,217	164,702,368	97.6%
②障害児保育事業	94,220,160	78,963,690	83.8%
③低年齢児保育対策費	100,662,000	71,337,600	70.9%
④運営費	23,344,204	10,457,498	44.8%
⑤延長保育事業	49,318,400	35,783,600	72.6%
⑥一時預かり事業（一般型）	44,658,260	42,562,500	95.3%
⑦一時預かり事業（幼稚園型）	12,025,100	6,028,640	50.1%
私立小規模保育事業			
①運営費	3,429,580	929,508	27.1%
②延長保育事業	2,432,000	600,000	24.7%

第３　保育所の運営状況について

１．概要

岐阜市が設置運営する市立保育所の数は、平成２８年度は２０か所となっている。また市立保育所の運営管理は、子ども未来部子ども保育課が所掌している。

全体の収支状況の年次比較表は以下のとおりである。

(注)子ども保育課の収支のうち、市立保育所に係る収支のみを抜粋

【歳出】

(単位:千円)

勘定科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	1,967,549	1,932,662	1,942,301	1,925,614	1,910,560
報酬	308,176	302,387	312,969	321,616	323,348
給料	757,580	725,693	718,183	700,470	691,048
職員手当	352,375	341,035	345,318	360,189	372,073
共済費	330,038	313,805	318,389	305,010	287,435
賃金	219,380	249,742	247,442	238,329	236,656
報償費	478	513	544	384	869
旅費	1,116	1,242	1,119	1,056	937
需用費	210,353	214,454	222,142	224,931	234,283
役務費	14,750	13,352	14,096	13,722	12,564
委託料	18,378	16,598	20,888	15,451	17,342
使用料及び賃借料	10,507	8,898	8,049	4,436	3,809
工事請負費	17,307	11,927	59,153	113,629	81,536
備品購入費	10,517	4,424	16,046	5,171	5,503
負担金、補助金及び交付金	1,506	1,899	1,433	1,424	1,409
扶助費				110	148
補償、補填及び賠償金	23				230
合計	2,252,484	2,205,969	2,285,771	2,305,928	2,269,190

【歳入】

(単位:千円)

勘定科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国庫支出金	27,933	656	19,262	16,108	17,317
県支出金	0	21,237	18,129	19,398	18,922
分担金及び負担金	450,267	470,108	476,601	1,256	2,216
財産収入	23	12	4	4	4
諸収入	40,640	41,307	39,542	39,893	39,290
使用料及び手数料	32	32	32	475,477	461,147
繰入金	406	520	499	30,339	42,600
一般財源より充当	1,733,183	1,672,097	1,731,702	1,723,453	1,687,694
合計	2,252,484	2,205,969	2,285,771	2,305,928	2,269,190

平成２４年度以後、毎年、保育料収入は、約４億５千万円～４億８千万円。支出は、約２２億円～２３億円。収支差額は、約▲１６億７千万円～▲１７億４千万円を推移している。

２．着眼点並びに監査手続

岐阜市の設置・運営する市立保育所の運営状況について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）所管課において、市立保育所の収支状況が把握されているか。	・市立保育所の収入・支出状況について、平成２４年から平成２８年までの年度比較分析を行った。 ・関係者に対するヒアリング。

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第３　保育所の運営状況について			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）所管課において、市立保育所の収支状況が把握されているか。			○

【監査意見】

子ども保育課は、市立保育所全体としての収支管理は行っているが、保育所別の収支管理は行っていない。

岐阜市は、経費節減や業務の効率化のために、市立保育所の業務委託契約や賄い材料などの物資調達は一括契約で行っており、また、職員の給与等の人事管理は人事課で行っている。そのため、子ども保育課は各市立保育所の給食材料費や人件費等の算出は困難であると判断している。

しかし、一括契約している業務委託契約や賄い材料などの物資調達の請求は、各市立保育所別に請求されており、また、修繕費や小口の物品購入に関しては各市立保育所別に支出管理が行われていることを考慮すると、何らかのかたちで各市立保育所別の収支管理を行うことは可能であると考える。

市立保育所の経費の削減及び業務の効率的運営を行うためには、市立保育所全体として収支管理を行うことは必要であるが、市立保育所の施設別の収支管理も必要である。私立保育園が各保育園の努力により効率的

な経営がなされていることを踏まえると、各市立保育所が効率的な運営を行う努力をすることにより、市立保育所全体としての効率的運営の検証ができるものと思われる。また、市立保育所の民営化の効果を検討する場合も市立保育所別の収支管理は必要と考える。【意見】

第４　私立保育園等に対する補助金交付状況について

１．概要

岐阜市は、私立保育園に対して、補助金を交付している。補助金の交付に関しては、「岐阜市補助金等交付規則」に定めるもののほか、それぞれの交付金ごとに要綱の定めに従い交付されている。

以下、各補助金の概要を説明する。

（１）私立保育園

①延長保育接続

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立特定教育・保育施設とする。 (1)　市内に所在すること。 (2)　開所時間が１１時間以上であること。
補助対象経費	事業に要する人件費
算定基準 (年額)	((別に定める額（1時間単価）×超過時間）×２２日×要保育士率で算出した月の人件費の1事業年度の合計額）－（別に定める額（控除額）×実施月数）
交付申請時期	事業を開始する月の初日

②障害児保育事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立特定教育・保育施設とする。 (1)　障害児を保育していること。 (2)　市が定める保育士配置基準及びその他の配置基準で定める保育士の数のほか、障害児保育のための保育士を障害児 3 人につき 1 人加配していること。
補助対象経費	事業に要する人件費
算定基準 （月額）	別に定める額×各月初日現在の障害児（私学助成（特別支援教育経費）の対象児童を除く。）の人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

③低年齢児保育対策費

<table>
<tr><td>補助要件</td><td colspan="4">次の各号のいずれにも該当する私立特定教育・保育施設とする。
(1)　市内に所在すること。
(2)　0 歳児から 2 歳児（以下「低年齢児」という。）までのいずれかの保育を行っていること。
(3)　年度途中の低年齢児の受入れのために市が定める保育士配置基準及びその他の配置基準で定める保育士の数のほか、低年齢児保育のための保育士を事業開始当初から低年齢児が入所するまでの間、継続して加配していること。
(4)　事業を開始する月の翌月初日から事業を完了する月の初日までの間、保育士配置基準で 1.0 人以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所していること。</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="4">事業に要する人件費</td></tr>
<tr><td rowspan="12">算定基準
（年額）</td><td rowspan="6">0 歳児</td><td>中途入所児童数</td><td>加配保育士数</td><td rowspan="12">1,783,440 円×(0 歳児から 2 歳児までの合計加配保育士数)
ただし、事業の実施期間が年度途中になる場合は、148,620 円×(0 歳児から 2 歳児までの合計加配保育士数)により算定された額に実施月数を乗じた額とする。</td></tr>
<tr><td>3～5 人</td><td>1 人</td></tr>
<tr><td>6～8 人</td><td>2 人</td></tr>
<tr><td>9～11 人</td><td>3 人</td></tr>
<tr><td>12～14 人</td><td>4 人</td></tr>
<tr><td>15 人以上</td><td>3 人増すごとに一人</td></tr>
<tr><td rowspan="5">1 歳児・
2 歳児
（合計）</td><td>6～11 人</td><td>1 人</td></tr>
<tr><td>12～17 人</td><td>2 人</td></tr>
<tr><td>18～23 人</td><td>3 人</td></tr>
<tr><td>24～29 人</td><td>4 人</td></tr>
<tr><td>30 人以上</td><td>6 人増すごとに 1 人</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td>交付申請時期</td><td colspan="4">事業を開始する月の初日</td></tr>
</table>

④運営費

補助要件	市内に所在する私立特定教育・保育施設（看護師配置割、環境衛生検査割及び長期勤続職場割にあっては、保育所に限る。）
補助対象経費	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便、保育士等処遇改善等に係る経費
算定基準（年額）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1)　眼科及び耳鼻咽喉科検診費別に定める額 (2)　看護師配置割　別に定める額（4 月 1 日（事業の開始が年度途中になる場合は、事業を開始する月の初日）現在で 0 歳児が 9 人以上の場合を除く。） (3)　環境衛生検査費　実費（別に定める額を限度とする。） (4)　腸管出血性大腸菌等対策費　別に定める額×（調理員人数＋1 人） (5)　長期勤続職場割　別に定める額×実施月数
交付申請時期	1 月又は事業を完了する月のいずれか早い時期

⑤延長保育事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立特定教育・保育施設とする。 (1)　市内に所在すること。 (2)　次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める要件 ア　保育標準時間認定の子どもに対する延長保育　開所時間が 11 時間 30 分以上であること。 イ　保育短時間認定の子どもに対する延長保育　保育標準時間認定を受けた子どもが保育を利用できる時間内における保育短時間認定を受けた子どもの延長保育であること。
補助対象経費	事業に要する経費
算定基準	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1)　減免補助　延長保育料減免実額（別に定める額を限度とする。） (2)　保育標準時間認定　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準 ア　30 分延長補助　別に定める額（平均利用人数が 1 人以上） イ　1 時間延長補助　別に定める額（平均利用人数が 6 人以上） ウ　2 時間延長補助　別に定める額（平均利用人数が 3 人以上） (3)　保育短時間認定　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準 ア　1 時間延長補助　別に定める額×在籍する短時間認定児童数（平均利用人数が 1 人以上） イ　2 時間延長補助　別に定める額×在籍する短時間認定児童数（平均利用人数が 1 人以上） ウ　3 時間延長補助　別に定める額×在籍する短時間認定児童数（平均利用人数が 1 人以上）
交付申請時期	事業を開始する月の初日

⑥一時預かり事業（一般型）

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立特定教育・保育施設とする。 (1)　市内に所在すること。 (2)　国の一時預かり事業実施要綱に基づく一時預かり事業（一般型）を実施すること。
補助対象経費	事業に要する経費
算定基準	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1)　基本補助　年間の利用人数に対する別に定める額 (2)　延長日数補助　別に定める額×延長利用日数 (3)　減免補助　別に定める額×一時預かり保育料減免人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

⑦一時預かり事業（幼稚園型）

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立特定教育・保育施設とする。 (1)　市内に所在すること。 (2)　国の一時預かり事業実施要綱に基づく一時預かり事業（幼稚園型）を実施すること。
補助対象経費	事業に要する経費
算定基準	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準。ただし、別に定める額を限度とする。 (1)　在籍園児　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準 ア　基本補助　別に定める額×利用延人数 イ　休日人数補助　別に定める額×利用延人数 ウ　長時間加算補助　別に定める額×利用延人数 (2)　非在籍園児　次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める基準 ア　基本補助　別に定める額×利用延人数 イ　長時間加算補助　別に定める額×利用延人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

（２）私立小規模保育事業及び事業所内保育事業

①運営費

補助要件	私立小規模保育事業等を行う施設が市内に所在すること。
補助対象経費	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便等に係る経費
算定基準（年額）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1)　眼科及び耳鼻咽喉科検診費　別に定める額 (2)　環境衛生検査費　実費（別に定める額を限度とする。） (3)　腸管出血性大腸菌等対策費　別に定める額×（調理員人数＋1 人）
交付申請時期	1 月又は事業を完了する月のいずれか早い時期

②延長保育事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)　私立小規模保育事業等を行う施設が市内に所在すること。 (2)　次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める要件 ア　保育標準時間認定の子どもに対する延長保育　開所時間が 11 時間 30 分以上であること。 イ　保育短時間認定の子どもに対する延長保育　保育標準時間認定を受けた子どもが保育を利用できる時間内における保育短時間認定を受けた子どもの延長保育であること。
補助対象経費	事業に要する経費
算定基準	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1)　減免補助　延長保育料減免実額（別に定める額を限度とする。） (2)　保育標準時間認定　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準 ア　30 分延長補助　別に定める額（平均利用人数が 1 人以上） イ　1 時間延長補助　別に定める額（平均利用人数が 6 人以上） ウ　2～3 時間延長補助　別に定める額（平均利用人数が 3 人以上） (3)　保育短時間認定　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準 ア　1 時間延長補助　別に定める額×在籍する短時間認定児童数（平均利用人数が 1 人以上） イ　2 時間延長補助　別に定める額×在籍する短時間認定児童数（平均利用人数が 1 人以上） ウ　3 時間延長補助　別に定める額×在籍する短時間認定児童数（平均利用人数が 1 人以上）
交付申請時期	事業を開始する月の初日

２．着眼点並びに監査手続

私立保育園に対する補助金交付の状況について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか。	・補助金毎の交付要綱を入手し内容を検討する。 ・関係者に対するヒアリング。
（２）交付規則及び交付要綱に従い、補助金の財務事務が適切に執行されているか。	・補助金の手続等を検討する。 ・補助金毎の明細（園別）を入手する。 ・当該明細よりサンプルを抽出し、申請書類等の証票を入手。サンプルを任意で抽出し、抽出した項目の証憑につき、レビューする。 ・関係者に対するヒアリング。
（３）予算額と決算額に著しい差異がある補助金（執行率の低い補助金）について、予算の積算方法、補助内容及び周知活動が適切であるか。	・補助金毎の予算額と決算額の比較表を入手。予算額と決算額に著しい差異がある場合には、予算設定の根拠、差異の理由、検討されている対応策について関係者に対しヒアリング。

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第４　私立保育園に対する補助金交付の状況			
着眼点	監査意見		
	問題なし	指摘	意見
（１）各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか。		○	
（２）交付規則及び交付要綱に従い、補助金の財務事務が適切に執行されているか。	○		
（３）予算額と決算額に著しい差異がある補助金（執行率の低い補助金）について、予算の積算方法、補助内容及び周知活動が適切であるか。	○		

【監査意見】

(１)各補助金の要綱をレビューした結果、「一時預かり事業（一般型)」「延長日数」補助金につき、次の不備が見られた。

一時預かりとは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業であり、一時預かりを実施した保育園については、要綱に従い、岐阜市より補助金が支給される。

補助金の内容は、主に、一時預かりを実施した際に、支給される「基本補助」と、「基本補助」に加えて、一時預かり時間を延長したことにより支給される「延長日数補助」に大別される。

「基本補助」については、一時預かりを実施した全ての保育所（園）に支給されるが、「延長日数補助」については、「一時預かり専用保育室」を設置した保育所（園）のみに支給される。

「延長日数補助」を支給する趣旨は、一時預かりにおいて、預かり時間

を延長したことに対して支給する目的であると思われるが、その支給要件には、時間延長とは直接関係が無い「一時預かり専用保育室」の設置が求められている。

「岐阜市私立特定教育・保育施設補助金交付要綱」によると、「延長日数補助」の要件として、一時預かり事業（一般型）の延長日数補助は、岐阜市児童保育条例施行規則（平成２７年岐阜市規則第３５号）第７条第１項の規定により入所した児童とは別の保育室にて保育を行う私立特定教育・保育施設を対象とする”と規定されており、「別の保育室」（一時預かり専用保育室）が要件とされている。

「延長日数補助」の趣旨は、一時預かりの時間延長に対して補助を支給することにあるので、一時預かり専用保育室を設置要件とせず、時間延長を行った全ての保育所（園）に支給すべきと考える。【指摘】

（２）岐阜市一時預かり事業補助金の事務処理手続きについてサンプル抽出し、申請書の記載内容や、添付書類等の検討を行った。
特に問題は無く、全て適切であった。

（３）平成２７年度と平成２８年度において、私立保育園並びに私立小規模保育事業に対する補助金の執行状況については下記のとおりとなっている。

この中で、私立保育園に対して、④運営費の執行率が約 50%となっている。また、私立小規模保育事業に対して、①運営費、②延長事業保育の執行率がいずれも低い水準となっている。

平成２７年度～平成２８年度の私立保育園等への各補助金の予算額、決算額

（単位：円）

補助事業名	H28		H27	
	予算額	決算額	予算額	決算額
私立保育園				
①延長保育接続	168,694,217	164,702,368	156,710,947	163,338,089
②障害児保育事業	94,220,160	78,963,690	95,590,080	84,857,410
③低年齢児保育対策費	100,662,000	71,337,600	110,500,000	74,915,500
④運営費	23,344,204	10,457,498	23,872,088	10,837,948
⑤延長保育事業	49,318,400	35,783,600	39,189,000	32,672,300
⑥一時預かり事業（一般型）	44,658,260	42,562,500	43,278,020	41,014,090
⑦一時預かり事業（幼稚園型）	12,025,100	6,028,640	26,093,400	0
私立小規模保育事業				
①運営費	3,429,580	929,508	－	482,564
②延長保育事業	2,432,000	600,000	－	300,000

以上の執行率が低い補助金 3 点について、資料の閲覧並びに担当者に対して、ヒアリングを行ったところ、次のような回答であった。

（私立保育園　④運営費）

「長期継続職場割」と「看護師配置割」に係る補助金について、当初予定していた実施園数に比して、実際に補助要件を満たす保育園数が少なかったためである。

（私立小規模保育事業　①運営費）

補助対象事業の一つである、眼科及び耳鼻咽喉科検診について、園児の年齢が低いこともあり、実施する小規模保育事業所がほとんどなかったことによるものである。

（私立小規模保育事業　②延長事業保育）

当初全ての事業所での実施を予定していたが、延長保育の利用者が少なく補助要件を満たす事業所が少なかったことによるものである。

以上の補助金については、新制度移行後 2 年目ということもあり、実績が読みにくい状況であった。

今後は当該年度の実績を踏まえて予算化されるようであり、特に問題は無いと考えられる。

第５　保育所（園）施設整備の現状と対応について

１．概要

厚生労働省では児童福祉施設等に設置している遊具については「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について（平成２０年８月２９日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応を要請している。

この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている「都市公園における遊具の安全 、確保に関する指針」（以下、指針という）については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故 等に関する基本的な内容を示したものであり、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用するように周知していくことを合わせて求められており、岐阜市が管理する保育施設についても同様の対応が必要となる。

指針はもともと都市公園における遊び場の安全性を一層高めるためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公園管理者において適切な安全措置を講ずることが必要であるとの考え方のもと、国土交通省において平成１４年３月に、我が国の都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び同指針の解説版をまとめ、公園管理者等へ通知したことが始まりとなっている。

その後、平成２０年８月、平成２６年６月の２度にわたり、遊具の設置状況の変化、遊具等における事故の発生などについて着実に改善を進める方策についての検討を反映させるための改訂を行っている。

具体的には近年において、高齢化社会への対応のため、主として大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした健康器具系施設が増加傾向にあるなど、都市公園における遊具等の設置状況の変化等に対応し、都市公園をより一層安全で楽しい遊び場としていくための方策を新たに盛り込んでいる。

一方で、子どもは遊びを通じて冒険や挑戦し、心身の能力を高めていくものであり、遊具の安全確保にあたっては、こうした遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともに、ハザードの除去に努

めるという都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方は、初版から一貫して変更されていない。

指針では、都市公園における遊戯施設の安全確保について、公園管理者が、遊戯施設の計画・設計、製造・施行、維持管理、利用の各段階にわたり、利用者などどともに取り組むべき事項を示している。（なお、これらの業務を外部に委託・請負する場合には、受託者・請負者に対し、同様の対応を求めるとされている。）

また、子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。

このように、遊びは、すべての子どもの成長にとって必要不可欠なものである。

また、指針では遊具の安全確保に当たっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とし、公園管理者は、リスクを適切に管理するとともに、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努めると定めている。

２．着眼点並びに監査手続

岐阜市が設置する保育所（園）の運営状況について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）子どもの安全を確保するため、保育所（園）の整備及び営繕を計画的に行っているか。	・保育所（園）施設整備計画の閲覧 ・担当者へのヒアリング ・各種証憑の閲覧
（２）整備する案件の選定にあたっては、現場の保育士、保護者などステークホルダーの意見を十分に反映したものであるかどうか。	・担当者へのヒアリング ・整備を行った保育所（園）への往査 ・各種証憑の閲覧

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第５　保育所（園）施設整備の現状と対応について			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）保育所の整備及び営繕を計画的に実施しているか。	○		○
（２）整備工事の対象となる保育所の選定は経済性、効率性、効果を勘案して行われているか。	○		
（３）遊具の安全点検が有資格者により実施されているか。	○		○
（４）定期点検の結果を踏まえ、子どもの安全に配慮した対応がとられているか。	○		○
（５）備品が規定に準拠して適切に管理されているか。		○	

【監査意見】

（1）保育所施設の整備対象案件の選定及び施設の整備は以下のとおり実施されたことを平成26年度から平成28年度までの「保育所施設整備履歴」を閲覧することにより確認した。

直近の3年間で行われた主な整備は下記のとおりである。

①総合遊具設置工事

②防犯カメラ設置工事

③給食室エアコン設置工事

整備する案件については子ども保育課にて必要性が高いと思われる案件から優先的に実施しているとのことであった。上記工事の選定理由については下記のとおりである。

①総合遊具設置工事については、当初、鷺山保育所のみに設置されていたが、子どもが当該遊具の使用にあたり、定型的な使用方法のみならず、より楽しい遊び方を追求する動きがみられ、子どもの創造性や主体性を向上させる遊具であるとの意見を保育の現場からの聞き取りによって確認された。このような遊具は先述の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の中で述べられている遊具の効用に合致する施設である。

②防犯カメラ設置工事はすでに岐阜市内のすべての市立小学校、中学校において設置工事は完了しており、子どもの安全性を確保する必要性という意味では市立小学校、中学校を区別する必要性はなく、公平性の観点から防犯カメラの設置工事を行うこととした。

③給食室エアコン設置工事については、夏場の給食室内は非常に室温、湿度ともに高く、職員が熱中症を発症するリスクがあることから、職員の職場環境を整備する観点から工事を行うこととした。

以上の案件の選定にあたっては、定期的に保育所を訪問することにより現場確認の実施や、現場の保育士から意見を聴取する、また、所長会議等で議論になったことを踏まえてできる限り現場の声、保護者の声を反

映し、安心・安全な保育を提供できるように配慮していることが、各種証憑の閲覧や関係者からのヒアリングにより確認できた。
　一方で岐阜市の現在の取り組みは確かに現場や保護者の声を吸い上げる一定の効果はあるものの、より良い保育を目指していくためには、より多くの利害関係者の声に耳を傾け、それを現場に反映していく必要がある。そのために保育士や保護者からより多くの意見を収集するために、目安箱の設置や意見交換会の定期的な開催といった取り組みを検討することが望まれる。【意見】

(２)すべての保育所を対象とした案件については予算制約もあるため、財政課等、関係部署との折衝を経て実施計画を立て、予算計上されていることを予算の審議資料等の閲覧により確認した。
　その際に整備の対象となる保育所の選定にあたり、特定の保育所が優遇されるなど恣意的な選定が行われるようなことがあれば、各保育所の安心・安全のレベルや保育の質に差異が生じる可能性があり、経済性、効率性、効果等を勘案して公平公正に選定されなければならない。
　この点について、整備にあたっての優先順位の決定が適切に行われているかどうかを確認するため、「保育所施設整備履歴」を閲覧したところ、保育所の規模、園児数、遊具の数、他の案件との重複状況等を総合的に勘案したうえで決定されており、どの保育所もまんべんなく整備工事が行われており、特定の施設を優遇するような状況は確認されず、整備工事の対象となる保育所の選定は経済性、効率性、効果を勘案して行われていると判断した。

(３)遊具の維持管理については、遊具そのものの性能確保に関する点検・補修を行うにとどまらず、子どもにとって安全で楽しい遊び場であるかという視点を持って行うことが必要である。遊具の構造や劣化などを要因とする物的ハザードを適時に発見・除去するために確実な安全点検を少なくとも１年に１回以上行うとともに、定期的な修繕などの維持管理を行うため、維持管理の履歴を記録・保管する必要があるが、視察した３か所の保育所（園）において有資格者による点検が実施されていることを確認した。

遊具の安全点検について国の認定する有資格者によらなければならない旨は法律や条例には規定されていないが安全点検は、誰が行ってもよいというものではなく、安心・安全確保の観点から一定水準以上の品質を確保した点検が必要である。

この点については一般社団法人日本公園施設業協会（以下、協会という）が「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検管理士」と「公園施設点検技士」といった遊具の点検・診断業務ができる技術者の認定を行っており、国土交通省では当該資格を「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録制度」により、公園施設（遊具）の点検・診断業務を適正に実施できる技術者として唯一登録している。

また、遊具の安全点検は毎回同じ項目を実施すれば足りるというわけではなく、近年導入が進む遊具の特性や最近の事故事例を踏まえ、安心・安全を確保するためには点検項目は、定期的に改訂される必要があるが、このような点においても協会がこれらの情報収集を行い、適時・適切に点検項目等にフィードバックしており、協会が認定する有資格者による点検は有効性が高いと考えられる。

したがって安全点検は有資格者が、有資格者の属する協会の定めた「規準」、「定期点検表」と「判断基準」に基づき実施することにより、安全点検について一定水準以上の品質が常に確保されるといえるため、有資格者による点検を実施することが今後も引き続き必要である。【意見】

(4)定期点検の結果を踏まえ、子どもの安全に配慮した対応がとられているかどうかについて確認したが、その結果は以下の通りであった。

■市立保育所

視察した市立保育所の定期点検の記録を閲覧した結果、遊具の機能、塗装、劣化の状況については緊急対応が必要となるDランク評価の遊具はなかった。

また、すべての遊具が健全で、修繕の必要がないAランク評価ではないものの、前回点検後に遊具の全面的な刷新が図られており、修繕や対策の必要性は相当程度軽減されていると思われる。

　一方で、ハザード３（生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらしうるハザードがある状態）に該当する状況が存在する旨報告されていた。具体的には３連鉄棒の基礎の露出や、登り棒の支柱破損、基礎露出といった状況である。このような状況下で子どもを遊ばせ、遊具から落下し、むき出しの基礎に頭部を打ち付けるようなことがあれば、生命に危険が及ぶ可能性があるため、早急の対処が必要となる。

　この点につき視察時点では当該遊具は撤去され、ハザードは除去されていた。

　以上より、定期点検の結果が適時にフィードバックされていると判断した。

■私立保育園

　視察した私立保育園の定期点検の記録を閲覧した結果、遊具の機能、塗装、劣化の状況については緊急対応が必要となるDランク評価の遊具はなかった。

　また、ハザード３（生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらしうるハザードがある状態）に該当する状況もなかった。

　保育園の関係者へのヒアリングを行ったところ、定期点検の結果を踏まえ、必要な対応を適時に行うことができるよう、理事会に積極的に働きかけを行い、遊具が使用禁止となることを回避しているとのことであり、子どもの保育環境に配慮されていることが確認された。

■私立認定こども園

　視察した私立認定こども園の定期点検の記録を閲覧した結果、遊具の機能、塗装、劣化の状況については緊急対応が必要となるDランク評価の遊具はなかった。

　一方で、ハザード３（生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらしうるハザードがある状態）に該当する状況が存在する旨報告されていた。具体的には市立保育所と同様、基礎の露出を指摘するものであった。

　この点、当該遊具は適時に対応する財政的な余裕がなかったため「使用禁止」にすることで、子どもの安全は確保されているが、遊具での遊び

を通じて得られる学びをより多くするためにも、修繕計画の精度を一層高め、緊急対応が必要となる事態を回避することが望まれる。【意見】

（4）備品が規定に準拠して適切に管理されているかどうかについて確認したが、その結果は以下の通りであった。

■市立保育所

（市立保育所の備品管理に関する規定）

　岐阜市が運営するため、市立保育所の備品については、岐阜市物品管理規則（以下、規則という）及び備品管理マニュアル（以下、マニュアルという）に準拠して適切に管理する必要がある。

　備品については備品管理システムに記録することにより管理する（規則第６条）。また備品は当該システムにより一元管理され、備品には備品番号や取得年月日が記載された備品シールを貼付しなければならない（規則第７条）と規定されており、年に１回の備品の棚卸により、備品管理システムに登録された備品と現物との間に差異がないことの確認を行うこととしている。

　またマニュアルには備品の異動（取得、廃棄、移管等）は、備品管理システムで出力される「備品異動申請書」により会計課に申請し、会計課で承認処理をすることが求められている。

（実施した監査手続）

　備品管理システムから登録されている備品を出力し、

●備品→備品管理台帳

●備品管理台帳から→備品

　上記の流れでそれぞれ５件ずつサンプリングを実施し、備品の実在性、備品管理システムへの備品登録の網羅性を確認した。また、併せて備品に備品シールが貼付されているかどうかについて確認を行った。

　また、備品管理システムに登録されていない備品、備品管理システムに登録されていない備品が存在していないこと及び備品管理シールが貼付されていることををサンプルベースで確認した。

さらに、備品の廃棄・除却にあたっては「備品異動申請書　廃棄（除却）」を起票され、上席者の承認が行われており、規定に準拠して備品は適切に管理されていることを確認した。

■私立保育園

（私立保育園における備品管理の必要性と備品管理に関する規定）

視察した私立保育園は社会福祉法人が運営しており、備品の管理については各社会福祉法人が定める経理規定に準拠して行われることとされている。

私立保育園は民間資本にて運営されていることから、基本的には定款自治が原則であり、経理処理について岐阜市から特段の制約が課されているわけではない。

しかしながら、保育園運営のための補助金を受領していることを勘案すると、私立保育園も市立保育所と同様、備品管理を適切に行わなければならない。

視察した保育園の経理規定によれば、取得日後１年を超えて使用または保有する有形固定資産及び無形固定資産（土地、建設仮勘定及び権利を含む。）であって、１個もしくは１組の金額が１０万円以上の資産を固定資産として規定し、固定資産の現物管理を行うために、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産管理をしなければならないとされている。

さらに、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産残高報告書を作成することとされている。

しかし、視察保育園においては、固定資産管理台帳は備えられていたものの、備品の棚卸を会計年度末に実施しておらず、廃棄・除却に関する記録も残っていなかった。

私立保育園は民間資本にて運営されているものの、岐阜市から保育園の運営にあたり補助金を受領している以上は、市立保育所と同様、備品管理を行っていく必要がある。【指摘】

■私立認定こども園

（認定こども園における備品管理の必要性と備品管理に関する規定）

視察した認定こども園は私立保育園と同様、社会福祉法人が運営している。そのため、備品の管理については各社会福祉法人が定める経理規定に準拠して行われることとなる。

また、認定こども園は民間資本にて運営されていることから、基本的には定款自治が原則であり、経理処理について岐阜市から特段の制約が課されているわけではない。

しかしながら、認定こども園運営のための補助金を受領していることを勘案すると、認定こども園も市立保育所と同様、備品管理を適切に行わなければならない。

なお、備品管理に関する規定は先述の私立保育園と同様の規定となっていた。

しかし、備品の棚卸を図書以外は会計年度末に実施しておらず、廃棄・除却に関する記録も残っていなかった。

認定こども園は民間資本にて運営されているものの、岐阜市から認定こども園の運営にあたり補助金を受領している以上は、市立保育所と同様、備品管理を行っていく必要がある。【指摘】

第６　保育所（園）の施設及び児童の安全管理は適切にされているか

１．概要

保育所保育指針（厚生労働省）において、子どもの安全管理について次のように規定されていることから、保育所（園）利用者の子どもの安全管理体制が適切かどうかを監査目的とした。

「第５章　健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保と共に、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第１章（総則）、第３章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育しなければならない。

２．環境及び衛生管理並びに安全管理

（２）事故防止及び安全対策

ア　保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の協力のもとに安全指導を行うこと。」（以上、保育所保育指針より抜粋）

（1）子ども保育課における指導

子ども保育課は、保育所（園）に対して、子ども保育課所属の保育指導員が市立保育所には年２回、私立保育園には年１回訪問して、保育内容の確認と職員との面談を行い、保育所（園）の問題点を確認し、指導するようにしている。

そして、各市立保育所、私立保育園ごとに「ヒヤリハット」（保育中に起こったヒヤリと感じた事例など、書式は自由）を記載、報告するようにしており、提出された「ヒヤリハット」を全職員で共有するように指導している。

保育指導員若しくは監査職員が各保育園で「ヒヤリハット」の提出状況などを確認し、提出が少ないようであれば積極的に提出するよう

に指導している。

（2）岐阜市福祉部指導監査課からの指摘事項

子ども保育課の指導のほか、岐阜市福祉部指導監査課が保育所（園）を毎年監査している。そして、同課による保育所（園）に対する指摘した事項は次の通りである。

①　私立保育園

【平成２３年度】

ア．入所者の安全確保対策が不十分
- 遊具の業者点検が未実施
- 補修や補強を要する備品等あり
- 危険防止を図るための鍵等の設置対応が必要な箇所あり

イ．帳簿書類等の記録整理が不徹底
- 送迎バスの運転記録漏れ及び車両点検簿等が不備
- プール日誌、給食日誌の記載漏れ及び確認者の印漏れ
- 保護者から預かる与薬票の記載漏れ

ウ．衛生管理が不適切
- プール使用時の残留塩素濃度の記載漏れ及び適切な濃度管理の徹底が不十分
- トイレの雑巾管理が不適切

【平成２４年度】

ア．入所者の安全確保対策が不十分
- 不審者対応訓練が未実施
- ヒヤリハット報告書の活用が不十分
- 備品類の転倒防止策が不備

イ．帳簿書類等の記録整理が不徹底
- 水質検査及び冷蔵庫内の温度の記載漏れ
- 指導計画及び職員会議録等の確認者の印漏れ

ウ．衛生管理が不適切
- プール使用時の残留塩素濃度の記載漏れ及び適切な濃度管理

　の徹底が不十分
・職員の検便回数が不足

【平成２５年度】
ア．入所者の安全確保対策が不十分
・午睡時における乳幼児の状態を記録する時間の間隔が不適切
・備品類の未補修及び転倒防止策が不備
・保存食の一部保存漏れ
イ．簿書類等の整備状況等が不十分
・給食日誌における中心温度記録の測定方法が不十分
・ヒヤリハット記録の提出状況が低調であり、意識付けが不十分
ウ．施設運営に係る規程等の整備が不十分

【平成２６年度】
ア．入所者の安全確保対策が不十分
・備品類の未補修及び転倒防止策が不備
・アレルギー症状等のある児童に対する対応が不十分
イ．施設運営に係る必要書類等の整備状況等が不十分
・給食日誌等において提供食品の内容が一部未記載
・遊具点検記録簿の保管漏れ
ウ．人事労務管理に係る諸規程の内容が不適切
・就業規則の内容が不十分
・給与規程の内容が実態と乖離

【平成２７年度】
ア．施設運営に係る諸規程等の整備状況が不適切
・就業規則及び給与規程等の内容が不十分
イ．施設運営に係る必要書類等の整備状況等が不適切
・契約事務手続きが不十分
・給食日誌等において記録内容が不十分
ウ．入所者の安全・快適な生活空間の確保について不適切

・備品類等の転倒防止及び安全対策が不十分

【平成２８年度】
ア．入所者の事故防止及び安全・快適な生活空間の確保について不適切
・事故を未然に防ぐための取組が不十分
・備品類等の転倒防止及び安全対策が不十分
イ．労務関係に係る諸手続きが不適切
・諸手当関係の算定方法について不適切
ウ．施設運営に係る諸規程等の整備状況が不適切
・給与規程等の内容が不十分

② 幼保連携型認定こども園
【平成２８年度】
ア．入所者の安全・快適な生活空間の確保について不適切
・事故を未然に防ぐための対策が不十分

③ 小規模保育施設
【平成２８年度】
ア．検食及び原材料の保存状況が不適切
・検食の一部保存漏れ、または保存量が不十分
イ．入所者の健康管理、衛生管理及び感染症等への対応が不十分
・入所者の健康診断について一部未実施
ウ．入所者の安全・快適な生活空間の確保について不適切
・備品類等の転倒防止及び安全対策不十分

④ 市立保育所
指摘事項なし

（３）視察結果
本テーマにおいて、「第１０ 保育所（園）の職員状況は適切か」記載の視察対象保育所（園）に対して、利用者の安全管理について視察

を行った。

　視察対象保育所（園）全てについて、安全管理上の問題点は特に発見されなかった。

（4）私立保育園の指導監査による改善状況について

　子ども保育課担当者によると、平成２８年度の実地指導の結果、私立保育園に対する文書指摘は２９件であった。そのうち、安全・事故防止に関する指摘は７件であった。

　また、文書指摘以外に口頭での指摘も行っているが、文書指摘及び口頭指摘部分については、当該保育園から指摘事項に対する是正改善状況について報告書を提出させている。

２．着眼点並びに監査手続

保育所（園）の施設及び児童の安全管理は適切にされているかについて、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（1）指導監査課からの指摘事項に対する私立保育園の改善対策は採られているか。	・担当者へのヒアリング ・各種証憑の閲覧
（2）認定こども園及び小規模保育施設について、新制度にあわせて安全管理を徹底する対策が採られているか。	・担当者へのヒアリング ・各種証憑の閲覧
（3）視察対象保育所（園）の安全管理は適切か。	・担当者へのヒアリング ・保育所（園）への往査 ・各種証憑の閲覧
（4）市立保育所の安全管理は適切か。	・担当者へのヒアリング ・保育所への往査 ・各種証憑の閲覧

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第６　保育所（園）の施設及び児童の安全管理は適切にされているか			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（1）私立保育園の安全管理は適切か。	○		○
（2）認定こども園及び小規模保育施設の安全管理は適切か。	○		○
（3）視察対象保育所（園）の安全管理は適切か。	○		
（4）市立保育所の安全管理は適切か。	○		

【監査意見】

(１)私立保育園は、岐阜市福祉部指導監査課からの指摘事項によると、安全管理について、不備があり、施設内で徹底管理がなされていない印象を受ける。

そのため、最低限、入所者の安全・快適な生活空間の確保の項目について、指摘を受けないよう対策をとることが望まれる。【意見】

もっとも、改善状況については、指摘を受けた保育園から報告書を出してもらい、改善状況を確認しているとのことである。したがって、現状通り毎年の実地指導を引き続き行うことで指摘事項の解消は行われていると考える。

(２)認定こども園及び小規模保育施設については、平成２７年４月の開設後すぐに指導監査課から指摘事項が挙げられた。

これらの保育施設について子ども関連３法施行により、よりニーズに合った保育施設が選択されるようになり、認定こども園や小規模保育施設が岐阜市内においても数多く設立されるに至っている。

岐阜市においても、認定こども園は、平成２８年９月現在６施設であったのが平成２９年９月現在８施設に増加している。小規模保育施設は、平成２７年９月現在４施設であったのが平成２８年９月現在１０施設、平成２９年９月現在１４施設に増加している。

認定こども園は、幼稚園と保育園の要素を併せ持っており、３歳未満児と３歳以上の幼児との身体的能力差や職員の配置の工夫が必要となっており、より安全管理に気を配る必要があると考えられる。

認定こども園については、もともと私立保育園を経営していた法人が経営しているため、ノウハウを相当程度確保していると考えられる。そのため、毎年の実地指導を引き続き行うことで、保育の質の向上を図り、今後指摘を受けることはなくなると考えられる。【意見】

小規模保育施設については、平成２７年４月１日からの新制度であり、認可外保育所が認可を受けて小規模保育施設になるなど、事業者が認可保育事業に慣れていない可能性が考えられる。今回指摘されていた事項は、子どもの食事や、健康管理などの安全管理の基本部分であるため、

入所者の安全のため改善をしなければならない項目である（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第１４条、同１７条)。

今後、岐阜市内の小規模保育施設が増加傾向であることからして、徹底して基本的な安全管理を守っていく必要があると考えられる。【意見】

(３)今回、視察に訪れた保育所（園）はいずれも安全、衛生、管理が行き届いており、問題はなかった。また、いずれの保育所（園）も定員超過の傾向にあるが、岐阜市において、定員を超える場合の弾力的な運用として、①部屋面積が年齢別の基準面積を満たすこと、②人数に応じた職員を配置すること、を条件としていることから、職員への負担が増すことはないと考える。

(４)市立保育所については、指導監査課の指摘事項はなく、また視察対象とした市立保育所にも問題点はなかった。

第７　保育所（園）の契約事務は適切になされているか

１．　概要

市立保育所は、民間業者との間で請負工事契約、業務委託契約、物品購入契約等の各種契約を締結して保育事業を実施している。

その契約手続が適正に行われているか、契約方法が適切であるかについて、監査を実施した。

（１）契約の種類

地方公共団体が締結する請負、売買契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの４つの方法で締結されるものとされている（地方自治法２３４条第１項）。

そのうち、市立保育所の契約締結方法としては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の３つの方法で行われている。

岐阜市競争入札参加者の選定に関しては、岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成１３年６月１日決裁）によって定められる。

競争又は随意契約に参加させることができる者は、本要綱による審査に合格し、岐阜市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」）に登録されたものである（同要綱第２条）。

資格審査の項目としては、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる事項並びに申請書及び添付書類を審査するものと定められている（同要綱第４条）。

①建設工事の請負　建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号）に定める項目

②測量・建設コンサルタント等の請負　次のアからウまでに掲げる事項

ア　種類別年間平均実績高

イ　自己資本額

ウ　業種区分別有資格者

③物件の製造、買入れその他の契約　次のアからウまでに掲げる事項

ア　直前２年の営業年度における年間平均生産高又は年間平均販売高

イ　経営規模

（ア）自己資本額

（イ）従業員数

ウ　経営状況

（ア）流動比率

（イ）営業年数

そして、審査に合格した者は、資格者名簿に登録される（同要綱第５条）。

指名競争入札及び随意契約の見積もりに参加する者については、資格者名簿に登録された者の中から、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏ることのないように均衡ある指名をするものとすると定められている（同要綱第７条１項）。

①　不誠実な行為の有無

②　経営状況

③　工事成績等

④　当該工事に対する地理的条件

⑤　手持ち工事の状況

⑥　当該工事施工についての技術的特性

⑦　安全管理の状況

⑧　労働福祉の状況

⑨　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況

指名の優先順位については、次に掲げる順序となっている（同条第２項）。

①　市内に本店を有し、当該本店の所在地が資格者名簿の所在地として登録されている者（以下「市内業者」という）

②　市内に支店、営業所等を有し、当該支店、営業所等の所在地が資格者名簿の所在地として登録されている者（以下「準市内業者」という）

③　市内業者及び準市内業者以外の者で、資格者名簿に登録されている者

なお、岐阜市契約規則第８条により、原則として契約の目的(工事

の場合には工事の種類、執行の方法)、契約金額、履行期限、契約保証金額、監督及び検査、契約違反の場合における契約保証金の処分、違約金、損害金、危険負担、瑕疵担保責任その他必要な事項を記載した契約書の作成は必要であるが、例外的に以下の場合は、契約書の作成が義務付けられていない（同条但書き）。

① 一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が50万円を超えないとき。

② せり売りに付するとき。

③ 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

④ 第1号に規定する以外の随意契約について、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

（２）契約形態

①一般競争入札

一般競争入札とは、原則として、広く誰でも入札に参加できる機会を与え、また、契約手続を公開して不正の行われることを防ぎ、できるだけ岐阜市に有利な条件で申し込みをしたものと契約を締結する方法である。

一般競争入札の場合は、広く誰でも入札に参加できるということから、資力・財力のあるものが落札者となるかあるいはそのものが確実に契約を履行できるのかといったことを的確に把握できないといった恐れもある。そのため、地方自治法施行令において、参加者の資格、公告、入札保証金を含め、適切な契約事務を行うためのさまざまな規定を設けている（地方自治法施行令第１６７条の４乃至第１６７条の１０の２）。

岐阜市においても、同施行令第１６７条の５第１項を受けて、一般競争入札に参加する者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならないと規定されている（岐阜市契約規則第１８条第１項）。そして、資格審査については、前述の通り、岐阜市競争入札参加者選定要綱において規定されている。

また、競争入札に参加しようとする者は、原則、その者の見積る入

札金額の100分の3以上の入札保証金を納めなければならないと規定されている（岐阜市契約規則第３条本文）。なお、入札保証保険契約の締結をしたことを証明する証券の提出によっても入札保証金の代わりとすることができる（同条但書）。

ただし、平成２８年度においては、保育所施設に関連する工事等について、一般競争入札により行われた修繕、工事等はなかった。

②　指名競争入札

指名競争入札とは、岐阜市が資力、信用その他について適当であると認める特定多数の参加者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する方法をいう。

この方法では、業者が特定されていることから、一般競争入札に比べ不信用、不誠実の者が排除でき、さらに、手続き的にも簡単とされているが、特定のものの決定に当たり、それが一部の者に固定化したり、偏重するといった短所もあるといわれている。

指名競争入札は、地方自治法施行令１６７条で定められた３つの要素（①工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。③一般競争入札に付することが不利と認められるとき。）に該当する場合に限るとされ、同時に、参加者の資格や指名等についても地方自治法施行令に規定されている（地方自治法施行令第１６７条、第１６７条の１１乃至第１６７条の１３）。

平成２８年度及び平成２９年９月までの指名競争入札による物品の購入、業務委託、工事の実施状況については、下記の表の通りである。

入札を実施したもの（H28）

物品・・・設計金額80万円以上が対象　　単位：円

品名	入札方式	落札価格（税込）
保育室エアコン	指名競争入札	918,000
給食用食器	指名競争入札	1,619,352
給食用食器	指名競争入札	4,910,360
保育室エアコン	指名競争入札	518,400

入札を実施したもの（H28）業務委託　　単位：円

業務委託名	入札方式	落札価格（税込）
京町保育所ほか１９か所グリストラップ汚泥収集運搬業務委託	指名競争入札	691,200
京町保育所ほか２０施設建築設備定期点検業務委託	指名競争入札	1,544,400
黒野保育所地下灯油タンク休止業務委託	指名競争入札	183,600
京町保育所ほか１９か所遊具等定期点検業務委託	指名競争入札	788,400
京町保育所ほか１９か所給食室換気扇等清掃業務委託	指名競争入札	1,235,520
京町保育所ほか１９か所非常通報装置保守点検業務委託	指名競争入札	2,073,600
京町保育所ほか６か所防犯カメラ設置工事実施設計業務委託	指名競争入札	2,570,400

入札を実施したもの（H28）工事　　単位：円

工事名	入札方式	落札価格（税込）
柳津東保育所ほか１施設プール改修工事	指名競争入札	5,384,880
三輪南保育所フェンス設置工事	指名競争入札	4,215,294
合渡保育所天井張替工事	指名競争入札	2,604,960
京町保育所駐車場拡幅等工事	指名競争入札	3,952,800
保育所総合遊具設置工事	指名競争入札	13,975,200
京町保育所ほか３か所防犯カメラ設置工事	指名競争入札	8,028,720
市橋保育所ほか２か所防犯カメラ設置工事	指名競争入札	8,262,000
保育所総合遊具設置工事	指名競争入札	15,444,000
保育所総合遊具設置工事	指名競争入札	12,312,000
木田保育所ほか４か所給食室エアコン設置工事	指名競争入札	8,478,000

入札を実施したもの（H29）物品　　単位：円

品名	入札方式	落札価格（税込）
保育室エアコン	指名競争入札	534,600
給食用食器	指名競争入札	1,676,009
給食用食器	指名競争入札	3,030,836
AED（自動体外式除細動器）	指名競争入札	2,484,000
避難器具（京町保育所）	指名競争入札	577,800

入札を実施したもの（H29）業務委託　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

業務委託名	入札方式	落札価格（税込）
京町保育所ほか１８か所給食室換気扇等清掃業務委託	指名競争入札	1,231,200
京町保育所ほか１９か所非常通報装置保守点検業務委託	指名競争入札	2,073,600
島保育所ほか６か所防犯カメラ設置工事設計業務委託	指名競争入札	1,674,000
市橋保育所保育室増築等改修工事設計業務委託	指名競争入札	2,569,320

③　随意契約

随意契約とは、競争の方法によらず、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し、契約を締結するもので、入札を原則とする契約締結の特例的な方法とされている（地方自治法２３４条第２項）。この方法は、他に比べて手続が非常に簡略で、経費負担も少なく、さらに、相手方の資力、信用、技術、経験等の能力を熟知したうえで選定することができるといったメリットがある。

しかし、反面、相手方の固定化や不利な価格での契約締結といった、地方公共団体の契約事務に求められる公正性、機会均等性、経済性といったものが損なわれるというおそれもある。

岐阜市においては、岐阜市契約規則にて、契約金額の下記限度額の規定（同規則第２８条）及び２者以上から見積書を徴収すること（同規則第２９条、第２９条の２）によって公正性、機会均等性、経済性の調整を図っている。

随意契約の限度額：岐阜市契約規則第２８条

1　工事又は製造の請負	1,300,000円
2　財産の買入れ	800,000円
3　物件の借入れ	400,000円
4　財産の売払い	300,000円
5　物件の貸付け	300,000円
6　前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円

ア　緊急随意契約

緊急に施工等をしなければならないものであって、競争に付す時間的余裕がない場合に、緊急随意契約を締結することができる（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号）。

緊急随意契約を行う基準としては、道路の陥没等安全な道路維持管理に伴う措置を行うとき、水路又は側溝等の管理に伴う措置を行うとき、道路反射鏡、道路照明灯、防護柵等交通安全施設の維持管理に伴う措置を行うとき、供用中の施設の雨漏り等施設維持管理に伴う措置を行うとき、供用中の施設内の電気又は機械設備等故障により復旧を行うとき、災害に伴った工事や災害の未然防止のための工事等を行うとき、その他市民生活に著しい支障が生じるときと緊急随契事前処理シート書式に例示されている。

緊急随意契約については、緊急に対応する必要がある反面、不均衡不透明になる恐れが高く、業者の選定には慎重に配慮する必要がある。

岐阜市においては、選定基準に関し、①応急工事等を行う施設又は施工場所と同一又は隣接箇所において、現に他の工事等を契約中である者、②応急工事等を行う施設における応急工事等を過去に実施した者、③応急工事等を行う施設又は施工場所が近接している者、④応急工事等を行う設備機器等の製造者（設備機器等の保守業務を行っている場合は、その受注者）、⑤その他、早急に実施可能な者と定められている（岐阜市緊急随意契約における業者選定要領第２条）。

市立保育所における，平成２８年度の緊急随意契約による修繕，工事等の契約及び実施状況は以下のとおりである。

事業名称	施工場所	契約の相手方の商号又は名称	契約金額（税込・円）	契約締結日	随契理由
保育所フェンス設置工事	三輪南保育所	有限会社 丸吉藤吉組	1,468,800	H29.2.14	保育所のフェンス設置工事が施行途中で急遽中断になり、施設も運営に支障をきたさないよう、速やかに工事を行い安全を確保するため

イ　平成２８年度随意契約の状況

市立保育所における、平成２８年度の複数の見積書を徴取し行った随意契約による修繕、工事等の契約及び実施状況は以下のとおりである。

事業名称	施工場所	契約の相手方の商号又は名称	契約金額（税込・円）	契約締結日	契約の相手方以外の見積徴取した業者の商号又は名称	契約の相手方以外の見積徴取した業者の見積金額(税込・円)
合渡保育所 プール塗替修繕	合渡保育所	宇野塗装株式会社	459,000	H28.5.12	東海ペイント株式会社	486,000
プール塗装修繕	佐波保育所	三建塗装工業 株式会社	145,854	H28.5.20	株式会社 森塗装	471,960
厨房西側 モルタル面修繕	市橋保育所	株式会社 大洞工務店	92,880	H28.5.24	株式会社 渡辺工務店	104,760
非常通報装置 取替修繕	西郷保育所	株式会社 セーコー電子総業	496,800	H28.5.31	エヌアイ通信工業株式会社	529,200

空調機修繕	あいかわ保育所	株式会社昭和電機	380,970	H28.6.2	弘中電機株式会社	401,058
プール塗装修繕	柳津東保育所	三建塗装工業株式会社	75,600	H28.6.8	株式会社森塗装	388,800
門扉、物置修繕	則武保育所	株式会社大倉建築工業	241,056	H28.6.17	株式会社大洞工務店	267,840
給食室壁タイル他修繕	長森南保育所	株式会社渡辺工務店	248,400	H28.6.20	株式会社大洞工務店	280,800
受電設備ヒューズ取替修繕	佐波保育所	財団法人中部電気保安協会岐阜南営業所	81,756	H28.7.25	株式会社昭和電機	108,108
空調機修繕	木田保育所	株式会社昭和電機	102,600	H28.8.10	弘中電機株式会社	124,200
ガス回転釜修繕	長森南保育所	株式会社セイコー	126,360	H28.8.31	岐阜アイホー調理機株式会社	135,000
空調機取替工事	あいかわ保育所	弘中電機株式会社	495,720	H28.9.13	株式会社昭和電機	535,896
給食室空調機修繕	鷺山保育所	株式会社昭和電機	95,472	H28.9.13	安田電機暖房株式会社	111,240
便器取替工事	あいかわ保育所	株式会社桐山	158,760	H28.9.27	丹羽水道株式会社	185,760
トイレ紙巻器取替工事	京町保育所ほか１７か所	株式会社沢田工業	444,960	H28.10.6	丹羽水道株式会社	604,800
倉庫解体工事	三輪南保育所	山本建設株式会社	457,920	H28.11.21	岐阜北建設株式会社	518,400

（3）契約事務手続きの流れ

【一般競争入札・指名競争入札】

入札公告・指名通知＜岐阜市契約課＞

↓

入札参加者資格審査※＜岐阜市契約課＞

↓

入札＜岐阜市契約課＞

↓

契約締結（契約書作成（仲裁合意書等含む））＜岐阜市契約課＞

↓

支出負担行為書の決裁

↓

工事等着手

↓

工事完了

↓

完成届等を提出（契約書類等の保管は担当課である子ども保育課）

※一般競争入札の場合。ただし、施工実績など一部の審査項目を入札後に行うものもある。

【随意契約】

見積書の徴取（原則２者以上）

↓

契約締結

↓

支出負担行為書の決裁

↓

工事着手・完了

（4）保育所給食用賄材料契約から納入の流れ

基本的な契約手続事務の流れは前項記載の通りであるが、給食用食料品の購入契約については、別途岐阜市物品調達事務要綱に定められ

ている通り、契約課を通さない各課対応の契約であるため、保育所の給食用物資（賄材料）は、子ども保育課で契約事務を行っている。

①　保育所給食用物資納入業者として登録
（登録期間は３年間）新規登録業者は、公募（広報に掲載）により募集
②　登録業者の中から物資納入契約業者を選定
（契約期間は４月１日～３月３１日の１年間）
③　冷凍食品、乾物、デザート、調味料、菓子等
一括購入物資として年間契約し、納入
④　生鮮食料品（青果物、肉、生魚、豆腐等）
生鮮食料品については、物資の納入状況及び価格が変動することから一括購入はしていない。また、契約内容に「使用当日の午前８時３０分から午前９時までに納品すること」と契約内容に記載されているため、地域の業者と年間契約し、担当する保育所へ納入している（平成２９年度は１４業者が納入している）。
⑤　米
米は、地域の業者（平成２９年度は４業者）及びぎふ農業協同組合と年間契約し、各担当保育所へ納入している。新米に切り替わる時期に価格が変動するため、年に２回見積もりを提出させている。
⑥　パン及び牛乳
供給契約に当たり、仕様書により見積価格及び納入希望保育所を提出。納入希望保育所が重なった場合は抽選により納入業者を決定する。価格は最安値の価格を決定金額とし、各業者は決定価格及び納入保育所について同意書を提出する。

２．着眼点並びに監査手続

岐阜市の設置・運営する市立保育所の契約事務について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）指名競争入札によって落札された契約が適切に行われているか。	・担当者へのヒアリング ・指名競争入札手続関連書類（見積書、契約書、完了届）の閲覧
（２）随意契約について、岐阜市契約規則にのっとった手続がなされているか。	・担当者へのヒアリング ・随意契約書手続関連書類の閲覧
（３）随意契約が契約書にしたがって適切に行われているか。	同上
（４）給食について、業者選定に問題はないか。	・担当者へのヒアリング ・給食業者選定に関する書類の閲覧

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第７　保育所の契約事務は適切になされているか			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）指名競争入札に基づく契約手続が適切に行われているか。	○		
（２）随意契約に基づく契約手続が適切に行われているか。	○		○
（３）給食に関する契約について業者選定に問題はないか。	○		

【監査意見】

(１)指名競争入札によって締結された平成２８年度の契約の中から一部を抜粋して見積書、契約書及び完了届を確認したが、特に問題点はなかった。書類の保管方法についても適切であった。

(２)随意契約については２者から見積もりをとり、低い見積もり金額の業者を選定しており、岐阜市契約規則通りの手続がとられていた。

平成２８年度の随意契約で実施された工事のうち、三建塗装工業株式会

社が、２件のプール塗装工事を請け負っているが、もう１者との見積額との差額が、３２万６１０６円と３１万３２００円と大きく開いており、十分な塗装工事が行われたか疑問が生じた。差が大きく開いた原因としては、塗装単価が安いことであるが、塗装単価が下がることで、質が悪く耐久性が低い塗装が施される可能性がある。

　随意契約には、地方自治法施行令第１６７条の１０第１項、第２項、同令第１６７条の１３のような最低制限価格を決める必要はないが、最低制限価格を随意契約において導入している他市町村もあることから、岐阜市においても検討する余地はあると考える。【意見】

(３)平成２８年度に行われた随意契約のサンプリングにより抽出した契約書を確認したが、特に問題点は見つからなかった。

(４)給食の業者選定にあたり、保育所給食については、生鮮食品と保存可能食品、米・パンなどの主食といった詳細な業者選定基準を設けており、特に問題はなかった。

第８ 保育所（園）の入所選考手続

１．概要

（１）入所までの流れ（申込～決定）

岐阜市では入所選考の公平性及び透明性は重要な問題であると考え、入所選考の恣意的な判断を排除し、基準の透明性、選考の公平性を担保するという観点より『岐阜市児童保育条例』及び『岐阜市児童保育条例施行規則』を定め、インターネット上での公表や、『入所あんない』への掲載等により周知を行っている。

『岐阜市児童保育条例施行規則』において定められている入所手続は以下のとおりである。

①保育の利用を希望する支給認定保護者（事業所内保育事業の利用を希望する支給認定保護者を除く。以下「申込者」という。）は、保育利用申込書を市長に提出する。

②市長は、利用申込みがあった場合は、保育利用申込書又は支給認定申請書兼利用申込書及び添付書類により保育の利用の審査を行う。児童福祉法第 24 条第 3 項の規定により市が行う利用の調整(以下「利用調整」という。)は、別表第 1 に定める優先順位に従い、行うものとする。この場合において、申込者の優先順位が同一であるときは、別表第 2 に定める点数に従うものとし、その点数が同一であるときに限り、抽選により行う。

③児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による児童の利用の要請は、保育の利用要請書により行う。

④市長は、保育の利用の審査、利用調整及び利用の要請の結果に基づき利用申込みに対する決定を行い、その結果を下記の方法により申込者に通知する。

ア　保育所　保育の利用承諾通知書又は保育の利用不承諾通知書

イ　認定こども園又は家庭的保育事業等　保育の利用要請結果通知書

別表第1(優先順位の決定方法)

事由	ランク
1　利用を希望する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(以下「認可保育所等」という。)を児童の兄弟姉妹が利用している場合	A
2　家庭的保育事業等の卒園児が当該家庭的保育事業等の連携施設の利用を希望している場合	A
3　本市の政策により児童が転園(所)させられる場合	A
4　児童の保護者が市内の認可保育所等で保育に従事する者(以下「保育者」という。)として月 140 時間以上就労する場合	A
5　施行規則第 1 条第 8 号に該当する場合	A
6　保育を利用する児童が障害を有する場合	B
7　児童の保護者が個人事業者(事業を行う個人をいう。)である場合	B
8　施行規則第 1 条第 1 号に該当する場合	B
9　施行規則第 1 条第 3 号に該当する場合	B
10　施行規則第 1 条第 4 号に該当する場合	B
11　施行規則第 1 条第 5 号に該当する場合	B
12　施行規則第 1 条第 7 号に該当する場合	B
13　施行規則第 1 条第 2 号に該当する場合	C
14　児童の保護者が農業を営んでいる場合	D
15　児童の保護者が家内労働者である場合	D
16　児童の属する世帯の生計を主として維持する者が失業している場合	E

備考

1　ランクは、A から順に優先順位が高いものとする。

2　同一の保護者について、該当する事由が 2 以上ある場合は、いずれか高いランクに該当する事由を適用する。

3　同一の児童について、保護者が複数人いる場合は、いずれか低いランクの事由に該当する保護者により申込者の優先順位を定めるものとする。

別表第 2(優先順位が同じである場合の選考優先基準)

1　基本表(保護者に関する事由)

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="3">細目</th><th>点数</th></tr>
<tr><td rowspan="5">1 居宅外の就労又は就学</td><td colspan="3">月実労働時間が 140 時間以上</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="3">月実労働時間(就学時間を含む。以下この項において同じ。)が 120 時間以上 140 時間未満</td><td>90</td></tr>
<tr><td colspan="3">月実労働時間が 100 時間以上 120 時間未満</td><td>80</td></tr>
<tr><td colspan="3">月実労働時間が 80 時間以上 100 時間未満</td><td>70</td></tr>
<tr><td colspan="3">月実労働時間が 60 時間以上 80 時間未満</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="14">2 個人事業、家内労働又は農業に従事</td><td rowspan="10">個人事業</td><td rowspan="5">事業主</td><td>月実労働時間が 140 時間以上</td><td>100</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が 120 時間以上 140 時間未満</td><td>90</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が 100 時間以上 120 時間未満</td><td>80</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が 80 時間以上 100 時間未満</td><td>70</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が 60 時間以上 80 時間未満</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業主以外の者</td><td>月実労働時間が 140 時間以上</td><td>80</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が 120 時間以上 140 時間未満</td><td>70</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が 100 時間以上 120 時間未満</td><td>60</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が 80 時間以上 100 時間未満</td><td>50</td></tr>
<tr><td>月実労働時間が 60 時間以上 80 時間未満</td><td>40</td></tr>
<tr><td rowspan="4">家内労働又は農業</td><td colspan="2">月実労働時間が 140 時間以上</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実労働時間が 120 時間以上 140 時間未満</td><td>90</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実労働時間が 100 時間以上 120 時間未満</td><td>80</td></tr>
<tr><td colspan="2">月実労働時間が 80 時間以上 100 時間未満</td><td>70</td></tr>
</table>

		月実労働時間が 60 時間以上 80 時間未満	60
3　妊娠又は出産	出産の前後 8 週間程度		100
4　疾病、負傷又は障害者	入院	長期入院(6 か月以上)	100
		短期入院(6 か月未満)	80
	自宅療養	常時臥床での療養を要する場合	100
		精神性疾患により安静加療を要する場合	80
		通院加療により保育に支障がある場合	50
	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)(1 級又は 2 級に限る。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)(1 級に限る。)又は療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下「療育手帳」という。)(A1 又は A2 に限る。)の交付を受けている場合		100
5 病人等の介護	病院等への付き添い介護に要する時間が毎日 5 時間以上である場合		100
	自宅で介護している場合		30
6 災害復給	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		100

2　補正表（世帯、世帯員等に関する事由）

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>補正点</th></tr>
<tr><td colspan="2">1　ひとり親世帯又は生活保護世帯</td><td>+25</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　保護者が市内の認可保育所等で保育者として月 120 時間以上 140 時間未満就労する場合</td><td>+15</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　児童の兄弟姉妹が同時に保育の利用を希望する場合</td><td>+15</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　配偶者が単身赴任している場合</td><td>+5</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　多子世帯（児童が 3 人以上いる世帯をいう。）</td><td>+10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">6　障害者がいる世帯</td><td>身体障害者手帳（1 級又は 2 級に限る。）</td><td rowspan="3">+15</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳（1 級に限る。）</td></tr>
<tr><td>療育手帳（A1 又は A2 に限る。）</td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳で、上記以外の障害の等級</td><td>+10</td></tr>
<tr><td colspan="2">7　同居の親族に要介護者がいる世帯</td><td>+10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8　母親が育児休業を終了する場合</td><td>育児休業取得前に保育を利用しており、保育の利用を再度希望する場合</td><td>+15</td></tr>
<tr><td>育児休業取得前に保育を利用しておらず、育児休業から復帰する日（予定日を含む。）から 1 年以内に保育の利用を希望する場合</td><td>+10</td></tr>
<tr><td colspan="2">9　60 歳未満の同居の親族（父母を除く。）に保育できる者がいない世帯</td><td>+10</td></tr>
</table>

備考

1　基本表の点数の高い細目に該当する申込者を優先するものとする。

2　基本表において、同一の保護者に該当する細目が 2 つ以上ある場合は、いずれか高い点数に該当する細目を適用する。

3　補正表の項目のいずれかに該当する申込者にあっては、基本表の点数に補正表の項目に対応する補正点を加算する。この場合にお

いて、同一の保護者に該当する補正表の項目が複数ある場合は、当該項目に対応する全ての補正点を加算する。

4　同一の児童について、保護者が複数人いる場合は、いずれか低い基本表の点数(加算した補正点を含む。)の保護者により申込者の点数を定めるものする。

5　この表において「配偶者が単身赴任している場合」とは、児童の保護者の配偶者の住所が本市以外の市町村(特別区を含む。)にあり、当該配偶者の住所から認可保育所等までの距離が 60 キロメートル以上である場合その他市長がこれに準ずると認めた場合をいう。

２．着眼点並びに監査手続

保育所（園）の入所選考手続について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）保育所（園）の入所選考が『岐阜市児童保育条例施行規則』に準拠して行われているかどうか。	・担当者へのヒアリング ・入所関係書類の閲覧
（２）優先順位の決定方法が別表で規定されたとおりに実施されているか。	同上
（３）優先順位が同じである場合の選考優先基準の点数のつけ方に恣意性は介入していないか。	同上
（４）入所選考基準そのものが、保育を必要とするものに優先的に配分される基準となっているか。	同上

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第８　保育所（園）の入所選考手続きは適切になされているか			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）保育所（園）の入所選考が『岐阜市児童保育条例施行規則』に準拠して行われているかどうか。		○	
（２）優先順位の決定方法が別表で規定されたとおりに実施されているか。	○		○
（３）優先順位が同じである場合の選考優先基準の点数のつけ方に恣意性は介入していないか。	○		○
（４）入所選考基準そのものが、保育を必要とするものに優先的に配分される基準となっているか。	○		

【監査意見】

(１)岐阜市では入所希望者の兄弟姉妹が過去に通園していた場合で保育料を滞納している場合には、入所選考にあたり、不利となる取扱いとなるような規定は優先順位や選考優先基準にはない。

しかしながら、入所希望者に保育料の滞納がある場合には入所が内定した後に、市の担当者から保育料の滞納がある旨を伝え、入所希望者が完納もしくは「滞納利用者負担額（保育料）分納誓約書を差し入れるまで、入園決定通知書の作成を一旦保留している。

児童福祉法第２４条によれば、市町村は、保護者の労働、疾病等の事由により、その監護すべき児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所（園）において保育しなければならないこととされている。

このように市町村には保育の実施義務が課されているが、過年度に他の自治体において保育料の滞納を理由とした入所拒否、強制退所を行って

いた事例があることから、当該行為は児童福祉法の解釈に照らし不適当である旨を各自治体に通知している（厚生労働省　雇児保発第０８２２００１号　平成１９年８月２２日　保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について（通知））。

保育料の滞納は、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村のほかの予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所（園）の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所（園）に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題であることから、優先順位や選考優先基準に保育料の滞納がある場合には一定程度の減点を行う自治体は存在するが、そのようなケースにおいては、その旨が入所選考基準に記載されている。

しかしながら、岐阜市では保育料を滞納したままの状態では、入所拒否や強制退所させることはないものの、入所決定通知の発行を一旦留保する旨は、『岐阜市児童保育条例』及び『岐阜市児童保育条例施行規則』、インターネット上での公表や、『入所あんない』等において記載が無く、周知されていない。

以上より、保育料の滞納がある場合の入所に際しては、納付相談や滞納処分を経た上で入所を決定する旨をインターネット上や『入所あんない』等において周知する必要がある。【指摘】

(２)入所選考にあたり保育所（園）の定員を超える応募があった場合には、保育の必要性が高い児童から入所できるように優先順位や選考優先基準を定め、入所選考に恣意性が介入することを排除している。

そのためには優先順位、選考優先基準が適切に入所選考に反映させる必要がある。そこで、これらが適切に入所選考に反映されているかどうかを、入所希望者から提出される「施設型給付費・地域型保育給付等支給認定申請書　兼　利用申込書」をサンプルで抽出し、その妥当性を検討した。

「施設型給付費・地域型保育給付等支給認定申請書　兼　利用申込書」を閲覧すると、優先順位や選考基準の適用結果は担当者がメモ程度に記録し、評価者以外の職員が再度確認して適用結果の妥当性を確保する運用がとられていることを職員へのヒアリングにより確認している。

しかしながら、優先順位や優先選考基準の適用にあたり、どの項目に当てはめて点数付けを行ったのかどうかについて、メモ程度にしか記録がないため、その資料を見ただけでは第三者はその妥当性を確認することができず、外形上、適切な運用がなされているかを判断することが困難である。

また、入所希望者からの入所選考の結果の問い合わせがあった場合に、決定時の優先順位の点数付けと同じ理由が、別の担当者によって説明できるかどうかに疑義があり、入所希望が通らなかった入所希望者が適切に入所選考が行われたかどうかについて疑念を招きかねない。

以上より、入所選考に恣意性が介入していないこと、基準の透明性、選考の公平性を担保していくために、チェックリスト等を活用し、優先順位や優先選考基準の適切に運用される仕組みの導入が望まれる。【意見】

（3）入所希望者から入所の申し込みにあたり、優先順位、選考優先基準の適用に必要な情報の記載漏れや加点に必要な資料が提出されないことがある。

その状況で入所選考を行うと、加点があれば第 1 希望の施設への内定を得ることができた保護者が、別の希望先の施設への入所内定となる等、入所順位に大きな影響を与えることとなる。

このようなことが起こるリスクを低減するよう、保護者向けとして、提出書類チェック表に、各加点項目に必要な資料や記載する内容を案内し、それらの情報が入所選考の点数に影響する可能性があることを記載し周知する、入所選考担当者に対しては、各加算項目の付け漏れが発生しないようチェックリスト等により点数付けを行う等、利用者に寄り添った対応が望まれる。【意見】

（4）入所選考基準そのものが、保育を必要とするものに優先的に配分される基準となっていることを、担当者へのヒアリング・入所関係書類の閲覧したが、問題点はなかった。

（付言）

　入所希望者は所定の書類を提出し、入所の申し込みを行う。入所選考書類には氏名、住所、電話番号、家族構成など個人情報が非常に多く盛り込まれている。

そこで岐阜市では入所選考書類が鍵付きのキャビネットに保管されており、特定の職員しかアクセスできない状況となっており、適切に管理が行われている。

第９　保育料の決定手続

１．概要

①保育料の決定手続

岐阜市では利用者が負担する保育料は、児童の主たる生計維持者である利用者の負担能力（市町村民税所得割合算額（以下、市民税所得割額という。））に応じて設定し、利用者負担額を決定している。

市民税所得割額の把握については１月１日時点において住民票がある市町村に課税権があるため、市民税課から保育料決定に必要な情報を限定的に入手し、年度の途中で転入してきたケースのみ課税証明書を入所申し込み時に提出を求めている。

また保育料の決定にあたっては市民税所得割額を基礎とするが、岐阜市では以下のケースにおいて、利用者負担額の軽減を図っている。

ア　市民税所得割額が 97,000 円未満である世帯において、18 歳までの子どもが 3 人以上いる場合は、3 番目以降の子どもの利用者負担額は無料。

イ　未婚のひとり親は離婚・死別の場合を除き税法上の寡婦控除を受けることができないが、岐阜市では利用者負担額算定のもととなる前年分の所得税額及び前年度分の市民税課税額を寡婦控除があったものとみなして、利用者負担額の軽減を図る。

上記の利用者負担額の軽減制度は岐阜市のホームページ、入所希望者に配布される「入所あんない」にわかりやすく記載され、国が推進する少子化対策、また保育を必要としているにもかかわらず、経済的理由により保育を欠く状況とならないようにすることを目的として、金額の決定は、次表の『岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例』の別表１～３に基づいて行う。

別表（第 3 条関係）

1　教育認定子ども（法第 19 条第 1 項第 2 号に該当する子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）

<table>
<tr><th colspan="3">支給認定保護者の階層区分</th><th rowspan="2">利用者負担額
（月額）</th></tr>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="2">定義</th></tr>
<tr><td>第 1 階層</td><td colspan="2">受給月において、被保護者又は被支援者である場合</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 2 階層</td><td></td><td>うち支給認定保護者等が受給月において要保護者等に該当する場合</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、支給認定保護者等が受給月の属する年度（受給月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。）において、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含み、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合又は養育里親等である場合</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 3 階層</td><td></td><td>うち支給認定保護者等が受給月において要保護者等に該当する場合</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、支給認定保護者等についての受給月の属する年度における地方税法の規定による市町村民税の所得割の額（同法附則第 5 条の 4 第 6 項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（この 1 の表において「市町村民税所得割合算額」という。）が 77,100 円以下の場合</td><td>11,000 円</td></tr>
<tr><td>第 4 階層</td><td colspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 77,101 円以上 211,200 円以下の場合</td><td>15,900 円</td></tr>
<tr><td>第 5 階層</td><td colspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 211,201 円以上の場合</td><td>20,000 円</td></tr>
</table>

2　法第 19 条第 1 項第 2 号に該当する子ども(特別利用教育を受けた場合を除く。)

支給認定保護者の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
		3 歳の子ども	4 歳以上の子ども	3 歳の子ども	4 歳以上の子ども
第 1 階層	受給月において、被保護者、被支援者又は里親である場合	0 円	0 円	0 円	0 円
第 2 階層	うち支給認定保護者等が受給月において要保護者等に該当する場合	0 円	0 円	0 円	0 円
	第 1 階層に該当する場合を除き、支給認定保護者等が受給月の属する年度において、地方税法の規定による市町村民税(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円
第 3 階層	うち支給認定保護者等が受給月において要保護者等に該当する場合	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円
	第 1 階層に該当する場合を除き、支給認定保護者等についての受給月の属する年度における地方税の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額(以下「市町村民税所得割合算額」という。)が 48,600 円未満の場合	12,800 円	12,800 円	12,600 円	12,600 円
第 4 階層	うち支給認定保護者等が受給月において要保護者等に該当する場合(市町村民税所得割合算額が 77,100 円以下の場合に限る。)	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,000 円
	第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 48,600 円以上 97,000 円未満の場合	21,000 円	21,000 円	20,700 円	20,700 円
第 5 階層	第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 97,000 円以上 169,000 円未満の場合	29,500 円	28,000 円	29,100 円	27,600 円
第 6 階層	第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 169,000 円以上 301,000 円未満の場合	33,700 円	29,500 円	33,200 円	29,000 円

第 7 階層	第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 301,000 円以上 397,000 円未満の場合	34,700 円	29,500 円	34,200 円	29,000 円
第 8 階層	第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 397,000 円以上の場合	35,700 円	30,000 円	35,100 円	29,500 円

3　法第 19 条第 1 項第 3 号に該当する子ども

<table>
<tr><th colspan="3">支給認定保護者の階層区分</th><th colspan="2">利用者負担額(月額)</th></tr>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="2">定義</th><th>保育標準
時間認定</th><th>保育短時間認定</th></tr>
<tr><td>第 1 階層</td><td colspan="2">受給月において、被保護者、被支援者又は里親である場合</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 2 階層</td><td rowspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、支給認定保護者等が受給月の属する年度において、地方税法の規定による市町村民税(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含み、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合</td><td>うち支給認定保護者等が受給月において要保護者等に該当する場合</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 3 階層</td><td rowspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 48,600 円未満の場合</td><td>うち支給認定保護者等が受給月において要保護者等に該当する場合</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td></td><td>14,900 円</td><td>14,700 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 4 階層</td><td rowspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 48,600 円以上 97,000 円未満の場合</td><td>うち支給認定保護者等が受給月において要保護者等に該当する場合(市町村民税所得割合算額が 77,100 円以下の場合に限る。)</td><td>5,000 円</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td></td><td>23,000 円</td><td>22,700 円</td></tr>
<tr><td>第 5 階層</td><td colspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 97,000 円以上 169,000 円未満の場合</td><td>32,000 円</td><td>31,600 円</td></tr>
<tr><td>第 6 階層</td><td colspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 169,000 円以上 301,000 円未満の場合</td><td>48,000 円</td><td>47,300 円</td></tr>
<tr><td>第 7 階層</td><td colspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 301,000 円以上 397,000 円未満の場合</td><td>53,300 円</td><td>52,500 円</td></tr>
<tr><td>第 8 階層</td><td colspan="2">第 1 階層に該当する場合を除き、市町村民税所得割合算額が 397,000 円以上の場合</td><td>62,000 円</td><td>61,000 円</td></tr>
</table>

備考

1　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　支給認定保護者等　支給認定保護者及び支給認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。

(2)　被保護者　生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。

(3)　被支援者　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項の規定による支援給付を受けている者をいう。

(4)　受給月　支給認定保護者が特定教育・保育給付を受けた日の属する月をいう。

(5)　所得割　地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいい、同法第 328 条の規定によって課するものを除く。

(6)　養育里親等　児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親又は同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。

(7)　要保護者等　子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 4 条第 4 項に規定する要保護者等をいう。

(8)　里親　児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親をいう。

(9)　保育標準時間認定　子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「施行規則」という。)第 4 条第 1 項に規定する 1 月当たり平均 275 時間まで(1 日当たり 11 時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。

(10)　保育短時間認定　施行規則第 4 条第 1 項に規定する 1 月当たり平均 200 時間まで(1 日当たり 8 時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。

2　この表における所得割の額の計算については、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 6 項、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに第 45 条の規定は、適用しないものとする。

3　この表における子どもの年齢の計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。

4　子どもが年度途中において満 3 歳に到達した場合の保育の利用者負担額は、その年度中は、3 の表によるものとする。

5　この表に規定する利用者負担額にかかわらず、負担額算定基準子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等(同法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。)による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の第 1 学年から第 3 学年までに在学する子ども(以下「小学校第 3 学

年修了前子ども」という。）をいう。以下この項において同じ。）が同一世帯に２人以上いる場合の利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

(1)　次に掲げる子ども　利用者負担額の欄に定める額の２分の１の額

ア　支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第３学年修了前子どもが１人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下この項において同じ。）である教育認定子ども

イ　支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第３学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいい、最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。）である満 3 歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども

ウ　支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである子ども

(2)　次に掲げる子ども　無料

ア　支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第３学年修了前子どもが２人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ　支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第３学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ　負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である子ども

6　この表及び前項に規定する利用者負担額にかかわらず、特定被監護者等（支給認定保護者に監護される者又は施行規則第２８条の２各号のいずれかに該当する者であって、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。）が２人以上いる場合において、市町村民税所得割合算額が 77,100 円以下（満３歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）にあっては、57,700 円未満）であるときの利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

(1)　次に掲げる子ども　利用者負担額の欄に定める額の２分の１の額（この表に規定する第 2 階層に該当する支給認定保護者（支給認定保護者が受給月において要保護者等に該当する場合を除く。）又は養育里親等に係る子どもにあっては、無料）

ア　支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が１人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである子ども

イ　支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである子ども

(2)　次に掲げる子ども　無料

ア　支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が２人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである子ども

イ　支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである子ども

ウ　負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である子ども

7　支給認定保護者等が特定教育・保育等があった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77,100 円以下（満 3 歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特定保育（以下「特定教育・保育等」という。）にあっては、57,700 円未満）」とあるのは「77,100 円以下」と、「当該各号に定める額を限度」とあるのは「無料」とする。

8　この表及び第５項から前項までに規定する利用者負担額にかかわらず、特定被監護者等のうち１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者（以下「１８歳以下特定被監護者等」という。）が２人以上いる場合において、市町村民税所得割合算額が 97,000 円未満であるときの次に掲げる子どもの利用者負担額は、無料とする。

(1)　支給認定保護者に係る１８歳以下特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が２人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである子ども

(2)　支給認定保護者に係る１８歳以下特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである子ども

(3)　負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である

②保育料減免手続

保育料の減免手続は以下のとおりである。

ア　保育料の利用者負担額の減免を受けようとする者は、岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免申請書に掲げる減免の理由を証する書類を添えて、市長に提出する。

イ　市長は、申請があったときは、減免の要否及び額を決定し、岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免決定通知書により通知する（岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第 5 条 1 項）。

ウ　利用者負担額の減免は、申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日に当たるときは、その月)分から行う。

③保育料の減免制度

岐阜市においては保育料の減免制度は「岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免等取扱要領」に規定されている。

２．着眼点並びに監査手続

保育所（園）の保育料の決定手続きについて、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）保育料が基準に従って適切に計算されているか。	・担当者へのヒアリング ・入所関係書類の閲覧
（２）保育料減免手続が規定に従って適切に行われているか。	同上

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第９ 保育料の決定手続			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）保育料が基準に従って適切に計算されているか。	○		○
（２）保育料減免手続が規定に従って適切に行われているか。	○		○

【監査意見】

(１)保育料の決定にあたっては世帯の市民税所得割額を基礎として決定する。市民税所得割額の情報は市民税課と連携して入手することにより利用申込者の負担を軽減している。

サンプルにより保育料決定手続を確認したが、基準に準拠して保育料が計算されており、問題はなかった。

ただ、保育料の決定は原則として夫婦の市民税所得割額を基礎として決定するものの、親の収入水準が低い場合（ひとり親　150万円以下　二人200万円以下）で、同居親族がいる場合においては、当該同居親族を生計維持親族と同視し、その方の収入水準に応じて保育料を決定することが稀にあるが、その旨の記載がホームページや「入所あんない」にはなく、利用者の混乱を招く恐れがあるため、利用者に周知することが望まれる。

【意見】

（2）保育料の減免手続については所定の手続に則り、適切に行われていることを市民税所得割額の資料等と利用者負担額表とを突き合わせることにより確認した。

しかしながら、「岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額減免等取扱要領」に規定された事由に該当する場合の減免手続については、ホームページや「入所あんない」に載せていないため、この制度を利用できる方が利用していない可能性がある。

保育料の負担が重く保育に欠ける児童が発生することのないように配慮することが望まれる。【意見】

第１０　保育所（園）の職員状況は適切か

１．概要

保育士不足が社会問題化している中、保育所（園）における職員配置及び職員の就業状況が適切か否かを調査し、監査目的とした。

（１）職員配置

市立保育所の職員は、岐阜市により採用されている、正規職員（任期付職員を含む）、臨時職員、嘱託職員、臨時雇用職員（パート職員）の４種類に分類される。

採用時には、辞令及び雇用条件が記載された書面が交付されている。各職員の職員区分の比較は次の表の通りである。

	正規職員	臨時職員	嘱託職員	パート職員
勤務時間	一日当たり ７時間４５分	一日当たり ７時間４５分	一日当たり ６時間	一日当たり ２時間又は３時間
給与等	市の給与規程による	174,582 円～ 195,888 円	179,700 円	時間給 1,140 円
健康保険	共済保険	協会けんぽ	協会けんぽ	規程無し
年　金	厚生年金	厚生年金	厚生年金	規程無し
休　暇	市の規程による	6 ヶ月で 10 日	6 ヶ月で 10 日	6 ヶ月で 10 日
雇用期間	定年制（再雇用制度あり）	6 ヶ月雇用	6 ヶ月雇用	6 ヶ月雇用

岐阜市において市立保育所勤務として採用されている職種としては、保育士、看護師、栄養士及び調理員である。

平成２９年度までの応募者及び採用状況は下記表のとおりである。

正規職員（任期付職員含む）の採用状況について

<table>
<tr><th rowspan="2">保育士</th><th rowspan="2">採用月</th><th rowspan="2">応募</th><th rowspan="2">合格</th><th colspan="4">採用人数</th></tr>
<tr><th>子ども保育課（保育事業課）保育所勤務含む</th><th>恵光学園（＊１）</th><th>第二恵光（＊２）</th><th>第三恵光（＊２）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">平成２５年度</td><td>4 月</td><td>47</td><td>18(9)</td><td>18(6)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10 月</td><td>3 (3)</td><td>2 (2)</td><td>1 (1)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11 月</td><td>2 (2)</td><td>0</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">平成２６年度</td><td>4 月</td><td>77(17)</td><td>34(11)</td><td>23(6)</td><td>2</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10 月</td><td>0</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11 月</td><td>1(1)</td><td>0</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">平成２７年度</td><td>4 月</td><td>63 (12)</td><td>30 (7)</td><td>29(5)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7 月</td><td>2(2)</td><td>0</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>9 月</td><td>0</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10 月</td><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">3</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11 月</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12 月</td><td>2</td><td>0</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>平成２８年度</td><td>4 月</td><td>61(0)</td><td>41</td><td>33</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>平成２９年度</td><td>4 月</td><td>65</td><td>30</td><td>26</td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
</table>

看護師 （保育所勤務）	採用月	応募	合格	採用人数			
				子ども保育課（保育事業課）保育所勤務含む	恵光学園（＊１）	第二恵光（＊２）	第三恵光（＊２）
平成２５年度	－	－	－				
平成２６年度	－	－	－				
平成２７年度	４月	4	4	3			
平成２８年度	４月	1	1	1			
平成２９年度	－	－	－				

◆嘱託保育士(採用試験別内訳)

年 度	採用月	応 募	採 用	職員数
２６年度	４月	9	7	63
	７月	1	1	63
	１２月	2	2	65
２７年度	４月	9	6	64
	７月	1	1	64
	１０月	1	1	63
２８年度	４月	10	9	63
	６月	2	2	63
	９月	2	2	65
	１２月	3	2	67
２９年度	４月	10	7	67
	６月	3	1	68
	８月	1	1	69

＊１恵光学園・・・岐阜市が運営する児童福祉法第 43 条に規定された児童発達支援センターとして、心身の発達とその障がいの軽減ならびに保護者への療育援助を主な目的として設立された施設。

＊２第二恵光、第三恵光・・・岐阜市が運営する指定障害者支援施設。

各保育所及び子ども保育課に対する人員配置は次の表の通りである。

保育所人員配置　　　　　　　　　　　　　（平成２９年４月１日現在）

組織名		職位上の職名										計	嘱託等
課（施設）等		参与	参事	副参事	主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主任主事 主任技師	主事 技師		
1	京町保育所					3	3	2	2	4	8	22	17
2	島保育所					1	2			1	2	6	4
3	早田保育所					1	1		1	2	3	8	3
4	鷺山保育所				1	1	2	2	1	6	12	25	18
5	合渡保育所				1		1	1	2	0	3	8	6
6	長森南保育所				1		1	1	1	3	4	11	5
7	長森北保育所				1	1		1	1	1	3	8	5
8	木田保育所					1	1	1	3	3	2	11	8
9	あかね保育所				1		1		1	2	3	8	5
10	西郷保育所					2		1		3	3	9	7
11	市橋保育所				1		3	2	1	2	8	17	14
12	網代保育所(休所中)											0	
13	岩野田保育所				1		2	1	3	3	2	12	6
14	三輪南保育所				1		1	1	1	2	4	10	6
15	あいかわ保育所					1	2			4		7	2
16	則武保育所					1	1	1	1	2	4	10	9
17	三輪北保育所					1	1				1	3	4
18	黒野保育所					1	1			4	1	7	5
19	柳津東保育所				1	1	1	1	2	1	6	13	7
20	佐波保育所					2	3		2	4	4	15	11
	子ども保育課付										14	14	11
計		0	0	0	9	17	27	15	22	47	87	224	153

子ども保育課職員配置表

組織名	職位上の職名										計	嘱託等
部等 課等 係	参与	参事	副参事	主幹	副主幹	主査	副主査	主任	主任主事 主任技師	主事 技師		
子ども未来部 子ども保育課			1				1				2	
1　管理　係					1			1	2		4	
2　認可指導　係						2		1			3	1
3　入所　係						1		1	2		4	3
4　保育所				9	17	27	15	22	47	87	224	153
計	0	0	1	9	18	30	16	25	51	87	237	157

（2）職員の就業管理状況

各保育所（園）は、職員の出退勤管理について、出勤簿若しくはシフト表による管理を行っている。

視察対象とした保育所（園）はすべてタイムカードを備えておらず、子ども保育課職員からの聞き取りによればその他の保育所（園）も同様にタイムカードでの就業管理は行われていない。

各保育所（園）の責任者からの聞き取りによれば、臨時雇用職員及び嘱託職員については、勤務時間を延長しないように指導をしている。

正規職員を含め全ての職員について、仮に勤務時間を延長する必要が生じた場合（職員会議出席のための残業など）は、担当上司からの超過勤務命令という形で延長して勤務をしている。勤務時間超過分の時間外手当は支給されている。

市立保育所の場合、時間外手当の算定には、「時間外勤務等命令書」に超過予定時間を記載して上司の命令を受ける形で時間外勤務をする。そして、実際に時間外勤務を行った場合は、「時間外勤務等実施報告書」に勤務した時間を記載する。記載した勤務時間については、各保育所で庶務事務システムに入力し、人事課に送られて、時間外手当の計算をする。

なお、「時間外勤務等命令書」及び「時間外勤務等実施報告書」への記載は、所長が勤務等命令書、副所長が実施報告書を作成している。実際の超過勤務については、個人が所長に超勤の実施を申告する場合と、職員会議など所長から命令を発する場合があり、実施の確認は職

員会議を除き各個人の申告で実施したことを把握している状態である。

市立保育所の職員の給与明細には時間外手当の項目が設けられている。

（3）職員給食費

職員給食費は、給食を頼んだ日数分について月末集計、翌月に一括徴収をしている。給与からの天引きではなく、現金集金となっている。

（4）視察結果

保育所（園）職員の勤務状況及び労働環境を調査するため、平成２９年１０月１９日、岐阜市内の市立保育所、私立保育園、小規模事業所、認定こども園の４種類の保育所等の視察を行った。

視察対象保育所は、岐阜市役所から自家用車で３０分以内に赴ける保育所（園）で工事等が行われていない施設との基準で、各種類から１施設ずつを選定した。

下記記載の職員数及び利用者数は、平成２９年１０月１９日現在の人数である。

①　認定こども園

職員数	・　３４名
利用者数	・　１４９名（定員１４６名）＊
職員勤務時間	・　ローテーション表にしたがったローテーション勤務。 ・　クラスミーティング、研修、プール当番、職員会議以外での超過勤務はほぼない状態。 ・　超過勤務の場合は、超過勤務命令簿にて管理をしている。
出退勤管理	・　超過勤務の場合は、超過勤務命令簿にて管理をしている。 ・　出勤簿あり。出勤したら各職員が押印することになっている。 ・　有給や病欠などの場合は、手書きにて記入してある。その他、休日出勤の振り替え休日の調整などは、ホワイトボードに職員名が書かれたマグネットを貼って相互に把握できるようにしている。 ・　タイムカードはない。
勤務日数	・　月に８日くらい休日となっている
年次休暇の取得	・　職員１人につき、７割～８割の年次有給休暇を消化できている状態となっている。
当園が有する問題意識	・　定員については、常にオーバーをしている状態である。 ・　職員が辞めた後に、新たな職員を確保することに苦労している。 ・　保育園入園の点数制度の弊害として、点数が高い利用者から入園を許可してしまうと、朝７時～夜７時まで、週６日で預る子どもが多くなってしまう。そうすると、職員配置状況に負担がかかる。

＊定員を恒常的に超過する場合

直前の連続する５年度間常に利用定員数を越えており、かつ、各年度の年間平均在所率が１２０パーセント以上の状態にしないようにしなければ、補助金額の調整が行われる（「特定教育・保育等に要する

費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長）。

②　市立保育所

職員数	・　６５名（正規２５名、嘱託１９名、臨時１０名、パート１１名）
利用者数	・　２２９名（定員２３０名）
職員勤務時間	・　ローテーションを組んで勤務している。ほぼ定時勤務であり、９月の運動会準備や、４月の入所時期に超過勤務をすることはある。 ・　超過勤務時間は、多くて月に８時間～１０時間ほど。
出退勤管理	・　超過勤務の場合は、システムにて管理をしている。 ・　出勤簿あり。出勤したら各職員が押印することになっている。 ・　有給や病欠などの場合は、手書きにて記入する。その他、休日出勤の振り替え休日の調整などは、ホワイトボードに職員名が書かれたマグネットを貼って職員相互で把握できるようにしている。 ・　離席簿はある。また、出勤時に「職員健康チェック表」に体温を計測して記入することを義務付けられているため、実質的に出勤簿の役目を担っている。
勤務日数	・　４週７休制
年次休暇の取得	・　年次休暇の取得は年次有給休暇のほかに、夏季休暇がある。夏季休暇は取得できているが、４月～９月は有給休暇の消化をすることは難しい状況。
当園が有する問題意識	・　職員の内、正規職員の割合が低いこと ・　保育士一人一人について出退勤管理を行うように努める必要がある。

③　小規模保育施設

職員数	・　１２名（正規３名、パート７名、調理員１名）
利用者数	・　２２名（定員１９名） ＊小規模保育施設は定員を超えて２２人までの受け入れが可能
職員勤務時間	・　労働基準法の通り
出退勤管理	・　出勤簿あり。出勤時に時間と押印。超過勤務時間及び早退時間などを記載して、継続的に差し引きして超過時間を計算するようにしている。 ・　就業規則を備え付けており、労働基準法３６条に基づく時間外労働の協定を締結している。 ・　雇用契約書も備え付けられている。
勤務日数	・　労働基準法の通り
年次休暇の取得	・　年休２０日、公休８９日、祝日１６日を合計した１２５日について、１年間に消化できるように調整している。年次休暇の余った日数は翌年に繰越をしている。
当園が有する問題意識	・　定員が少人数のため希望者がすぐに入園できない状態になっている。 ・　おやつを週に１回から２回手作りして提供している。 ・　小規模保育施設は、少人数のため園の個性を出して運営できるところがメリットである。

④　私立保育園

職員数	・　４０名（正規２５名、パート１５名）
利用者数	・　１５３名（定員１４５名）
職員勤務時間	・　基本的には定時勤務 ・　各クラス担当者で早出、遅出、普通勤務の割り振りをしてもらっている。 ・　超過勤務をする場合、時間外勤務実施承認書（実施予定書・実施時間報告書）を提出する。 ・　超過勤務をするのは、職員会議もしくは運動会準備の時くらいである。
出退勤管理	・　出勤時、ローテーション表に出勤と書入れをする。 ・　出勤簿あり。基本的にはローテーション表で出勤を管理している。出勤簿には出勤、欠勤、週休、有給休暇を記載する方式。ローテーション表をもとに、後日まとめて出勤の印を押す。
勤務日数	・　労働基準法の通り
年次休暇の取得	・　休暇届、変更届の提出 ・　年次休暇ファイルと年次休暇日数を管理しており、残日数と前年比をすぐ確認できるようになっている。
当園が有する問題意識	・　小規模保育施設が増加したため、３歳からの入園希望者が増加して、３歳からの新規受け入れが困難になっている。（小規模保育施設の保育可能年齢は満３歳まで） ・　小規模保育施設からの受け入れ可能保育園もしくは保育所を確保すべきと考えられる。

２．着眼点並びに監査手続

保育所（園）の職員状況について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）正規職員、臨時職員、嘱託職員の配置状況が適切か。	・担当者へのヒアリング ・関係書類の閲覧 ・保育所（園）への視察
（２）職員の出退勤管理について、出勤簿及びシフト表で管理している状況が適切か。労働基準法の規定に違反している事項はないか。	同上
（３）視察対象保育所（園）において、利用者定員数が超過している状態が常態化していることが適切か。	同上

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第１０　保育所（園）の職員状況は適切か			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）正規職員、臨時職員、嘱託職員の配置状況は適切か。	○		○
（２）職員の出退勤管理は適切か、労働基準法の規定に違反している事項はないか。		○	○
（３）利用者定員が超過している状態が適切か。	○		○

【監査意見】

(１)正規職員、臨時職員、嘱託職員の配置状況は、正規だけで補えない部分を臨時職員、嘱託職員でまかなっている実情がみられる。保育所（園）ごとでの正規職員と臨時・嘱託職員の比率は異なるが、概ね正規職員に対する非正規職員の割合は約６対４程度である。

児童福祉法第４５条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生

省令第６３号）第３３条第２項によれば、「保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。」とされており、正規職員か、非正規職員かの区別はされていない。

そのため、現状の職員配置は適切に行われており、法律に違反する項目はなかった。

しかし、正規職員と臨時職員は、同じ勤務時間であるが、嘱託職員及びパート職員は利用者と接する時間が相違する。また、正規職員と非正規職員は、保育内容はほぼ同じであるとはいえ、雇用期間が定められている非正規職員は、正規職員と同じ立場で関わることには限界があり、書類作成も含めて関わる保育内容も異なることがあると考えられる。

一方で、正規職員だけでは、保育所（園）運営をすることが困難な現状もあり、非正規職員を積極的に雇用する必要性も高い。

そのため、非正規職員が４割を占めており、正規職員の雇用に力を入れるべきではあると思うが、現状を維持して、各保育所（園）が保育の質を保てるよう継続的に努力することが望まれる。【意見】

(２)職員の出退勤管理について、岐阜市内の保育所（園）は、出退勤管理について、シフト表のみで管理をしており、各保育士が出勤しているかの確認は取れるようになっている。また、シフト表等に書き込むことにより、休暇の場合は年次休暇をとっているのか、病気休暇なのか、欠勤かどうかの見分けはつくようになっている。

しかし、職員の正確な出勤時間や退勤時間は把握できておらず出退勤管理としては労働環境上適切ではない可能性が高いと思われる。【指摘】

特に、保育士不足が社会問題化し、保育士の職務が過酷であると言われている中、若手保育士が長時間労働をしていないかを確認する必要があると考えられる。一方で、時間外勤務が行われていることは個人申告に任されていることになり、勤務時間を客観的に証明する記録がないと言える。

そもそも、時間外勤務は上司の命令に基づき実行される形態をとってお

り、時間外勤務命令書及び報告書の提出は規定通り行われていることから時間外手当の支給に問題はないと考えられる。
そのため、保育所（園）職員の勤務時間管理については、タイムカード等を設置するなどして、出退勤管理を行うことが望ましいと考えられる。
【意見】

なお、地方公務員に対する労働基準法の適用については、地方公務員法第５８条に記載がある。当該条文には適用除外となっている労働基準法等の条文が列挙されており、それ以外の労働基準法の条項は適用されることになる。したがって、労働時間（労基法第３２条)、時間外労働（同法第３６条)、割増賃金（同法第３７条）については、保育所職員に対しても適用される。

(３)視察対象保育所（園）において、利用者定員の超過の問題は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の中で、超過期間の長さ２年から５年へ改訂されていることからしても、全国的に保育所（園）が抱える問題であることが推察される。
岐阜市の保育所待機児童人数は０人となっているが、０・１歳児の年度途中の保育所（園）への入所希望については、一部の保育所（園）が利用定員を超えて受け入れている。
利用者が超過することにより、職員や利用者が集中する保育所（園）へ負担がかかることが懸念される。
だが、現在岐阜市において、定員超える場合の弾力的な運用として、①部屋面積が年齢別の基準面積を満たすこと、②人数に応じた職員を配置すること、を条件としていることから、職員への負担が増すことはない。
ただ、施設整備については、予算の都合もあり、すぐに対応できないと考えられ、また今後の保育ニーズの伸び及び新たな事業者の小規模保育事業や事業所内保育事業への参入が現時点では把握しにくい状況の中での施設整備は供給過多の恐れがある。
子ども保育課の担当者からの聞き取りによると、岐阜市は私立幼稚園を

認定こども園への移行、及び小規模保育事業所の開設などの方策をとっている。

そのため、現状通り、当該方策を進めていくことが適切であると考える。

【意見】

第１１　保育所（園）の職員研修は適切に実施されているか

１．概要

保育の質の向上のため、保育職員に対する研修制度が実施されているかを確認するため、監査目的とした。

（1）研修区分

岐阜市の保育所の職員研修は、経験年数などに応じて、「リーダー」「中堅」「初任」「新任」の区分に分けられて、区分に応じた研修内容が設定されて実施されている。

研修内容としては、参加者の保育所勤務時のエピソードを取り上げて保育者同士で交流する方式での研修も行われている。

平成２８年度の保育者研修は、保育所（園）、認定こども園職員研修「保育者等の資質のさらなる向上のために」をテーマに研修を行った。

研修は、①「市立副所長、私立副園長又は主任」、②「リーダー」、③「中堅」、④「初任」、⑤「新任」、⑥「看護師」の６区分に分けて行われた。

平成２８年度は、①副所長・副園長・主任研修会が１回、②リーダー研修会が３回、③中堅研修会が８回、④初任研修が２回、⑤新任研修会が２回、⑥看護師研修会が１回行われた。

研修に受講義務は課されてはいないが、保育所の配慮で、全ての保育者が、年に１回は研修の機会がもてるように実施されている。

（2）リーダー研修

リーダー研修は、昨年の実績として年３回行われ、市立４３名・私立６６名の延べ合計１０９名出席した。研修担当者は、長森北保育所長及び市橋保育所長であった。研修命題は「保育力アップ」「エピソード①子どもの育ちにつながった私の環境構成と援助、②子どもの成長を感じたとき」であった。

また、研修の中でアンケート調査が実施され、アンケート①「園内の危機管理やリスクマネジメントの勉強会を行っていますか？」との質問に対し、市立保育所の参加者は４３名中４２名が対策をしていると回答し、具体的な対策として「ヒヤリハットを回覧したり、必要に

応じて職員会議などで話し合い、共通理解をする」「毎月１回ヒヤリハットを提出し、事例研修を行う。必要な情報を共有し、意見交換をする」などの回答が出された。一方、私立保育園の参加者は、対策をしていると回答したのは６６名中４０名であって、２３名はやっていない、３名は知らないと回答した。（市立と私立のリスクマネジメントの意識の違いの改善策はしているのか）

　そして、アンケート②「ヒヤリハットは園内で有効に使われていますか？」との質問に対し、市立保育所は、４３名中４１名が「提出し、皆で共有しているのでリスクマネジメント意識が高くなっている」と回答した。これに対し、私立保育園は６６名中４４名が「提出し、皆で共有しているのでリスクマネジメント意識が高くなっている」と回答したものの、２０名が「提出して回覧するが、これについては協議しない」、２名が「提出するがあまり役になっていないと思う」と回答した。

　アンケート③昨年（平成２７年）のヒヤリハット提出枚数については、市立保育所の提出人数は４１名、私立保育園の提出人数は５９名と、ヒヤリハットの提出人数自体にそれほど差はないことが明らかとなった。

（3）中堅研修

　中堅研修は、年８回行われ、市立１２９名、私立１２８名の合計２５７名が出席した。研修内容は「遊びは学び」「エピソード①子どもの育ちにつながった私の環境構成と援助、②子どもの成長を感じたとき」であった。

　また、中堅の研修の中においても、同じくアンケート調査が実施され、アンケート①「園内の危機管理やリスクマネジメントの勉強会を行っていますか？」との質問に対し、市立保育所の参加者は１２９名中１２６名が対策をしていると回答し、具体的な対策として「年度当初に、前年度に起きたヒヤリハットのまとめの資料をもらう」「職員会でヒヤリハット事例を話し合い、対策を考え、職員の意識を高められるようにしている」などの回答が出された。一方、私立保育園の参加者は、対策をしていると回答したのは１２８名中９０名であって、３

２名はやっていない、６名は知らないと回答した。

そして、アンケート②「ヒヤリハットは園内で有効に使われていますか？」との質問に対し、市立保育所は、１２９名中１１７名が「提出し、皆で共有しているのでリスクマネジメント意識が高くなっている」と回答した。これに対し、私立保育園は１２８名中９２名が「提出し、皆で共有しているのでリスクマネジメント意識が高くなっている」と回答したものの、３１名が「提出して回覧するが、これについては協議しない」、１名が「提出するがあまり役になっていないと思う」と回答した。

アンケート③昨年（平成２７年）のヒヤリハット提出枚数については、市立保育所の提出人数は１２３名、私立保育園の提出人数は１１４名と、ヒヤリハットの提出人数自体にそれほど差はないことが明らかとなった。

中堅層の研修担当者は、市立・私立の所長合わせて４名が２名ペアで１回の研修を担当する方式で行われた。

（4）初任研修

初任研修は、年２回実施され、市立保育所４９名と私立保育園７９名の合計１２８名が出席した。研修内容は「子どもの遊びと安全管理」「エピソード①保育者になってよかったと思ったとき」であった。

また、初任研修の中でも、アンケート調査が実施され、アンケート①「園内の危機管理やリスクマネジメントの勉強会を行っていますか？」との質問に対し、市立保育所の参加者は４９名中４８名が対策をしていると回答した。一方、私立保育園の参加者は、対策をしていると回答したのは７９名中５０名であった。この点に関し、市立保育所にしても、私立保育園にしても、リーダー及び中堅層よりは初任者の方が園内での危機管理やリスクマネジメントの勉強会に積極的に取り組んでいることが感じ取られた。

そして、アンケート②「ヒヤリハットは園内で有効に使われていますか？」との質問に対し、市立保育所は、４９名中４７名が「提出し、皆で共有しているのでリスクマネジメント意識が高くなっている」と回答した。これに対し、私立保育園は７９名中４７名が「提出し、皆

で共有しているのでリスクマネジメント意識が高くなっている」と回答した。この点に関しては、私立保育園においては、リーダー及び中堅層の結果と殆ど変わらず、現場における危機意識は高いものの、現場から提出された問題意識を組織で活かしきれていない現状が明らかとなった。

初任研修の研修担当者は、早田保育所長及び西郷保育所長が２名ペアで１回の研修を担当する方式で行われた。

（5）新任研修

新任研修は、年２回実施され、市立保育所４２名と私立保育園４２名の合計８４名が出席した。研修内容は、「保育の心得」であった。
研修担当者は、柳津東保育所長及び鷺山保育所長であり、１回の講義につき一人が担当する方式であった。

新任研修においては、学習会に参加した感想として「グループワークではメンバーが同じ年齢担当だったので、頑張っていることには刺激を受け、悩みは共有し解決策なども話し合うことができた」「大先輩の話を聞いて、行動だけにとらわれずに子どもを理解して心を受け止めるような保育士になりたい」といった、新任の保育士ならではの悩みを学習会において解消する糸口がつかめたことが確認できた。

ただ、新任保育士からは「保育所見学の時間をもっと増やして欲しい。環境などとても勉強になる」や「気になる子、保護者対応などについて学びたい」との意見があった。

（6）看護師研修

看護師研修においては、年１回実施されており、市立保育所９名と私立保育園１６名の合計２５名が出席した。

研修内容としては、０歳児保育室見学、乳児保育に関わる配慮事項、感染症対策・アレルギー対応・保健業務等々など専門性にとんだ研修が実施された。研修参加者からは、「他の園の職員とコミュニケーションがとれ、困っていることが解決できた」（市立保育所勤務）、「各園での取り組み、工夫を知ることで、今後の方向性の課題ができた」（私立保育園勤務）、との意見が寄せられた。

アンケート結果からすると、看護師研修において参加者は、保育所保育の中で医療関係者の看護師がどのように関わっていくのか、他の園での対応を聞くことでより保育に資する看護師の役割を認識することができたと考えられる。

（7）市立保育所副所長、私立保育園副園長又は主任研修

市立保育所副所長、私立保育園副園長又は主任研修においては、年１回研修が実施され、市立保育所２１名と私立２７名の合計４８名が研修に出席した。

研修においては、保育リーダーの役割及び情報交換をテーマにディスカッションが行われ、保育所（園）における人材育成、事故予防対策、情報交換がなされた。

また、市立保育所副所長、私立保育園副園長又は主任研修の中においても、同じくアンケート調査が実施され、アンケート①「園内の危機管理やリスクマネジメントの勉強会を行っていますか？」との質問に対し、市立保育所の参加者は２１名中２１名全員が対策をしていると回答し、具体的な対策として「ヒヤリハット事例を職員会議、代表者会議等で共有し対策を検討している（月に一度程度・重要性のある事例はその都度)」などの回答が出された。一方、私立保育園の参加者は、対策をしていると回答したのは２７名中２２名であって、「園内研修を行っている。(救命救急、アレルギー除去食対応、ＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）など)」などの回答が出された。

そして、アンケート②「ヒヤリハットは園内で有効に使われていますか？」との質問に対し、市立保育所は、２１名中２１名全員が「提出し、皆で共有しているのでリスクマネジメント意識が高くなっている」と回答した。これに対し、私立保育園は２７名中２１名が「提出し、皆で共有しているのでリスクマネジメント意識が高くなっている」と回答したものの、４名が「提出して回覧するが、これについては協議しない」、２名が「提出するがあまり役になっていないと思う」と回答した。

研修参加者からは、「安心・安全できる保育所であるため、自分の役割について認識した。声に出して職員につたえ、最善の注意を払って

いきたい」（市立保育所勤務）、「リーダーとして「まとめ役・規範・信頼を得られる」ことを学び、改めて自分自身を見直し努力したい」（私立保育園勤務）などの意見が寄せられた。

２．着眼点並びに監査手続

保育所（園）の職員研修について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）研修参加者をどのように把握しているか。名簿作成や単位制などで管理しているか。	・担当者へのヒアリング ・関係書類の閲覧 ・保育所（園）への視察
（２）研修テーマをどのように決めているか。参加者アンケートを考慮しているか。	同上
（３）研修の区分が適切にされているか。	同上
（４）市立保育所と私立保育園のリスクマネジメントの格差を埋める対策をしているか。	同上
（５）職員確保のための対策をとっているか。	同上

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第１１　保育所（園）の職員研修は適切に実施されているか			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）研修参加者をどのように把握しているか。名簿作成や単位制などで管理しているか。	○		○
（２）研修テーマをどのように決めているか。参加者アンケートを考慮しているか。	○		
（３）研修の区分が適切にされているか。	○		
（４）市立保育所と私立保育園のリスクマネジメントの格差を埋める対策をしているか。	○		
（５）職員確保のための対策をとっているか。	○		

【監査意見】

①研修申し込みについては、年度初めに各保育所（園）ごとに出される研修参加申込書（１年分の研修の参加者の名前が記されている）によって、把握されている。研修の参加は、当日まで出欠の申し込みをすることは可能であるが、原則は年度初めに提出される園ごとの参加申し込みによる。

研修参加者は、各研修で名簿が作成されている。当日の出欠状況も記録として残されている。

子ども保育課担当者からの聞き取りによれば、市立保育所においては、研修は年に１人１回は受講することになっている。しかし、私立保育園職員の受講義務はないため、子ども保育課からは研修の受講を強く勧めている。

市立保育所については、研修出席者を各保育所で把握することができ、実際に研修に参加をしていることも確認できるよう名簿が作成されてお

り問題はない。

私立保育園については、市が行う研修の参加者は把握している。

ただ、私立保育園は、後述のとおり民間の保育連盟等の研修にも参加しており、市の行う研修と民間の保育連盟等の研修にどのように参加をしているかを、市が把握することは困難である。

今後、市としては処遇改善加算の対象にもなるため、私立保育園に対して研修受講の啓発を行い、可能な限り研修受講者名の把握を行っていくことが可能であると考えられる。【意見】

②研修テーマは子ども保育課の担当者及び市立保育所職員から選出された学習会担当者が協議して決定する。研修テーマの選定には、前年のアンケート結果を参考にすることもある。

研修テーマについては、現場の意見を反映して決定しており、保育の現場で問題となっている事項をカバーできていると考えられる。研修テーマの決定について特に問題はないと考える。

③研修の区分は、「新任」が保育士となって１年～２年の者、「初任」が５年までのもの、「中堅」「リーダー」は６年以上の経験者であるが、各園の職員構成によって「中堅」もしくは「リーダー」となるかが決まる。

もっとも、岐阜市の研修は、柔軟に取り組まれており、自分の興味のある研修を受講してよいことになっており、６年以上の経験がある保育士であれば「中堅」研修を受けてもよいし、「リーダー」研修を受講することも可能である。

そのため、研修の区分については、それぞれの理解段階に応じた研修制度が設けられていること、希望をすれば他の研修を受けることができることからして、問題はないと考える。

④市立保育所と私立保育園のリスクマネジメント意識の格差については、子ども保育課においても感じ取られており、子ども保育課担当者からの聞き取りによれば、３年前から格差是正のための対策を講じている。具体的には、園・所長会議において、リスクマネジメントをテーマにして話し合いを行い、次回研修のテーマにするなどして市立、私立ともに意

識を高めるようにしている。
　このように、岐阜市としては、市立保育所と私立保育園のリスクマネジメント意識の格差を埋める対策を講じており、現状問題はないと考えるが、今後、改善が見られない場合は、研修義務制度の明文化を含めて検討する方が良いと考える。

⑤岐阜市が行う研修自体、回数も多く、充実しているが、その他に、子ども保育課が開催する「子どもの健康を考える会」（年１回毎年１２月、対象は保育士だけに限っていない）及び他団体と共催する研修（年１回毎年２月）がある。また、岐阜県が開催する研修会もある。
　私立保育園については、民間の保育園連盟等が開催する研修会もあり、岐阜市が開催する研修会に出席していなくても、民間の保育園連盟等の研修会に参加して能力を補っていることも考えられる。
　そのため、岐阜市以外の研修制度も整備されており、問題はないと考える。

第１２　保育事業の多機能化への取組み状況について

１．概要

岐阜市では、平成２７年度現在、４６か所の保育所（園）、２か所の認定こども園、４か所の小規模保育事業があり、保育を必要とする子どもへの保育サービスを提供している。

保育に対する保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時預かり事業、病児・病後児保育等さまざまな保育サービスを実施している。特に延長保育は、２２か所で１９時まで、７か所で２０時まで実施している。

就労形態の多様化に伴い保育の需要は多様化しており、そうした需要に対応するため、岐阜市では、通常の保育のほかに特別保育事業を市立保育所、私立保育園及び認定こども園で実施している。特別保育の内容は①一時預かり②サポート一時預かり③休日保育④休日一時預かり⑤延長保育⑥病児・病後児保育⑦地域子育て支援センター事業⑧元気子育てサロン事業となっている。

事業名	事業概要	実施施設数（H28）	利用料
①一時預かり	保護者が次の理由により乳幼児を家庭で保育することができない場合に、保育所（園）等で一時的に預かる制度 「仕事の都合、通院や治療、看護、学習、免許・資格取得、冠婚葬祭、引越、出産等育児に伴う心理的や肉体的な負担を解消するための諸活動」	実施施設数 26か所	3歳児未満 利用料： 2,240円 給食費： 360円 3歳児以上 利用料： 1,490円 給食費： 300円
②サポート一時預かり	保護者が平日に、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難な場合に一時的に預かる制度	実施施設 市立保育所（京町、市橋、鷺山保育所を除く	3歳児未満 利用料： 2,240円 給食費： 360円 3歳児以上

			利用料： 1,490円 給食費： 300円
③休日保育	保護者の就労等により、日祝日において家庭における保育が困難な場合に児童を預かる制度（利用料については、所属する保育所（園）等で代休を取得できない場合のみ、利用料がかかる。）	実施施設 京町保育所	利用料 3歳児未満： 2,240円 3歳児以上： 1,490円 おやつ代： 50円 保険料： 260円
④休日一時預かり	保護者が日祝日に、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難な場合に預かる制度	実施施設 京町保育所	利用料 3歳児未満： 2,240円 3歳児以上： 1,490円 おやつ代： 50円 保険料： 260円
⑤延長保育	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所（園）等における通常の開所時間を延長して、保育を行う制度	実施施設数 7か所：20時まで 22か所：19時まで	利用料金 19時まで： 300円 20時まで： 450円
⑥病児・病後児保育	保育所（園）等に入所している子ども（又は小学校3年生までの児童）が、病気の回復期または病気の回復に至らない状態であり、保育所（園）等で集団保育が困難かつ、保護者が家庭で保育できない場合、病院・診療所に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で預かる制度	実施施設数 民間病院等　5か所	原則2,000円 昼食300円 （希望者）

⑦子育て支援センター事業	育児の不安・負担を軽減するため、子育てに関する知識や経験を持つ保育所（園）が子育てネットワークの拠点となり、子ども・親同士が交流できる場の提供、育児相談、園庭開放、親子教室、子育てセミナー等を実施する。	実施施設数 5か所	
⑧元気子育てサロン事業	市内在住の小学校就学前の子どもとその保護者の子育てを支援するため、「子育て相談」「園庭開放」「図書貸出」を行っている。	実施施設数 ⑦以外の保育所（園）	

各保育所（園）の実施状況をまとめると下記の通りである。

【市立保育所】　　平成 28 年 9 月現在

施設名		延長保育 20 時まで ○ 19 時まで △	一時預かり	サポート 一時預かり	休日保育	休日一時 預かり	元気子育 てサロン	地域子育 て支援
1	京町	○	○		○	○		○
2	島			○			○	
3	早田			○			○	
4	鷺山	○	○	○				○
5	合渡			○			○	
6	長森南			○			○	
7	長森北			○			○	
8	木田			○			○	
9	あかね			○			○	
10	西郷			○			○	
11	市橋	○	○					○
12	網代			○			○	
13	岩野田			○			○	
14	三輪南			○			○	
15	あいかわ			○			○	
16	則武			○			○	
17	三輪北			○			○	
18	黒野			○			○	
19	柳津東			○			○	
20	佐波			○			○	

【私立保育園】　　平成 28 年 9 月現在

施設名		延長保育 20 時まで ○ 19 時まで △	一時預かり	サポート 一時預かり	休日保育	休日 一時預かり	元気子育 てサロン	地域子育 て支援
21	聖徳	△	○					○
22	木之本	△	○				○	
23	鶉	△	○				○	
24	みそばた	△	○				○	
25	茜部	△					○	
26	さゆり	△	○				○	
27	領下	△					○	
28	若葉	△	○				○	
29	桜	△					○	
30	常磐	○	○				○	
31	七郷	△	○				○	
32	鏡島	○	○				○	
33	大洞	△	○				○	
34	梅林	△	○				○	
35	華陽	○	○				○	
36	駒爪	○	○				○	
37	本荘	△	○				○	
38	日置江	△	○				○	
39	なかよし岐阜南	△	○				○	
40	日野	△	○				○	
41	三里	△	○				○	
42	岩	△	○				○	

【認定こども園】　　平成 28 年 9 月現在

	施設名	延長保育 20 時まで ○ 19 時まで △	一時 預かり	サポート 一時 預かり	休日保育	休日 一時預かり	元気子育 てサロン	地域子育 て支援
43	黒野こども園	△	○					○
44	ながらこどもの森	△	○					
45	沖ノ橋	△	○					
46	加納西	△	○					
49	清流	△						
50	芽含幼稚園	△						

各事業の実施状況の推移を概観すると以下の通りである。

① 一時預かり事業

【私立保育園・認定こども園】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
実施保育所数	22	22	22	22	23
延べ利用者数	7,187	7,601	8,355	8,507	8,197
補助金額	20,847,930	21,720,270	20,329,840	41,014,090	42,562,500

【市立保育所】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
実施保育所数	3	3	3	3	3
延べ利用者数	5,496	5,511	4,614	4,452	4,368

② 延長保育事業

【私立保育園・認定こども園・小規模保育事業】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
実施保育所数	26	26	26	29	30
補助金額	47,905,600	45,209,800	45,102,050	32,972,300	36,383,600

２．着眼点並びに監査手続

保育所（園）の多機能化への取組み状況について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）特別保育に関する明確な方針が策定され、実績評価がなされているか。	・特別保育に関する方針が記載されている「子ども・子育て支援事業計画」の検討 ・特別保育に関する目標値と実績値の比較、検討 ・関係者へのヒアリングの実施
（２）一時預かり事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。	・一時預かり事業を行っている保育所（園）の把握 ・一時預かり事業実施保育所（園）数及び利用者数の推移の把握 ・各保育所（園）における一時預かり事業の実施時間の把握 ・岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査による一時預かり事業のニーズの把握及び検討 ・保育所（園）で行われる一時預かり申込時の手続きの検討 ・保育所（園）に保管されている一時預かり申込書の記入内容の検討 ・関係者へのヒアリングの実施
（３）延長保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。	・延長保育事業を行っている保育所（園）の把握 ・延長保育事業実施保育所（園）数及び利用者数の推移の把握 ・各保育所（園）における延長保育事業の実施時間の把握 ・岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査による延長保育事業のニーズの把握及び検討 ・関係者へのヒアリングの実施
（４）休日保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。	・休日保育事業を行っている保育所（園）の把握 ・休日保育事業実施園数及び利用者数の推移の把握

	・岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査による休日保育事業のニーズの把握及び検討 ・関係者へのヒアリングの実施
（5）病児・病後児保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。	・病児・病後児保育事業を行っている事業所の把握 ・病児・病後児保育事業実施事業所数及び利用者数の推移の把握 ・岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査による病児・病後児保育事業のニーズの把握及び検討 ・関係者へのヒアリングの実施
（6）子育て支援センター事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。	・子育て支援センター事業を行っている保育所（園）の把握 ・子育て支援センター事業実施保育所（園）数及び利用者数の推移の把握 ・岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査による子育て支援センター事業のニーズの把握及び検討 ・関係者へのヒアリングの実施

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第１２　保育所（園）の多機能化への取り組み状況について			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）特別保育に関する明確な方針が策定され、実績評価がなされているか。	○		
（２）一時預かり事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。			○
（３）延長保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。	○		
（４）休日保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。			○
（５）病児・病後児保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。	○		
（６）子育て支援センター事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。			○

【監査意見】

(１)特別保育の長期的な方針は「第２期岐阜市次世代育成支援対策行動計画“輝き”子ども未来図　ぎふⅡ」（平成２８年３月発行）並びに「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」（平成２７年３月発行）に記載されており、今後の方向性と数値目標が定められており、記載内容は、以下の通りであった。

①延長保育事業

平成２６年度現在、市内２９か所（７か所：２０時まで、２２か所：１９時まで）で実施している。就労形態の多様化に伴い保育の需要は増加しており、そうした需要に柔軟に対応することが求められて

いる。今後は、既存の２９か所の保育所（園）で供給体制を維持し、供給確保を図る。

量の見込及び確保方策　　単位:（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	552	544	528	518	505
確保方策	995	995	995	995	995
過不足	443	451	467	477	490

②一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業

いずれも、保護者の仕事の都合、通院や治療、看護、学習、資格取得、冠婚葬祭、出産、育児に伴う心理的・肉体的な負担を解消するため等、家庭で保育できない場合、一時的に児童を保育する制度である。

このうち、保育所（園）で行っている事業は、一時預かり事業である。市内２５か所（平成２６年度現在）で開所時間内を行っている。また保育所（園）以外では、ファミリー・サポート・センター事業で個々のニーズに対応したり、トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）にて、市内２か所の児童養護施設等で平日の夜間、土曜日及び長期休暇時の預かりを実施している。

今後は、現状の市内２５か所の保育所（園）、ファミリー・サポート・センター事業、市内２か所の児童養護施設における供給体制を維持することで供給確保を図る。

量の見込及び確保方策　　単位：延べ人数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込		58,653	57,228	55,689	54,423	53,042
確保方策	一時預かり事業	58,323	58,323	58,323	58,323	58,323
	ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040
	子育て短期支援事業	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
過不足		5,330	6,755	8,294	9,560	10,941

③病児・病後児保育

保育所（園）等で集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で保育を行う。また、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）において、早朝、夜間などの緊急時の保育を行い、子育てと就労を支援する。

本事業は、通常の保育とは異なり、突発的・集中的に利用児童が発生する傾向にある。感染症発生時などの一時的に受け入れることができないケースを除けば、概ね現状の市内５か所の医療機関、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）における供給体制を維持することで供給確保は可能と考えているようである。

量の見込及び確保方策　　単位：延べ人数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込		5,851	5,737	5,589	5,471	5,328
確保方策	病児・病後児保育事業	12,348	14,160	14,160	14,160	14,160
	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業（病児・緊急対応強化事業）	35	35	35	35	35
過不足		6,532	8,458	8,606	8,724	8,867

④地域子育て支援センター事業

育児の不安・負担を軽減するため、子育てに関する知識や経験を持つ保育所（園）が子育てネットワークの拠点となり、子ども・親同士が交流できる場の提供、育児相談、園庭開放、親子教室、子育てセミナー等を実施している。

平成２６年度現在、市内５か所の保育所（園）で実施しており、また５か所以外の保育所（園）においては、元気子育てサロン事業として、育児相談、園庭開放、図書の貸出等を実施している。

今後については、現状５か所の保育所（園）での実施及び元気子育てサロン事業における供給体制を維持することで供給確保を図るようである。

量の見込及び確保方策　　単位：延べ人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	8,550	8,308	8,077	7,878	7,692
確保方策	13,164	13,164	13,164	13,164	13,164
過不足	4,614	4,856	5,087	5,286	5,472

各特別保育事業の方針並びに実施評価は以下の通りであった。

①特別保育に関する長期的な方針はどうなっているか。

特別保育の長期的な方針は「第2期岐阜市次世代育成支援対策行動計画“輝き”子ども未来図　ぎふⅡ」（平成２８年月発行）並びに「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」（平成２７年３月発行）に記載されており、今後の方向性と数値目標が定められている。

②具体的な数値目標は設定されているか。

「延長保育事業」「一時預かり事業」「病児・病後保育事業」「地域子育て支援センター事業」については、事業の方向性とともに具体的な数値目標が設定されている。

③目標値と実績値の比較・分析は行われているか。

目標値と実績値の比較・分析は行われていないようである。

④目標値の達成度合いはどうか。

目標値と実績値の比較・分析が行われていないため、達成度合いについても明確ではない。

（2）一時預かりとは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業である。

①一時預かりに対する市民のニーズに合致しているか。

岐阜市が平成２６年３月に行った「岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」によると、保護者が、自分の用事や通院等の目的で一時的に子どもを預けたい時に利用している事業は、「利用していない」が81.9％と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が6.8%、「一時預かり」が4.3%となっている。その他には、「託児所」「認可外保育施設」「ショッピングセンター」「祖父母」等があった。

「一時預かり」等の事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が79.2%と最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」が19.5%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が19.4%となっている。その他として「近くに祖父母がいる」「情報が少ない」「子

どもが嫌がる」「空きがない」等があった。

一方、「一時預かり」等に対する利用希望については、「利用する必要はない」が54.8%、「利用したい」が34.9%となっている。

事業を利用する際の目的は、「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が59.0%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が53.2%となっている。

１年間で必要と見込まれる利用日数は、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」では「１２日以上」が42.0%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」では「１０日」が23.4%、「不定期の就労」では「１２日以上」が37.0%、「その他」では「１２日以上」が28.4%とそれぞれ最も高くなっている。

子どもを預ける場合の望ましい事業形態は、「大規模施設で子どもを預かる事業」が77.7%と最も高く、次いで「小規模施設で子どもを預かる事業」が38.0%となっている。

その他として「自宅から近い所」「安い所」「預かってもらえるなら何処でも」等があった。

以上より、一時預かりに対する保護者のニーズは高いと考えられるが、一方で、アンケートにもあるように、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」等の意見もあり、保護者への周知方法等に改善の余地があるのではないかと考える。【意見】

②利用者が利用しやすい申込状況となっているか。

一時預かり事業の目標値と実績値に乖離があるため、申し込み手続きに改善の余地があるのではないかという観点から、一時預かりの申し込み手続きについて検討を行った。

検討の結果、一時預かりの申し込み手続きについて、申し込みの妨げになると思われる事項はなかった。

③申込手続きは適切に行われているか。

私立保育園の平成２８年６月の一時預かり事業利用申込書81件を抽出し、記載内容を検討した。

特に問題は無く、全て適切であった。

(３)保育所（園）の保育時間は１１時間とされているが、就労等の事情により、これを超えて保育サービスを受けることを希望する場合、保育所（園）に延長保育を申出ることで延長保育を受けることができる。

①延長保育事業は、市民のニーズに合致しているか。

岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査によれば、回答者（４，８２８ 人）の平日の保育サービスの利用希望は以下のようになっている。

・利用開始時間

8時以前	6.4%
8時	35.8%
9時	35.3%

・利用終了時間

17時	17.7%
18時	14.7%
19時	7.1%

早朝についてはほとんどの保育所（園）が７時に始業しており、保護者のニーズに概ね合致していると考えられる。

また、夕方以降についてもほとんどの園が１９時あるいは２０時終業となっており、保護者のニーズに概ね合致していると考えられる。

(４)休日保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。

①休日保育に対する市民のニーズに合致しているか。

岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査によれば、休日保育（土日祝日）についての利用希望は、「利用する必要はない」が71.5%（土曜日）、85.0%（日祝日）と最も高く、次いで「月に１～

２回は利用したい」が19.1％（土曜日）、10.9％（日祝日）となっている。回答数が４，８２８件あったことから考えると、それなりの潜在的ニーズがあるものと考えられる。

また希望の利用開始時間については、「９時」が42.3％（土曜日）、38.2％（日祝日）と最も高く、次いで「８時」が36.1％（土曜日）、33.9％（日祝日）となっており、利用終了時間については、「１８時」が22.7％（土曜日）、26.4％（日祝日）と最も高く、次いで「１７時」が20.3％（土曜日）、23.1％（日祝日）となっている。

岐阜市の休日保育の実施状況は、市立の１か所（京町保育所）で実施されているのみであり、年間の利用者数は ６６２ 人（平成28年度）であり、下図利用実績からもわかるとおり、年々利用者数は増加しており、潜在的な需要が相当数あると思われる。

（単位：人）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
利用者数	233	424	450	662

休日保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。

岐阜市の休日保育の実施状況は、市立１か所（京町保育所）で実施されているのみであり、年間の利用者数は毎年増加しており、平成28年利用者数は６６２人と、平成２５年から比べると2.8倍になっている。

雇用形態の多様化等により、今後も利用者数は増加するものと考えられるが、岐阜市においては保育士確保等の問題もあり、今後も休日保育を拡大していく予定はないとの回答であった。

このように利用者数が毎年大きく増加している状況を鑑みると、保護者の休日保育に対する潜在的ニーズは一定量存在し、現在は、１か所の施設でまかなえているがこのままの推移で行くと、今後保護者のニーズに応えられていない状況になることも予想される。

休日保育については、拡大の方向で検討することが必要と思われる。休日保育を実施する場合には、月曜日から日曜日まで休園日がなくなり、通年で実施するには各保育所（園）の負担が大きいと考えら

れる。このため、例えば、各保育所（園）の持ち回りとし数か所は休日保育を実施するなどの仕組みを作ることも有効と思われる。【意見】

（5）病児・病後児保育は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。

①病児・病後児保育事業に対する市民のニーズに合致しているか。

病児・病後児保育とは、保育所（園）に入所している子ども（又は小学校３年生までの児童）が、病気の回復期または病気の回復に至らない状態であり、保育所（園）で集団保育が困難かつ、保護者が家庭で保育できない場合、病院・診療所に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で預かる制度である。岐阜市では、民間病院等５か所の施設で実施している。

岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査によれば、平日、保育所（園）等を利用している方で、子どもの病気・ケガで通常の保育が利用できなかった経験の有無は、「あった」が68.7%、「なかった」が23.8%となっている。その際の対処方法については、「あった」が77.3%、「なかった」が1.4%となっている。直近１年間の対処方法は、「母親、父母以外の養育者が休んだ」が40.8%と最も高く、次いで「父親又は母親（その他養育者）のうち就労していなかった方が子どもをみた」が34.7%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が29.4%となっている。

その他として「母親が休んだ」「子どもを連れて出勤した」「祖父母にみてもらった」等があった。

直近１年間の対処日数は、「父親が休んだ」では「１日」「２日」がそれぞれ25.5%、「母親、父母以外の養育者が休んだ」では「３日」が15.8%、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」では「１０日」が17.7%、「父親又は母親（その他養育者）のうち就労していなかった方が子どもをみた」では「１０日」が16.1%、「病児・病後児の保育を利用した」では「１日」が16.1%、「ファミリー・サポート・センターにお願いした」では「２日」「３日」「５日」がそれぞれ4.0%、「仕方なく子どもだけ留守番させた」では「２日」が7.4%、「その他」では「１２日以上」が17.7%となっている。

子どもが病気・ケガ等の際に、病児・病後児のための保育施設等の利用希望は、「預けたいとは思わない又は預ける必要がない」が61.0%、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」が33.9%となっている。希望の利用日数は、「２日」「５日」がそれぞれ16.7%と最も高く、次いで「３日」が15.3%、「１０日」が10.7%となっている。

病児・病後児の預け先として望ましい場所は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する場所」が85.6%と最も高く、次いで「他の施設（例：幼稚園・保育所（園）等）に併設した施設で子どもを保育する場所」が47.9%となっている。その他として「自宅から近い所」「職場の託児所」等があった。

病児・病後児を預けたいと思わない又は預ける必要がない理由は、「親が仕事を休んで対応する」が59.4%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が43.9%となっている。その他として「祖父母にみてもらえる」「自分が働いていないから」「他の病気をうつされるとこまる」「子どもがかわいそう」等があった。

児童が病気やケガの際にできれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいかは、「できれば仕事を休んで看たい」が42.9%、「休んで看ることは非常に難しい」が22.0%となっている。

父母が仕事を休む場合の希望日数は、「５日」が16.8%と最も高く、次いで「２日」が15.8%、「３日」が15.6%となっている。

父母が仕事を休んで看ることが非常に難しい理由は、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が57.4%と最も高く、次いで「休暇日数が足りないので休めない」が15.7%となっている。その他として「仕事が多忙なため」「仕事に影響が出る」「連休を取れない」「急に休みを取り辛い」等があった。

病児・病後児保育事業は民間病院等５か所の施設で実施されており、岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果からすると、市民のニーズに応えているものと思われ、ニーズを踏まえた適正な水準と言える。

（6）子育て支援センター事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。

①子育て支援センター事業に対する市民のニーズに合致しているか。

岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査によれば、地域子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」が92.0%、「利用している」が6.5%となっている。

１ヶ月当たりの利用頻度は、「１～３回程度」が65.8%と最も高く、次いで「４～７回」が24.6%となっている。

今後の利用希望の意思は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が60.2%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が30.2%となっている。

以上より、子育て支援センター事業へのニーズはそれなりにあると考えられるが、一方で、アンケートにもあるように、「利用していない」が92.0%と大多数であり、保護者への周知方法等に改善の余地があるのではないかと考える。【意見】

第１３　保育料の収納事務及び滞納保育料の管理は適切か

１．概要

（1）保育料の収納事務が適切になされているか

保育料は、岐阜市が管理の対象とする債権のうち、公法上の原因により発生し、地方税滞納処分の例により強制徴収ができる強制徴収債権であり、地方自治法２２４条に規定する分担金に属している。

岐阜市は、「岐阜市特定教育、保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例」（条例４４号）に基づき、保育料を決定し、徴収している。

同条例第７条は、「保育所を利用した保護者等は、毎月末日までにその月分の保育料（市に納入する利用者負担額をいう。）を市に納入しなければならない。」と規定しており、当月分の保育料を当月末日までに負担させる扱いとしている。

具体的な利用者負担額の納入方法は、口座引き落としによる手続若しくは納付書による手続による。

利用者負担額の口座引き落としを利用している施設利用者の割合は、４，７６１件中４，１９０件であり、88.01%である。

口座引き落としを利用していない施設利用者は、納付書により払い込みをしている。

利用者負担額の平成２８年度の収納率は下記表のとおり

		調定額（円）	収入済額（円）	収入未済額（円）	収納率
私立保育園保育料	現年度	743,315,660	739,765,210	3,550,450	99.52%
	過年度	26,308,720	3,787,840	22,520,880	14.40%
	計	769,624,380	743,553,050	26,071,330	96.61%
市立保育所保育料	現年度	461,871,080	459,589,930	2,281,150	99.51%
	過年度	8,078,010	1,522,860	6,555,150	18.85%
	計	469,949,090	461,112,790	8,836,300	98.12%
合　計	現年度	1,205,186,740	1,199,355,140	5,831,600	99.52%
	過年度	34,386,730	5,310,700	29,076,030	15.44%
	計	1,239,573,470	1,204,665,840	34,907,630	97.18%

（2）子ども保育課の滞納管理

①口座引き落としができなかった場合

口座引き落としができなかった月（引き落とし不能月）の翌月の上旬に、「再発行」と印字した上で、当該口座引き落とし不能月の納付書を作成する。再発行の納付書の納期限は引き落とし不能月の翌月の末日に設定している。

子ども保育課は、作成した納付書を利用施設宛に送付し、施設から利用者に手渡しをする。子ども保育課から各保育所（園）への送付方法は、毎日定期的に利用しているメール便にて送付をしている。

②滞納管理簿の作成

子ども保育課が利用者負担額の滞納の事実確認をした場合は、管理簿を作成して、データで管理をしている。

滞納者のうち、在所（園）者に対しては、上記の通り各保育所（園）

が滞納者に対して岐阜市子ども保育課が発行した納付書の送付を行っている。あわせて口頭若しくは書面で滞納分保育料の支払の催促をしている。在所（園）者の場合は、当該施設に通わせていることもあり、納入率はそれほど悪くない状況とのことである。

滞納者のうち、退所（園）者に対しては、夜間訪問による徴収を行っている。

夜間訪問による徴収は、午後６時３０分頃から午後８時３０分までの間に、滞納者宅を子ども保育課の正規職員若しくは管理職の保育所所長が訪問し、徴収を行う。夜間訪問による徴収は、一定の成果を挙げているようである。

③滞納者に対する差押等の強制徴収手続

岐阜市としては、上記の口頭、書面督促による方法及び夜間徴収の方法以外で、督促状の発布、差押手続等はしていない。

また、児童手当からの特別徴収の手続は行っていない。

④滞納利用者負担額（保育料）分納誓約書

岐阜市子ども保育課は、滞納者に対して「滞納利用者負担額（保育料）分納誓約書」を記載するようにしてもらっている。

分納誓約書を記載して貰うことで、５年の消滅時効（地方自治法第２３６条）の中断の効力が生じるため、利用者負担額が不納欠損金となることを防ぐ意味も持っている。

（3）収納率改善に向けた取り組み

子ども保育課において「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱（案)」の作成がされている。

しかし、要綱の施行の予定については、岐阜市において保育料管理で使用している子ども子育て支援システムにおける延滞金管理等のシステムの構築を平成３０年度に予定しており、それを待ってから決裁になる予定である。

なお、同要綱案の内容としては、督促状の送付時期（第３条)、催告書の送付時期（第４条)、納入指導（第５条)、分納誓約（第６条)、預

金等の調査及び差押事前通知書の送付（第７条）、差押等の手続（第８条）が規定されており、現在子ども保育課で行っていない、督促状の送付、催告書の送付及び差押手続について規定されている。

（４）不納欠損処分

子ども保育課では、各個人名（利用者負担額負担者名義）で納期別にて未納金額を把握しており、納期限から５年を経過したときに、不納欠損として処理をしている。

そのため、毎年納期限から５年を経過した利用者負担額については、不納欠損処理を行っている。

平成２８年度の不納欠損処分については以下のとおり

①　市立保育所

種　　別	金　　額	件数	人数	不納欠損処分理由	根拠法令	年数
教育・保育施設使用料	903,590円	53件	18人	居所不明等による消滅時効の完成	地方自治法第２３６条	５年
計	903,590円	53件	18人			

②　私立保育園

種　　別	金　　額	件数	人数	不納欠損処分理由	根拠法令	年数
保育所運営費負担金	3,174,750円	201件	42人	居所不明等による消滅時効の完成	地方自治法第２３６条	５年
計	3,174,750円	201件	42人			

参考：過去3年分の不納欠損処分（市立・私立合算値）

年　度	金　額	件　数
２５	11,240,820 円	501 件
２６	7,112,490 円	427 件
２７	8,992,030 円	677 件

（５）高額滞納者に対する対応

子ども保育課では、滞納者をシステム上でデータ管理しており、１年に一度は必ず、各保育所（園）に対して滞納者に対する催促をするように指導している。

平成２９年１１月９日現在の高額滞納者１０人の滞納金額は以下の表のとおりである。

NO.	園児数（人）	滞納金額（円）	滞納状況	滞納者に対する対応
1	2	1,023,000	平成２６年８月～平成２９年１０月まで滞納（内３か月分は支払済み）	・納付指導 ・夜間訪問 ・電話連絡
2	2	929,400	平成２４年４月～平成２６年３月まで滞納	・分納誓約書提出 ・納付指導
3	2	916,400	平成２６年８月～平成２７年１月まで滞納（内３か月分は支払済み）	・来庁による納付指導
4	2	830,000	平成２７年４月～平成２９年８月まで滞納	・納付指導
5	2	730,500	平成２６年９月～平成２８年３月まで滞納（内２か月分は支払済み）	・夜間指導 ・催告書送付
6	2	708,200	平成２６年５月～平成２９年１０月滞納（内１０か月	・夜間訪問 ・納付指導 ・催告書送付

			分は支払済み）	
7	2	672,500	平成２６年１０月～平成２８年１月まで滞納（内７か月分は支払済み）	・納付指導 ・夜間徴収 ・納付誓約書提出 ・催告書送付
8	2	620,700	平成２８年４月～平成２９年１０月まで滞納（内２ヶ月分は支払済み）	・納付指導 ・催告書送付 ・分納誓約書提出
9	2	580,600	平成２０年１月～平成２４年３月まで滞納（但し消滅時効）	・納付指導 ・催告書送付 ・夜間訪問
10	2	480,600	平成２５年５月～平成２６年３月まで滞納（内１か月分は支払済み）	・納付指導

高額滞納者の世帯年収は、３５０万円～５００万円程度であり、決して所得が低い世帯が高額滞納をしているわけではない。

なお、滞納者の現況把握については、保育所（園）利用者は１年に１度「現況届」を提出させることで現況を把握するようにしている。

しかし、保育所（園）退所後の利用者については、現況届の提出は求めておらず、現況を把握することはできていない。

２．着眼点並びに監査手続

保育所（園）の収納事務及び滞納保育料の管理について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）保育料の出納事務が適切になされているか。	・担当者へのヒアリング ・関係書類の閲覧
（２）滞納保育料の管理は適切にされているか。	同上
（３）収納改善に向けた取り組みがなされているか。	同上
（４）不納欠損処分は適切に行われているか。	同上

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第１３　保育料の収納事務及び滞納保育料の管理は適切か			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）保育料の出納事務が適切になされているか。	○		○
（２）滞納保育料の管理は適切にされているか。	○		○
（３）収納料改善に向けた取り組みがなされているか。		○	○
（４）不納欠損処分は適切に行われているか。		○	○

【監査意見】

(1)保育料の収納事務について

保育料の収納事務については、現状 88.01%の割合で口座引き落とし手続になっていることから、収納率の向上に役立っていると考えられる。

しかし、口座引き落とし手続をしている割合が、まだそれほど高くないことから、今後、口座引き落としの割合を 100%近くとすることが課題であると考えられる。【意見】

(２)滞納管理は適切に管理されているか

子ども保育課職員に対する聞き取りによれば、保育料の滞納者から「滞納利用者負担額（保育料）分納誓約書」を記入して提出して貰っているとのことである。

保育料の滞納整理については、地方自治法２３１条の３第１項に「納期限までに納付しないものがあるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定して督促しなければならない」と規定されており、滞納保育料についても督促手続きを行う必要がある。

また、督促手続を経なければ滞納処分をすることはできないため（同法第３項)、督促手続を行うことは、滞納処分手続に移行するために必要性が高い。

しかし、子ども保育課の職員からの聞き取りによれば、滞納があったとしても督促状の作成や延滞金を管理するシステムが構築されていないこと、取り立ての手続のノウハウが不足していることにより、督促手続でさえ行っていないのが現状である。

保育料の滞納があった場合の取立てについては、岐阜市役所の市税管理部門が手続のノウハウを知っているため、岐阜市役所内部において、市税管理部門等が債権管理を行い、一元化することがもっとも望ましい対応と考えられる。

しかし、岐阜市役所内において、債権管理の一元化の実現が早期には困難であると考えられるため、子ども保育課独自で債権回収対応の必要性があると考えられる。

まずは、督促状の作成や延滞金管理等に対応したシステムを構築し「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱案」の決裁を受けた上で、滞納、管理簿作成、督促状の発布、預金調査等、差押え手続きの順番で執行をすることができるようにすることが目標である。【意見】

(３)収納率改善に向けた取り組みがなされているか、不納欠損処分は適切になされているか

子ども保育課では「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱案」を作成し、延滞金管理等システム構築後の決裁を待っている状況である。ただ、要綱案の決裁を受けていない間においても、地方自治法に基づく督促手続は

可能であるため、督促手続を経た差押え手続をする努力をすべきと考える。

また、平成２８年度の包括外部監査において「児童手当からの特別徴収（児童手当法第２２条第１項、第２項）を行うことが望ましい」との指摘を受けていたが、現状、実行はされていない。だが、他の利用者との公平上、児童手当からの徴収手続を検討すべきと考える。

そして、子ども保育課は滞納者に対して特定納期が記載された納付書の送付を行っているが、納付書に記載された特定期日の保育料を支払うと、滞納者はその期間の保育料のみを支払ったことになり、滞納保育料全額について債務承認をしたことにはならない。そのため、その他の納期の保育料の消滅時効は中断しないこととなり、消滅時効は進行してしまう。

そうすると、支払った特定期日以前の支払期日の保育料については、時効で消滅となる可能性が高く、不納欠損となってしまう。

そのため、一部の特定期日の保育料の払い込みをした利用者については、分納誓約書等を記載してもらうように促して、債務全体について債務承認をしてもらうように働きかけていくことが望ましい。

実際、高額滞納者の中には、一部の特定期の保育料を納付書によって納付している者がいるが、支払った特定期以前の保育料については支払っておらず、消滅時効が進行している状態となっている。

岐阜市の納入率は 99.52%と高水準ではあるが、金額にすると、毎年６００万円前後の収入未済額が生じている。過年度を合計すると、約３，０００万円の収入未済額があり、今後この収入未済額が不能欠損処理されていく見込みである。

滞納保育料の徴収のため、滞納者から債務承認を受けて時効消滅を防いだ上で、現況届記載の勤務先に対する給与差押え手続などを行い、確実に回収するよう対策をとるべきと考える。【指摘】【意見】

第１４　行財政改革における市立保育所に対する取組み状況について

１．概要

岐阜市は、行財政改革を最重要課題の一つとして位置づけ、昭和４０年に「事務合理化委員会」を発足させて以来行財政改革に取り組み、昭和６１年１月に最初の「岐阜市行政改革大綱」を策定した。これまでに、改訂版も含め数次にわたって行財政改革大綱を策定し、事務事業全般にわたる見直しや民間活用、定員管理・給与の適正化など不断の行財政改革に取り組んできた。

その行財政改革の一環として、市立保育所の民営化が進められ、平成１４～１６年度（第一次）と平成２０～２３年度（第二次）に実施された。

市立保育所の民営化の実績は、以下の通りである。

施設名	民営化の状況	定員	運営団体	所在地	備考
常磐保育園	平成14年4月1日	150	(社)中部学院福祉会	上土居	
七郷保育園	平成15年4月1日	155	(社)桂福祉会	西改田字米野	
鏡島保育園	平成15年4月1日	150	(社)同朋会	鏡島西	
大洞保育園	平成16年4月1日	140	(社)宝和会	大洞桜台	
梅林保育園	平成20年4月1日	90	(社)健育会	中道北	
華陽保育園	平成20年4月1日	120	(社)同朋会	五坪	
駒爪保育園	平成21年4月1日	90	(社)瑞鳳会	東駒爪町	
本荘保育園	平成21年4月1日	120	(社)真誠会	錦町	
日野保育園	平成23年4月1日	90	(社)舟伏	日野西	
三里保育園	平成23年4月1日	145	(社)ともいき福祉会	六条東	
岩保育園	平成23年4月1日	100	(社)順和会	岩田東	
長良保育園	平成16年4月1日	146	(社)堂角会	福田町	その後認定こども園に移行
沖ノ橋保育園	平成20年4月1日	115	(社)和光会	沖ノ橋	〃
加納西保育園	平成22年4月1日	105	(社)和光会	加納神明町	〃
日置江保育園	平成22年4月1日	70	(社)蓮華会	日置江	〃

２．着眼点並びに監査手続

行財政改革における市立保育所に対する取り組み状況について、下記の着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
（１）市立保育所の民営化の趣旨は明確か。	・民営化関連資料の閲覧 ・関係者に対するヒアリング
（２）市立保育所の民営化候補選定は適切か。	同上
（３）民営化の候補者選定基準は適切か。	同上
（４）民営化の効果は検討されているか。	同上
（５）今後の民営化方針は明確か。	同上

３．監査の結果

≪監査結果の概要≫

第１４　行財政改革における市立保育所に対する取り組み状況について			
着眼点	監査結果		
	問題なし	指摘	意見
（１）市立保育所の民営化の趣旨は明確か。	○		
（２）市立保育所の民営化候補選定は適切か。	○		
（３）民営化の候補者選定基準は、適切か。	○		
（４）民営化の効果は検討されているか。	○		
（５）今後の民営化方針は明確か。	○		

【監査意見】

(１)岐阜市は、平成１７年２月に次世代育成支援対策行動計画「”輝き”子ども未来図ぎふ」を策定し、子どもの育ちと子育てへの支援を総合的に推進している。

特に共働き世帯が半数を超すなかで仕事と子育ての両立支援が必要とされていること、また親の様々な就労形態により保育ニーズが多様化して

いること、さらに家庭や地域の子育て力が低下し、子育てに不安や過度な負担を感じる親が増加傾向にあることから、保育所（園）は地域の総合的な子育て支援施設としての役割を一層拡充していく必要がある。

こうした子育て支援ニーズの増大に対応するため、次の目的による市立保育所の民営化を実施し次世代を担う子どもの健全育成に寄与することを目的としている。

①多様化する保育ニーズに対処すべく、保育環境を充実し働く親を支援する。

②創意工夫による独創的かつ個性的な保育園の運営を支援することにより、保護者の選択の幅の拡大を図る。

③保育所（園）運営に係る経費の官民格差を率直に受け止め、効率的な行政運営による行政のスリム化を図る。

岐阜市は、上記で記載した３つの目的をめざし、次の４つの考え方に基づき民営化を推進した。

ア　「民間にできることは民間に任せる」を原則に市立保育所全てを民間移管対象とし、既存施設で民間移管が可能な市立保育所は全て民営化する。

イ　市立保育所の民営化と並行して、子育て支援を核に特別保育を総合的に実施する拠点保育所（園）を継続して整備し、保育のみならず地域の子育て環境をバックアップしていく。

ウ　市立保育所の民営化により軽減される経費を活用し、老朽化した施設の整備や増加する保育ニーズへの対応など子育て支援施策を推進する。

エ　小規模あるいは老朽化などにより既存施設での民間移管が困難な市立保育所については、可能な範囲で統廃合を進め、保育の実施に適切な規模の確保を図るほか、民営化を前提とした法人による老朽施設の建て替えへの助成制度の確立など、民営化に向けた諸施策を講じる。

（2）市立保育所の民営化保育所選定は適切か

岐阜市は、移管後の保育園の安定化・恒久性の確保、他私立保育園との競合性に配慮した地域的均衡の確保、既存の私立保育園と同程度の保育事業の確保という点を考慮し、第一次民営化（平成１４年度～１６年度）にあたっては、次の４つの選定条件により対象保育所を選定した。

第１要件　「鉄筋コンクリート造りで、残存耐用年数が３０年以上あり、最高可能定員が８０人以上の保育所」

第２要件　「私立保育園から概ね２km 離れている保育所」

第３要件　「同一地区内に私立保育所がない保育所」

第４要件　「ゼロ歳児保育を実施している保育所」

さらに第二次民営化（平成２０～２３年度）では、保育所の施設管理状況・規模、敷地面積、利便性、入所状況を踏まえつつ、近隣の保育所（園）・幼稚園の設置状況や老朽化により民間での建替えを含めた施設整備の可能性等を総合的に勘案して、既存のままでの民間移管が可能と考えられる保育所から民営化を実施することとした。具体的には、次の要件に当てはまる保育所を対象とした。

第１要件　保育所定員６０人以上の保育所であること

第２要件　小規模等の保育所あるいはそれらと統廃合を含めた再編を検討する必要がない保育所であること

第３要件　拠点保育所でないこと

第４要件　土地や施設の利用に制限がない保育所であること

第５要件　老朽化による早急な対策が必要な保育所であること

第６要件　幼保総合施設化により廃止の可能性が高い保育所でないこと

第７要件　柳津地域の保育所でないこと

岐阜市は、上記要件に当てはまる保育所として、第一次民営化で、

①常磐保育所　　平成１４年４月１日
②七郷保育所　　平成１５年４月１日
③鏡島保育所　　平成１５年４月１日
④長良保育所　　平成１６年４月１日

⑤大洞保育所　　平成１６年４月１日
の５か所を、また第二次民営化で、
①梅林保育所　　平成２０年４月１日
②華陽保育所　　平成２０年４月１日
③沖ノ橋保育所　平成２０年４月１日
④駒爪保育所　　平成２１年４月１日
⑤本荘保育所　　平成２１年４月１日
⑥加納西保育所　平成２２年４月１日
⑦日置江保育所　平成２２年４月１日
⑧三里保育所　　平成２３年４月１日
⑨日野保育所　　平成２３年４月１日
⑩岩保育所　　　平成２３年４月１日
の１０か所を民営化した。

いずれも上記要件に合致するものであり、計画通り進行したものと認められる。

（3）民営化の候補者選定基準は、適切か

岐阜市は、民営化候補の選定基準として、下記の条件を設けた。

■第１要件　応募資格及び法人条件
①社会福祉法人であること。
②新たに法人を設置する場合は、事務所を岐阜市内に置くこと。
③法人の運用財産として年間事業費の１２分の２以上に相当する現金又は普通預金等を有していること。
④法人組織の理事に、地域の代表者を１名以上加えること。
⑤移管を受けた法人自らが、移管保育園を運営すること。
⑥既存の保育園の廃園を予定して市立保育所の移管を受けた場合以外は、直ちに既存の保育園を廃園しないこと。

■第２要件　移管後の保育園運営等の条件
(保育の引き継ぎ)
①移管前１月中旬から３月３１日までの間に保育引き継ぎを実施、市の指示に従い移管保育園に勤務する職員（施設長、保育士、調理員）を配置すること。

(職員配置)
②施設長及び主任保育士は、移管保育園の専任とし、そのうちいずれかは、幹部職員（主任保育士又はこれに相当すると認められる者）として、児童福祉施設で３年以上又は幼児教育施設で６年以上の経験がある者、あるいは保育士としての勤務経験が２０年以上ある者であること。
③保育士構成について、保育士は、保育又は幼稚園教諭の経験が５年以上ある者が３分の１以上含まれること。
④正規職員の午前７時から午後６時までの通常保育に要する職員配置は、市の配置基準によることとし、延長保育、一時保育については、国の基準による職員配置を行うこと。

(保育事業等)
⑤移管前の障がい児保育、ゼロ歳児保育、長時間保育、元気子育てサロン事業、ちびっ子日曜ひろば事業及び保育所地域活動事業等を継続すること。(ゼロ歳児保育については移管前から実施している保育所に限る。またその際は生後５７日からのゼロ歳児保育を移管後３年以内に実施する。)
⑥一時保育事業を実施すること。
⑦延長保育の実施については、移管する保育所（園）の規模や地域のニーズにより個別に設定するものとする。ただし、移管先法人の意向による新規実施は妨げない。
⑧保育内容については、国の示す「保育所保育指針」を基本とすること。

(保育園運営)
⑨移管当初の保育園定員は、市の指示どおりとすること。
⑩移管決定後から、保護者、地域関係者との話し合いの場を設置し、保育園の運営等について話し合い、地域に根ざした保育園づくりに努めること。
⑪移管後の保育園運営等は可能な限り市立保育所のやり方を２年間は

引き継ぐこと。ただし、移管法人、保護者、地域関係者との話し合いにより、この期間を変更することができるものとする。

⑫保護者の会は継続設置すること。

⑬社会福祉法、児童福祉法等の法令及び関係通達等を遵守すること。

⑭岐阜市の保育行政を理解し、園長・所長会議への出席、途中入所、定員の弾力的運用、その他岐阜市が必要と認める事項について積極的に協力すること。

⑮民営化後２年間は、従来の保育所の名称を承継し、「○○保育所」を「○○保育園」とすること。

⑯制服等の導入は、２年間は移管前のとおりとすること。ただし、移管法人、保護者との話し合いにより、この期間を変更することができるものとする。

⑰民営化後３年以内に第三者機関によるサービス評価を受審すること。

　また、選考方法については、下記のとおりとした。

⑱法人の選考にあたり、幼児教育関係者、法人経理関係者、地域の自治会や保護者会からの推薦者、保育経験者等により構成する「市立保育所民営化選考委員会」を設置し、毎年、選考のうえ決定する。

⑲移管を受ける保育所は、各年度一法人につき一保育所とする。

以上より、民営化の候補者選定基準は、多面的な選考項目が設けられており、妥当であったと判断できる。

(５)民営化の効果は検討されているか。

岐阜市は、第一次民営化後の平成１５年１２月に民営化３保育園（常磐、七郷、鏡島）と、平成１６年１２月に民営化保育園４園（七郷、鏡島、長良、大洞）の保護者並びに職員を対象に、アンケート調査を実施した。

アンケート結果からの検証内容は、次のとおりである。

民営保育園の保育内容や運営内容については、保護者からは概ね肯定的な評価を受けている。それは、延長保育を含め朝夕の保育時間が長くなったことを始め、特に保育や行事の多様化、保育士・園長の対応の良さと、それに伴う各保育園の明るく活発な様子について、保護者から高い評価を受けている。

また市立の際にはなかなか良くならなかったと指摘を受けた、施設や設備面での改善も各法人の裁量のもとで行われつつあり、各法人による運営が柔軟な対応を可能にしていることがうかがえる。

一方、懸念される保護者の意見としては、各保育園の保育士の年齢が市立の時よりも平均的に若くなったことに保護者が漠然とした不安感をもっていることや、「実際に子育ての相談がしにくい」とか「子どもの状況などについて、保育士とのコミュニケーションがとりづらい」などの意見もあった。

民営化への引継ぎについては、保護者、職員の双方からより充実した内容にしてほしいといった要望があり、期間の延長や内容の充実についてさらに検討すべきである。

民営化の発表から保護者への説明、設置条例改正までの期間が短いことや、説明会や話し合いの機会の充実を求める意見も見られた。

民営化後に市立保育所の運営方法を２年間は継続することとした移管条件については、制服やスモックなどの導入を始め、個性的な保育園の運営を求める声がある一方で、２年間は市立の運営方法を引き継ぐことに対する肯定意見や安心感を生むといった意見が多くみられ、保育園長の意見もそれを裏付けるものであった。

以上のように、アンケート調査の結果によれば、保護者の意見は保育所民営化について概ね肯定的である。

第一次保育所民営化の目的である三つの視点から検証してみると、まず、サービスの充実の点では、特別保育の実施を評価する意見が多く、民営化による成果が現れているといえる。

保育所の個性化による選択の幅の拡大という点については、現在のところ、地域の子ども達が通う比率が高く、保育内容で選択したという回答は少ないが、保育内容の多様化、新しい行事・体験の導入は好評であり、保育内容、保育士の対応などに質の向上が見られ、保護者にとっては好ましい状態であるといえる。

効率的な運営に関しては、行政の経費は削減できているが、特にサービスの水準が落ちているという指摘はなく、逆に保護者にとっては、スピーディーな施設改善、安全対策、駐車場の確保など、市立では予算的に対応が難しかった点について、民営化後の保育園の対応の早さは評価

が高いものがある。

民営化により、保育の質が落ちるのではないかといった懸念も民営化前には、保護者等からあったようであるが、民営化後の保育の質の評価についても、指導監査等の点から次のように評価を行っている。

保育園における保育の実施主体は自治体にあり、保育内容の指導監督責任も自治体にある。よって岐阜市の指導監査課による指導監査を実施するとともに、毎月開催する「保育園長・所長会議」においても保育の質の低下を招かないよう努めている。

財政的効果については、当初、計画段階では民営化による財政的効果額は、１か所あたり４，０００万円程度を見込んでいたが、実際には、民営化による運営費の削減額は、１か所あたり、２，０００～２，５００万円程度であったようである。しかしながら、延長保育の実施など民営化保育園と同様の保育時間を市立保育所で実施した場合に必要となる人件費や職員の退職手当積立相当分、今後の保育所の改築や改装にかかる余剰経費など、将来的な行政経費の削減額は相当額に達するものと考えられると検証しており、財政的な面からも民営化による効果があったものと捉えられる。

以上より岐阜市は、民営化による効果について、保護者や職員へのアンケートの実施、また指導監査課による監査、財政的な効果の検証等を行っており、その結果、民営化による効果が認められ、民営化による効果の検討は妥当であったと判断できる。

(６)今後の民営化方針は明確か

岐阜市は行財政改革の一環として、市立保育所の民営化が進められ、平成１４～１６年度（第一次）と平成２０～２３年度（第二次）に実施し、１５か所の保育園を民営化した。その後、第三次の民営化も検討されたようであるが、現在は一旦民営化の動きは止まっているようである。その背景には、現在は、保育に関する新制度が始まり、

・既存の私立幼稚園から認定こども園への移行
・私立幼稚園が小規模保育事業所の開設
・幼稚園での２歳児の預かり保育（幼稚園接続保育）
・事業所内保育や企業主導型保育事業の新規開設

など、保育を取り巻く環境が大きく変わっている状況であり、また現政権が打ち出した幼児教育・保育の無償化も大きく影響を及ぼすと考えられる現状の中で、民営化や統廃合を進めるのではなく、新制度開始後、保育を取り巻く環境の変化を見極めた上で今後の方針を検討するようである。

岐阜市は、民営化の動きを止めたわけではなく、新制度移行過程において、様々な状況を勘案し、また見極めた上で、今後の方針を検討する意向であり、今後の方向性については、妥当であると判断する。

第１５ 指摘及び意見一覧表

着眼点		監査結果		内容
		指摘	意見	
第３　保育所の運営状況について				
1	所管課において、市立保育所の収支状況が把握されているか。		○	市立保育所でも保育所別に収支を把握すべきである。
第４　民間保育園等に対する補助金交付の状況				
1	各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか。	○		一時預かりの時間延長に対する補助金について補助金の趣旨に従い、時間延長について補助金を支給すべきである。
第５ 保育所（園）施設整備の現状と対応について				
1	保育所（園）の整備及び営繕を計画的に実施しているか		○	保育所施設の整備対象案件の選定にあたっては、より多くの利害関係者の意見を収集できるような取り組みを検討することが望まれる。。
2	遊具の安全点検が有資格者により実施されているか		○	遊具の安全点検は国土交通省が認定する有資格者に実施させることにより、一定水準以上の品質が常に確保することが望まれる。
3	定期点検の結果を踏まえ、子供の安全に配慮した対応がとられているか		○	遊具の定期点検の結果、修繕が必要と判断されたものの、資金がないために当該遊具が使用不可とならないよう、修繕計画の精度を一層高め、緊急対応が必要となる事態を回避することが望まれる。
4	備品が規定に準拠して適切に管理されているか。	○		私立保育園、認定こども園において、規定に基づき、備品管理を行っていく必要がある。
第６ 保育所（園）の施設及び児童の安全管理は適切にされているか				
1	私立保育園の安全管理は適切か		○	入所者の安全・快適な生活空間の確保の項目について、指摘を受けないよう対策をとることが望まれる。
2	認定こども園及び小規模保育施設の安全管理は適切か		○	毎年の実地指導を引き続き行うことで、保育の質の向上を図り、今後指摘を受けることはなくなると考えられる。
第７ 保育所の契約事務は適切になされているか				
1	随意契約に基づく契約手続きが適切に行われているか		○	最低制限価格を随意契約において導入している他市町村もあることから、岐阜市においても検討することが望まれる。
2	給食に関する契約について業者選定に問題はないか			
第８ 保育所（園）の入所選考手続きは適切になされているか				
1	保育所（園）の入所選考が『岐阜市児童保育条例施行規則』に準拠して行われているかどうか	○		保育料の滞納がある場合の入所に際しては、納付相談や滞納処分を経た上で入所を決定する旨をインターネット上や『入所あんない』等において周知する必要がある。
2	優先順位の決定方法が別表で規定されたとおりに実施されているか		○	入所選考に恣意性が介入していないこと、基準の透明性、選考の公平性を担保していくために、チェックリスト等を活用し、優先順位が適切に運用される仕組みの導入が望まれる。
3	優先順位が同じである場合の選考優先基準の点数のつけ方に恣意性は介入していないか		○	入所選考担当者が、入所希望者の優先順位が同じである場合の選考優先基準の点数の付け漏れが発生しないよう、チェックリスト等の導入をすることが望まれる。
第９ 保育料の決定手続				
1	保育料が基準に従って適切に計算されているか		○	保育料を決定方法について、網羅的に記載することが望まれる。
2	保育料減免手続が規定に従って適切に行われているか		○	保育料の減免手続について、ホームページや「入所あんない」に載せていないため、入所希望者に対して周知することが望まれる。
第１０　保育所（園）の職員状況は適切か				
1	正規職員、臨時職員、嘱託職員の配置状況は適切か		○	臨時職員、嘱託職員でまかなっている実情がみとめられることから正規職員の雇用に力を入れるべきであるが、現状を維持して、各保育所(園)が保育の質を保てるよう継続的に努力することが望まれる。
2	職員の出退勤管理は適切か、労働基準法の規定に違反している事項はないか	○	○	職員の正確な出勤時間や退勤時間は把握できておらず出退勤管理としては労働環境上適切ではない可能性が高いと思われる。保育所(園)職員の勤務時間管理については、タイムカード等を設置するなどして、出退勤管理を行うことが望ましいと考えられる。
3	利用者定員が超過している状態が適切か		○	私立幼稚園に対し認定こども園への移行、及び小規模保育事業所の開設などの方策を進めていくことが適切である。
第１１　保育所（園）の職員研修は適切に実施されているか				
1	研修参加者をどのように把握しているか。名簿作成や単位制などで管理しているか		○	市としては、処遇改善加算の対象にもなるため、私立保育園に対して研修受講の啓発を行い、可能な限り研修受講者名の把握を行っていくことが可能であると考えられる。

着眼点		監査結果		内容
		指摘	意見	
第１２　保育所（園）の多機能化への取り組み状況について				
1	一時預かり事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。		○	保護者への周知方法等に改善の余地があるのではないか。
2	休日保育事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか		○	拡大の方向で検討する必要がある。
3	子育て支援センター事業は、市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか		○	保護者への周知方法等に改善の余地があるのではないか。
第１３　保育料の収納事務及び滞納保育料の管理は適切か				
1	保育料の出納事務が適切になされているか		○	今後口座引き落としの割合を１００%近くとすることが課題である。
2	滞納保育料の管理は適切にされているか		○	督促状の作成や延滞金管理等に対応したシステムを構築し「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱案」の決裁を受けた上で執行をすることができるようにすることが目標である。
3	収納料改善に向けた取り組みがなされているか	○	○	滞納保育料の徴収のため、滞納者から債務承認を受けて時効消滅を防いだ上で、現況届記載の勤務先に対する給与差押え手続きなどを行い、確実に回収するよう対策をとるべきと考える。
4	不納欠損処分は適切に行われているか	○	○	